目 昭和二十六年法律第百九十八号 次 投資信託及び投資法人に関する法律

第二編 一編 投資信託制度 総則 (第一条・第二条)

第 第二章 一章 委託者指図型投資信託 委託者非指図型投資信託 四十六条 (第三条—第 (第四十七

第三章 投資法人制度 外国投資信託(第五十八条—第六十

条—第五十七条)

一章

投資法人

第一節 第三節 の二新投資口予約権及び新投資口 投資口及び投資証券(第七十六条 設立 (第六十六条—第七十五条) 通則(第六十一条—第六十五条) · 第八十八条) 予約権証券(第八十八条の

第四節 機関

第八十八条の二十三)

第一款 投資主総会 (第八十九条—第九

第二款 第 \equiv 款役員及び会計監査人の選任及び 投資主総会以外の機関の設置 (第九十五条)

第四款 執行役員(第百九条・第百十 解任 (第九十六条—第百八条)

第六款 第五款 監督役員 (第百十一条) 役員会(第百十二条—第百十五

第七款 会計監査人(第百十五条の二ー 第百十五条の五)

第八款 役員等の損害賠償責任(第百十

第 九 款補償契約及び役員等のために締 結される保険契約(第百十六条 五条の六―第百十六条)

第五節 事務の委託(第百十七条―第百 の二・第百十六条の三)

第六節 投資口の払戻し 第百二十七条) (第百二十四条

第七 第二款 款 計算等 会計帳簿等 会計の原則 (第百二十八条)

> 第一目 会計帳簿(第百二十八条の二 第百二十八条の四)

第 月 計算書類等(第百二十九条 第百三十四条)

第三款 出資剰余金等(第百三十五条· 第百三十六条)

第四款 金銭の分配等(第百三十七条

第百三十九条)

第八節 投資法人債(第百三十九条の二一 第百三十九条の十三)

第九節 規約の変更(第百四十条—第百四

第十節 条) 解散(第百四十三条—第百四十四

第十一 節 合併

第 一款 通則 六条) (第百四十五条・第百四十

第二款 吸収合併(第百四十七条・第百 四十七条の二)

第三款 新設合併(第百四十八条・第百

第四款 吸収合併の手続 四十八条の二)

目吸収合併消滅法人の手続 百四十九条―第百四十九条の (第

第

第 目吸収合併存続法人の手続 条の十) 百四十九条の六―第百四十九 (第

目新設合併消滅法人の手続(第 新設合併の手続 百四十九条の十一―第百四十

第 目新設合併設立法人の手続(第 百四十九条の十五・第百四十 九条の十六)

九条の十四)

第六款 雑則(第百四十九条の十七 百五十条) · 第

第十二 清算

第一款 通則(第百五十条の二―第百六 十三条)

第十三節 第二款 登記(第百六十五条—第百八十 特別清算(第百六十四条)

二条)

第十四節 雑則(第百八十三条—第百八十 六条の二)

第二章 投資法人の業務

> 第一 節 登録 (第百八十七条—第百九十二

第二節 業務

第一款 業務の範囲 百九十七条 (第百九十三条—第

第三節 第二款 監督(第二百十一条—第二百十九 業務の委託 二百十条) (第百九十八条-第

第三章 外国投資法人(第二百二十条—第1 百二十三条

第四編 第五編 罰則(第二百二十八条—第二百五十二 雑則(第二百二十三条の二―第二百二 十七条)

第六編 没収に関する手続等の特例 十三条—第二百五十五条) (第二百五

附則

第一編 総則

第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用 ることにより、投資者による有価証券等に対すて発行される各種の証券の購入者等の保護を図 ることを確保するとともに、この制度に基づいし、これらを用いた資金の運用が適正に行われ 展に資することを目的とする。 る投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発 (目的) (定義) 有価証券等に対する投資として集合して運用 いて投資者以外の者が投資者の資金を主として 、その成果を投資者に分配する制度を確立 6 5

第二条 この法律において「委託者指図型投資信 ことを目的とする信託であつて、この法律に基 資産」という。)に対する投資として運用する 含む。)に基づいて主として有価証券、不動産 める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託 数の者に取得させることを目的とするものをい その他の資産で投資を容易にすることが必要で する場合における当該政令で定める者の指図を 託」とは、信託財産を委託者の指図 づき設定され、かつ、その受益権を分割して複 あるものとして政令で定めるもの(以下「特定 (政令で定

2 この法律において「委託者非指図型投資信 り受け入れた金銭を、合同して、委託者の指図 が複数の委託者との間に締結する信託契約によ 個の信託約款に基づいて、 受託者 9 みの勧誘のうち、 のをいう。 この法律において「適格機関投資家私募等」 三項第一号に規定する適格機関投資家をい 適格機関投資家(金融商品取引法第二条第

に基づかず主として特定資産に対する投資とし をいう。 託であつて、この法律に基づき設定されるもの による運用を含む。)することを目的とする信 部を委託する場合における当該政令で定める者 て運用(政令で定める者に運用に係る権限の一

指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託を この法律において「投資信託」とは、委託者

4 るものであつて、政令で定めるものをいう。 条及び第四十八条において同じ。)を目的とす うち政令で定めるものを行うことを含む。第七 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引の び第四十八条において同じ。)に対する投資と される同項各号に掲げる権利を除く。第七条及 号)第二条第二項の規定により有価証券とみな して運用すること(同法第二十八条第八項第六 (金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十 託者指図型投資信託のうち主として有価証 この法律において「証券投資信託」とは、

権利をいう。 同条第二項の規定により有価証券とみなされる この法律において「デリバティブ取引」と

品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は

この法律において「有価証券」とは、金融商

デリバティブ取引をいう。

は、金融商品取引法第二条第二十項に規定する

又はこれに類する外国投資信託に係る証券を 受託者が、この法律の規定により発行するもの 券であつて、委託者指図型投資信託にあつては 託に係る信託契約に基づく受益権を表示する証 委託者が、 この法律において「受益証券」とは、投資信 委託者非指図型投資信託にあつては

るもの(適格機関投資家私募等を除く。)を 類するものとして内閣府令で定めるものを含 される受益証券の取得の申込みの勧誘(これに む。以下同じ。)のうち、多数の者を相手方と して行う場合として政令で定める場合に該当す この法律において「公募」とは、新たに発行

とは、新たに発行される受益証券の取得の申込 次に掲げる場合に該当するも

う。)のみを相手方として行う場合で政令で

定める者を除く。)のみを相手方として行う 以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で 閣府令で定める者を含み、同法第三十四条の 定により特定投資家とみなされる者のうち内 第六項において準用する場合を含む。)の規 第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四 項において準用する場合を含む。) 又は同法 場合で政令で定める場合 十四条の三第四項(同法第三十四条の四第六 一第五項又は第八項の規定により特定投資家 特定投資家(金融商品取引法第二条第三十 項に規定する特定投資家をいい、同法第三 21 録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係

ずれにも該当しないものをいう。 誘のうち、公募又は適格機関投資家私募等のい 新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧 この法律において「投資信託委託会社」と この法律において「一般投資家私募」とは、

四項に規定する投資運用業を行う者に限り、信 この法律において「投資法人」とは、資産を 二号を除き、以下同じ。) をいう。 託会社を除く。)をいう。第二百八条第二項第 規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第 商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に 委託者指図型投資信託の委託者である金融

た社団をいう。 ことを目的として、この法律に基づき設立され 主として特定資産に対する投資として運用する

14 合的単位に細分化された投資法人の社員の地位 この法律において「投資口」とは、均等の割 百八十七条の登録を受けた投資法人をいう。 この法律において「登録投資法人」とは、第

15 この法律において「投資証券」とは、 を表示する証券をいう。 投資口

16 この法律において「投資主」とは、 投資法人

法人の発行する投資口の交付を受けることがで きる権利をいう。 投資法人に対して行使することにより当該投資 この法律において「新投資口予約権」とは、

発生する当該投資法人を債務者とする金銭債権 法律の規定により投資法人が行う割当てにより この法律において「新投資口予約権証券」と この法律において「投資法人債」とは、この 新投資口予約権を表示する証券をいう。

> であつて、第百三十九条の三第一項各号に掲げ る事項についての定めに従い償還されるも のを

20 この法律において「投資法人債券」とは、 資法人債を表示する証券をいう。 この法律において「資産運用会社」とは、 登 投

|22 この法律において「資産保管会社」とは、登 る業務を行う法人をいう。 録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係 る業務を行う金融商品取引業者をいう。

23 この法律において「一般事務受託者」とは、 投資法人の委託を受けてその資産の運用及び保 管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者を

25 この法律において「外国投資法人」とは、外 24 この法律において「外国投資信託」とは、外 国において外国の法令に基づいて設定された信 国の法令に準拠して設立された法人たる社団又 託で、投資信託に類するものをいう。

行するものをいう。 予約権証券又は投資法人債券に類する証券を発 は権利能力のない社団で、投資証券、新投資口

第二編 投資信託制度

|第三条 委託者指図型投資信託契約(以下この章 ば、これを締結してはならない。除き、以下同じ。)を受託者とするのでなけれ において「投資信託契約」という。) は、一の 引業者)を委託者とし、一の信託会社等(信託 金融商品取引業者(次の各号に掲げる投資信託 二百二十三条の三第四項及び第二百四十九条を 融機関をいう。以下同じ。)をいう。次章、第 律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金 信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法 会社又は信託業務を営む金融機関(金融機関の 契約にあつては、当該各号に定める金融商品取 (委託者指図型投資信託の委託者及び受託者) 第一章 委託者指図型投資信託

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七投資の対象とする資産に不動産(建物又は 受けている金融商品取引業者 う。次号、第六十六条第三項第一号イ及び る投資信託契約 同法第三条第一項の免許を 二百二十四条の二において同じ。) が含まれ ロ、第百九十九条第一号及び第二号並びに第 十六号)第二条第一号に規定する宅地をい

二 委託者指図型投資信託の信託財産(以下こ の章において「投資信託財産」という。)を

> 引業法第五十条の二第一項の認可を受けてい ことを目的とする投資信託契約 宅地建物取 る金融商品取引業者 主として不動産に対する投資として運用する

投資信託契約 前二号に掲げるもののほか、政令で定める 政令で定める金融商品取引

(投資信託契約の締結)

第四条 金融商品取引業者は、投資信託契約を締 結しようとするときは、あらかじめ、当該投資 の内容を内閣総理大臣に届け出なければならな 下この章において「投資信託約款」という。) 信託契約に係る委託者指図型投資信託約款(以

2 投資信託約款においては、次に掲げる事項を 記載しなければならない。

投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。) を含む。) を行うことにつき同法第二十九条の登録を受 取引法第二十九条の五第一項に規定する適格 託者が適格投資家向け投資運用業(金融商品 けた金融商品取引業者であるときは、 委託者及び受託者の商号又は名称(当該委 その旨 3

受益者に関する事項

委託者及び受託者としての業務に関する

五. 信託の元本の額に関する事項 受益証券に関する事項

る事項(投資の対象とする資産の種類を含 信託の元本及び収益の管理及び運用に関す

七 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準 日に関する事項

九 信託契約期間、その延長及び信託契約期間 信託の元本の償還及び収益の分配に関する

十 信託の計算期間に関する事項 中の解約に関する事項

及び時期に関する事項 他の手数料の計算方法並びにその支払の方法 受託者及び委託者の受ける信託報酬その

十二 公募、適格機関投資家私募(新たに発行 募(新たに発行される受益証券の取得の申込 ち、第二条第九項第一号に掲げる場合に該当 される受益証券の取得の申込みの勧誘のう みの勧誘のうち、同項第二号に掲げる場合に するものをいう。以下同じ。)、特定投資家私

投資家私募の別 該当するものをいう。以下同じ。)又は一般

十三 受託者が信託に必要な資金の借入れをす る場合においては、その借入金の限度額に関

十四 委託者が運用の指図に係る権限を委託す を受けた金融商品取引業者であるときは、そことにつき金融商品取引法第二十九条の登録 の旨を含む。)及び所在の場所 指図に係る権限を委託する者の商号又は名称 る場合においては、当該委託者がその運用 (当該者が適格投資家向け投資運用業を行う

十 五 十七 委託者における公告の方法 投資信託約款の変更に関する事項 前号の場合における委託に係る費用

前項第十号の計算期間は、内閣府令で定める 定める事項 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で

4 場合を除き、一年を超えることができない。 で定める。 第二項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令

第五条 金融商品取引業者は、その締結する投資 ものとして内閣府令で定める場合は、この限り 場合その他受益者の保護に欠けるおそれがない た書面を交付しなければならない。ただし、金 款の内容その他内閣府令で定める事項を記載し に当該書面に記載すべき事項が記載されている 融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書 に対して、当該投資信託契約に係る投資信託約 信託契約に係る受益証券を取得しようとする者 (投資信託約款の内容等を記載した書面の交付)

利用する方法であつて内閣府令で定めるものに 組織を使用する方法その他の情報通信の技術を 当該受益証券を取得しようとする者の承諾を得 の交付に代えて、政令で定めるところにより、 より提供することができる。この場合におい て、当該金融商品取引業者は、当該書面を交付 て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理 したものとみなす。 金融商品取引業者は、前項の規定による書面

第六条 委託者指図型投資信託の受益権は、 をもつて表示しなければならない。 に分割し、その分割された受益権は、 受益証券

(受益証券)

2 譲渡及び行使は、 委託者指図型投資信託の分割された受益権の 記名式の受益証券をもつて表

なければならない 示されるものを除くほか、受益証券をもつてし

3 数に応じて均等の権利を有するものとする。 本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口委託者指図型投資信託の受益者は、信託の元 受益証券は、無記名式とする。ただし、受益

記名式とすることができる。 者の請求により記名式とすることができる。 記名式の受益証券は、受益者の請求により無

委託者の代表者がこれに署名し、又は記名押印 掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載し、 しなければならない。 委託者指図型投資信託の受益証券には、次に

けた金融商品取引業者であるときは、その旨 につき金融商品取引法第二十九条の登録を受 託者が適格投資家向け投資運用業を行うこと 委託者及び受託者の商号又は名称(当該委

一 受益権の口数

び受益権の総口数 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及

信託契約期間

信託の元本の償還及び収益の分配の時期及

六 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他 の手数料の計算方法並びにその支払の方法及

募又は一般投資家私募の別 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私

信託をすることができる元本の限度額 指図型投資信託の受益証券については、追加 元本の追加信託をすることができる委託者

図に係る権限を委託する者の商号又は名称場合においては、当該委託者がその運用の指 の旨を含む。)及び所在の場所 を受けた金融商品取引業者であるときは、そ ことにつき金融商品取引法第二十九条の登録 (当該者が適格投資家向け投資運用業を行う 委託者が運用の指図に係る権限を委託する

前号の場合における委託に係る費用

定める事項 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で

二条第四項、第二百六条、第二百七条、 第百九十五条第二項、第二百条第二項、 九条、第二百十条、 (第百八十五条、第百八十七条、第百九十二条、 信託法(平成十八年法律第百八号)第八章 第二百十二条、 第二百十四 第二百 第二百 2

四項まで及び第六項中「受託者」とあるのは条、第二百五条並びに第二百八条第一項から第 九十三条、第百九十七条第一項から第三項ま四項、第百九十条第一項から第三項まで、第百 条及び第二百十五条を除く。)の規定は、委託 百九十一条第五項中「官報に公告しなければ」 「委託者」と、同法第百八十九条第四項及び第 第二百二条第一項から第三項まで、第二百四 のは「内閣府令」と、同法第百八十六条、第百 において、これらの規定中「法務省令」とある 者指図型投資信託について準用する。この場合 一十八条、第百八十九条第一項、第三項及び第 第百九十八条第一項、第二百一条第一項、

とあるのは「公告しなければ」と、同法第百九 するほか、必要な技術的読替えは、政令で定め のは「委託者及び受託者」と読み替えるものと 第一項及び第二百条第一項中「受託者」とある 発行されている受益権」と、同法第百九十五条 権を除く。)」とあるのは「記名式の受益証券が 受益権(第百八十五条第二項の定めのある受益 と、同法第百九十四条中「受益証券発行信託の 中「受託者」とあるのは「委託者又は受託者」 のは「委託者に」と、同法第百九十一条第四項 第二百三条第一項中「受託者が」とあるのは と、同法第百九十一条第一項及び第三項並びに 「委託者又は受託者が」と、「受託者に」とある 十条第二項中「委託者」とあるのは「受託者」

る信託の禁止) (証券投資信託以外の有価証券投資を目的とす

第七条 何人も、証券投資信託を除くほか、信託 財産を主として有価証券に対する投資として運 る信託をしてはならない。ただし、同法第百八 用することを目的とする信託契約を締結し、又 者に取得させることを目的としないものについ ては、この限りでない。 の信託であつて信託の受益権を分割して複数の 十五条第三項に規定する受益証券発行信託以外 は信託法第三条第三号に掲げる方法によつてす

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止

第八条 委託者指図型投資信託(主として換価の を除く。)は、金銭信託でなければならない。 目的とする投資信託であつて受益者の保護に欠 託者指図型投資信託の信託財産と委託者指図型 けるおそれがないものとして政令で定めるもの 容易な資産に対する投資として運用することを 信託法第百五十一条の規定にかかわらず、委

3 信託法第六章第三節及び第九章の規定は、委 託の信託財産とすることはできない。 投資信託以外の信託の信託財産を一の新たな信 託者指図型投資信託については、適用しない。

| 第九条 投資信託委託会社は、同一の法人の発行 る数を超えることとなる場合においては、投資 財産の受託者である信託会社等(以下「受託会 信託財産をもつて取得することを当該投資信託 する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げ 社」という。)に指図してはならない。

項において同じ。) の総数 第百九十四条第一項各号及び第二百一条第一 当該株式に係る議決権(株主総会において決 議決権を有するものとみなされる株式につい 権を行使することができない株式についての 議をすることができる事項の全部につき議決 投資信託につき、投資信託財産として有する ての議決権を含む。次号、第十一条第一項、 十六号)第八百七十九条第三項の規定により 議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八 その運用の指図を行う全ての委託者指図型

二 当該株式に係る議決権の総数に内閣府令で 定める率を乗じて得た数

(議決権等の指図行使)

る議決権並びに会社法第百六十六条第一項、第第十条 投資信託財産として有する有価証券に係 ものとする。 利として政令で定めるものを含む。)の行使に の他政令で定める者の権利でこれらに類する権 律(平成五年法律第四十四号。次項において 資主、協同組織金融機関の優先出資に関する法 準ずる株主の権利で内閣府令で定めるもの(投 げる行為の無効を主張する権利その他これらに 定に基づく株主の権利、同法第八百二十八条第 二百二条第二項及び第四百六十九条第一項の規 ついては、投資信託委託会社がその指図を行う 「優先出資法」という。)に基づく優先出資者そ 項の規定に基づき同項第二号及び第三号に掲

2 る権利を含む。) に係る議決権の行使について先出資法に規定する優先出資その他政令で定め める規定において準用する場合を含む。)の規 項、優先出資法第四十条第二項その他政令で定 定は、適用しない。 投資信託財産として有する株式(投資口、優 会社法第三百十条第五項(第九十四条第一

(特定資産の価格等の調査)

第十一条 投資信託委託会社は、運用の指図を行 う投資信託財産について特定資産(土地若しく

は建物又はこれらに関する権利若しくは資産で あつて政令で定めるものに限る。)の取得又は

2 第十二条 投資信託委託会社は、その運用の指図 2 を行うすべての委託者指図型投資信託につき、 託してはならない。 規定する政令で定める者その他の者に対し、 当該指図に係る権限の全部を、第二条第一項に る事項の調査を行わせなければならない。ただ 及び受託会社以外の者であつて政令で定めるも の他の内閣府令で定める行為が行われたとき 証券その他の内閣府令で定める資産(以下「指 規定する金融商品取引所に上場されている有価 の特定資産(金融商品取引法第二条第十六項に は、この限りでない。 渡に先立つて当該鑑定評価を行わせている場合 及び第三号において同じ。)でないものに行わ る者をいう。次項並びに第十三条第一項第二号 会社と密接な関係を有する者として政令で定め 価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等(当ろにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評 む。)」とする。 る場合は、この限りでない。 のに当該特定資産の価格その他内閣府令で定め 定資産」という。)を除く。)の取得又は譲渡そ 信託財産について前項に規定する特定資産以外 せなければならない。ただし、当該取得又は を保有していることその他の当該投資信託委託 該投資信託委託会社の総株主の議決権の過半数 譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるとこ 託会社(当該投資信託委託会社からその運用 は、当該投資信託委託会社、その利害関係人等 (運用の指図に係る権限の委託) し、当該行為に先立つて当該調査を行わせてい 投資信託委託会社がその運用の指図を行う特 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資 委

条の規定の適用については、これらの規定中 限の全部又は一部を委託した場合における前三 定の投資信託財産について、当該指図に係る権 第二条第一項に規定する政令で定める者を含 指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた 「投資信託委託会社」とあるのは、「投資信託委

書面の交付) (利益相反のおそれがある場合の受益者等への

第十三条 投資信託委託会社は、次の各号に掲げ ころにより、当該取引に係る事項を記載した書 面を、当該各号に定める投資信託財産に係るす る取引が行われたときは、内閣府令で定めると

む。)に対して交付しなければならない。む。)に対して交付しなければならない。ただし、当該各号に定める投資信託財産にみの勧誘が公募の方法により行われたものである場合には、当該各号に定める投資信託財産についてその受益証券の取得の申込して交付しなければならない。ただし、当該投して交付しなければならない。ただし、当該投いての受益者(政令で定める者を含む。)に対べての受益者(政令で定める者を含む。)に対

- 一 自己の計算で行つた特定資産(不動産そのとお投資信託財産 で定める取引 当該特定資産と同種の資産をで定める取引 当該特定資産と同種の資産をで定める取引 当該特定資産(不動産そのと限る。以下この号及
- 一 運用の指図を行う投資信託財産と自己又は一 運用の指図を行う投資法人を含む。次号において同じ。)、利害関係人等その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行う投資信託財産及び当該特定資産の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行う投資信託財産及び当該特定資産の売買その他の政令で定める取引 当該運用の指図を行う投資信託財産及び当該特定資産と同種の資産を投資の対象とする委託者指図型投資信託財産と自己又は他の投資信託財産
- 二 前号に掲げるもののほか、運用の指図を行う投資信託財産と自己又はその取締役若しく う投資信託財産と自己又はその取締役若と 産、利害関係人等その他の政令で定める者と 産、利害関係人等その他の政令で定めるものを除く。)の売買その他の政令で定めるものを除く。)の売買その他の政資信託財産と自己又はその取締役若しく う投資信託財産と自己又はその取締役若しく う投資信託財産
- しない。 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用
- ている場合
 ている場合
 なり行われるものであつて、投資信託約款により行われるものであつて、投資信託約款の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法との申込みの勧誘が適格機関投資家私募の取得といる場合
- 家向け有価証券に該当するものであつて、第一商品取引法第四条第三項に規定する特定投資 投資信託財産についてその受益証券が金融

いる場合に限る。) での書面に記載すべき事項に係る情報が同一項の書面に記載すべき事項に規定する発行法第二十七条の三十二第一項に規定する発行法第二十七条の三十二第一項に規定する発行法第二十七条の三十二第一項に規定する発行法第二十七条の三十二第一項に規定する発行法第二十七条の三十二第一項に規定する発行法第二次の書面に記載すべき事項に係る情報が同一項の書面に記載すべき事項に係る情報が同一項の書面に記載すべき事項に係る情報が同

(運用報告書の交付等)

第十四条 投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該投資信託財産の計算期間の末日(内閣府令で定める期日。第二号において「作成期日」という。)ごとに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、次に掲者に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- とない旨を定めている場合で、投資信託約款において運用報告書を交付投資家私募の方法により行われたものであつ投資家私募の方法により行われたものであつけ、ない旨を定めている場合によりである。
- 場合

 場合

 場合

 場合

 のおそれがないものとして内閣府令で定める
 のおそれがないものとして内閣府令で定める
 のおそれがないものとして内閣府令で定める
 のおそれがないものとして内閣府令で定める
- 本質の現民によいなのかず、など言とをといた なの運用報告書を交付したものとみなす。 すの運用報告書を変付したものとみなす。 な電磁的方法により提供する「おいて同じ。)によ ものをいう。以下この項において同じ。)によ ものをいう。以下この項において同じ。)によ ものをいう。以下この項において同じ。)によ ものをいう。以下この項において同じ。)によ ものをいう。以下この項において同じ。)によ を電磁的方法により提供することができる。こ なの場合において、当該投資信託委託会社は、前項の運用報告書の交 が質り現民によいいつかず、など言とをといいます。 ないするには、前項の運用報告書の交 が質り現民によるには、前項の運用報告書の交 が質り現民によるには、前項の運用報告書の交
- らない。

 らない。

 これを交付しなければな
 は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請
 は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請

- 6 投資信託委託会社は、第一項の運用報告書及る者」とあるのは、「知れている受益者」と読て、同条第二項中「受益証券を取得しようとす面の交付について準用する。この場合におい
- 託財産については、適用しない。 資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信 7 金融商品取引法第四十二条の七の規定は、投

これを内閣総理大臣に届け出なければならな

び第四項の書面を作成したときは、遅滞なく、

- るところにより、投資信託財産に関する帳簿書第十五条 投資信託委託会社は、内閣府令で定め(投資信託財産に関する帳簿書類)
- (投資信託約款の変更内容等の届出) 2 委託者指図型投資信託の受益者は、投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を作成し、これを保存しなければならない。
- 第十六条 投資信託委託会社は、次に掲げる場合
- 一 投資信託約款の変更等)

 一 投資信託約款の変更等)

 一 委託者指図型投資信託の信

 一とする二以上の委託者指図型投資信託の信

 信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信

 「会託者指図型投資信託の信

 「投資信託約款を変更しようとする場合
- 第十七条 投資信託委託会社は、前条各号に掲げる場合(同条第一号に掲げる場合にあつてはその供合が受益者の利益の及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定成及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合に限り、同条第二号におびるものに該当する場合を除く。)には、次に場げる事項を定め、書面による決議を行わなける場合になる。

- 事 二 投資信託約款の変更こ 一 書面による決議の日
- その旨 とができることとするときは、を行使することができることとするときは、う。第三項において同じ。)によつて議決権する方法であつて内閣府令で定めるものをい使用する方法その他の情報通信の技術を利用使用する方法その他の情報通信の技術を利用
- める事項 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定
- しなければならない。
 れる受益者に対し、書面をもつてその通知を発社は、当該決議の日の二週間前までに、知れては、当該決議を行うには、投資信託委託会
 書面による決議を行うには、投資信託委託会
- 3 投資信託委託会社は、前項の書面による通知を発することができる。このの発出に代えて、政令で定めるところにより、 の発出に代えて、政令で定めるところにより、 場合において、当該投資信託委託会社は、前項の書面による通知
- を記載し、又は記録しなければならない。
 4 前二項の通知には、第一項各号に掲げる事項
- 5 長益者(当変な管責任を任かはよと食く。) は 方 受益者(当変な管責任を任かれている場合に 表面による決議を行う旨及び第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、当 該投資信託委託会社がすべての受益者に対し第 でで、 本面による決議を行うには、投資信託 おいて、書面による決議を行うには、投資信託 おいて、書面による決議を行うには、投資信託 おいて、書面による決議を行うには、投資信託 おいて、書面による決議を行うには、投資信託 おいて、書面による決議を行うには、投資信託
- じて、議決権を有する。 「登益者(当該投資信託委託会社を除く。)は、、書面による決議において、受益権の口数に応い、登益者の国知を発したときは、この限りでない。 「近の通知を発したときは、この限りでない。
- 投資信託委託会社は、投資信託約款によっ ならない。投資信託委託会社は、労工項又は第三項の した投資信託委託会社は、第二項又は第三項の について賛成するものとみなす旨の定めをする について賛成するものとみなす旨の定めをする について賛成するものとみなす旨の定めをする とができる。この場合において、当該定めを について賛成するものとみなす目の定めをする について賛成するものとみなす目の定めをする について賛成するものとみなす目の定めをする について賛成するものとみなす目の定めをする。
- | 二項、第百十四条、第百十五条第二項、第百十二条第

政令で定める。 えるものとするほか、必要な技術的読替えは、 るのは「投資信託法第十七条第六項」と読み替 項」と、同法第百十二条第二項中「前項」とあ るのは「投資信託法第十七条第一項第三号」 項」とあるのは「投資信託法第十七条第五項」 三項」と、同法第百十条第三項中「前条第四 条第二項」とあるのは「投資信託法第十七条第 十四条第四項及び第百十六条第二項中「第百九 二項中「前条第二項」とあり、並びに同法第百 託法」という。)第十七条第二項」と、同条第 信託及び投資法人に関する法律(以下「投資信 十条第一項中「前条第一項」とあるのは「投資 務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百 する。この場合において、これらの規定中「法会社が書面による決議を行う場合について準用 条並びに第百二十一条の規定は、投資信託委託 六条第一項及び第二項、第百十七条、第百二十 「第百九条第二項」とあるのは「同条第三 同法第百十一条中「第百八条第三号」とあ

10 前各項の規定は、投資信託委託会社が重大な 2 前各項の規定は、投資信託委託会社が重大な 2 かあの変更等について提案をした場合におい で作られる記録であつて、電子計算機による情 で作られる記録であつて、電子計算機による情 で作られる記録であつて、電子計算機による情 で作られる記録であつて、電子計算機による情 の知覚によつては認識することができない方式 第一次 が の変更等について提案をした場合におい たときその他受益者の保護に欠けるおそれがな たときその他受益者の保護に欠けるおそれがな たときその他受益者の保護に欠けるおそれがな かるものをして内閣府令で定める場合には、適用 が かっとして内閣府令で定める場合には、適用 が かっとして かっとして が かっとして かっとして が かっとして が かっとして かっとして が かっとして かっとして

(反対受益者の受益権買取請求)

- 4 前項の規定は、その信託契約期間中に受益者は、適用しない。
- 四条第一項から第十一項まで、第二百六十二条 信託法第百三条第六項から第八項まで、第百

は、政令で定める。

(投資信託契約の解約の届出)

2 前項の規定は、受益者の保護に欠けるおそれる が異な技術的読替えば、政令で定める。
第十七条第一項第二号中「内容及び理由」とある場合について準用する。この場合において、
必要な技術的読替えば、政令で定める。
は「理由」と読み替えるものとするほか、
な要な技術的読替えば、政令で定める。
第十七条第一項第二号中「内容及び理由」とあ

適用しない。 がないものとして内閣府令で定める場合には、がないものとして内閣府令で定める場合には、受益者の保護に欠けるおそれ

(投資信託委託会社の責任)

第二十一条 投資信託委託会社(当該投資信託委託会社からその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者を含む。)がその任務を怠つたことにより運用の指図を行う投資信託財産の受益者に損害を生じさせたときは、その投資信託委託会社は、当該受益者に対して連帯して損害を賠償する。

(立入検査等)

若しくは関係者に質問させることができせ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査さ状況若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産の

- い。

 これを提示しなければならなの身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならなる。対策を示す証明書を携帯し、関係者の請求が
- 、。・、。・、。・、の規定による立入検査の権限は、犯罪

(投資信託契約に関する業務の引継ぎ)

- 登録を取り消されること。 条の六第三項の規定により同法第二十九条の 条の六第三項の規定により同法第二十七二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七 投資信託委託会社が金融商品取引法第五十
- 2 内閣総理大臣は、前項の同意を得られない場合においては、同項に規定する当該投資信託委託会社が同項第一号に該当することとなるおそれがあること及び次項の規定による申請の期限を通知してと及び次項の規定による 当該投資信託委 なければならない。
- 該投資信託契約を存続させることを承認すること 契約の存続期間その他につき条件を付して、当 契約の存続の承認の申請があつた場合に 規定により当該投資信託委託会社の同法第二十 規定により当該投資信託委託会社の同法第二十 規定により当該投資信託委託会社の同法第二十 規定により当該投資信託委託会社の同法第二十 規定により当該通知に係る期限までに、投資信託 委託会社、当該通知に係る期限までに、投資信託 要約の存続の承認の申請をすることができる。

ものとみなす。 ものとみなす。 ものとみなす。 ものとみなす。 とができる。この場合において、当該投資信託

ばならない。 その旨を書面により承認申請者に通知しなけれとかいこととした場合においては、遅滞なく、契約の存続の承認をすることとし、又はこれを契約の存続の承認をすることとし、又はこれを 内閣総理大臣が、前項の規定による投資信託

(投資信託契約の解約及び解約等の場合の公告) 第二十四条 投資信託委託会社であつた法人(当該投資信託委託会社が合併により解散した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法合併後存続する法人又は合併により設立した法人)又は当該受託会社と投資信託契約を締結している投資信託委託会社と投資信託契約を解約しなければならない。

- 登録を取り消されたとき。条の六第三項の規定により同法第二十九条の二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七
- 投資信託委託会社が解散したとき。
- に係る業務を廃止したとき。 一 投資信託委託会社が委託者指図型投資信託
- 四、受託会社等でなくなつたとき。四、受託会社が営業免許の取消しその他の事由
- 一 投資信託委託会社が前項第一号に該当する 投資信託委託会社が前項第一号に該当する 関係により投資信託契約の存続の承認を受の規定により投資信託契約に関する という はいて、前条第一項の規定による内閣 おりに とき。
- 設立後遅滞なく、金融商品取引業者となつた投資信託委託会社が合併により解散した場投資信託委託会社が合併により解散した場投資信託委託会社が合併により解散した場投資信託委託会社が合併により解散した場投資信託委託会社が合併により解散した場
- 号に該当する場合において、当該投資信託委三号に該当する場合又は受託会社が同項第四四 投資信託委託会社が前項第二号若しくは第

基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し

いる場合において、投資者の損害の拡大を

防止する緊急の必要があるとき。

託会社又は他の受託会社に当該投資信託契約 託会社又は当該受託会社から他の投資信託委 に関する業務の引継ぎがされたとき。

務の引継ぎを受けた場合においては、その日か ら二週間以内に、その旨を公告しなければなら が解約された場合又は投資信託契約に関する業 つた法人は、前二項の規定により投資信託契約 投資信託委託会社又は投資信託委託会社であ 2

(公告の方法等)

第二十五条 投資信託委託会社(前条第三項の規 のいずれかに限り、公告の期間を含む。)によ 委託会社における公告の方法(次に掲げる方法 の法律の規定によりする公告は、当該投資信託 法人を含む。以下この条において同じ。)がこ 定により公告をする投資信託委託会社であつた しなければならない。 4 3

掲載する方法 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に 電子公告(会社法第二条第三十四号に規定

する場合について準用する。この場合におい が電子公告によりこの法律の規定による公告を 条の規定は、外国法人である投資信託委託会社 条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五 九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一 号を除く。)及び第三項、第九百四十一条、第 (受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命 て、必要な技術的読替えは、政令で定める。 会社法第九百四十条第一項(第二号及び第三 する電子公告をいう。次項において同じ。) (委託者非指図型投資信託の受託者等)

第二十六条 裁判所は、委託者指図型投資信託の 価証券の募集の取扱いをいう。第百九十六条第融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有 定する有価証券の私募の取扱いをいう。)その二項において同じ。)、私募の取扱い(同号に規 の禁止又は停止を命ずることができる。 おいて「行為者」という。)に対し、その行為 現に行い、又は行おうとする者(以下この条に は、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を き次の各号のいずれかに該当すると認めるとき 他政令で定める行為をいう。以下同じ。)につ 受益証券の募集の取扱い等(募集の取扱い(金

当該行為者がこの法律若しくはこの法律に 2

の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとれることが明白である場合において、投資者 第二条第一項に規定する政令で定める者の運図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた 資者の利益が著しく害されており、又は害さ 用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投 又は当該投資信託委託会社からその運用の指 当該受益証券を発行する投資信託委託会社

り消し、又は変更することができる。 裁判所は、前項の規定により発した命令を取

判所の管轄とする。 若しくは行われようとする地を管轄する地方裁 の所在地又は第一項に規定する行為が行われ、 前二項の事件は、当該行為者の主たる事務所

由を付さなければならない。 第一項及び第二項の規定による裁判には、 理

きは、あらかじめ、内閣総理大臣及び当該行為5 裁判所は、第一項の規定による裁判をすると 者の陳述を求めなければならない。

6 び第二項の裁判に関する手続については、非訟前三項に規定するものを除くほか、第一項及 事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の 定めるところによる。

条の規定は、第一項の規定による申立てについ て準用する。

第二十七条から第四十六条まで 第二章 委託者非指図型投資信託 削除

第四十七条 委託者非指図型投資信託契約(以下 れを締結してはならない。 業務を営む金融機関をいう。以下この章、第二 第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託 この章において「投資信託契約」という。)は、 いて同じ。)を受託者とするのでなければ、 百二十三条の三第四項及び第二百四十九条にお 六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条 一の信託会社等(信託会社(信託業法(平成十

業務の兼営等に関する法律第六条の規定にかか信託業務を営む金融機関は、金融機関の信託 れを補足する契約を締結してはならない。 あらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこ わらず、委託者非指図型投資信託について、元 (有価証券投資を目的とする委託者非指図型投 本に損失を生じた場合にこれを補てんし、又は

第四十八条 信託会社等は、委託者非指図型投資

2

金融商品取引法第百八十七条及び第百九十一

資信託の禁止)

信託の信託財産(以下この章において「投資信

前号の場合における委託に係る費用

る投資として運用することを目的とする投資信 託財産」という。)を主として有価証券に対す 託契約を締結してはならない。 (投資信託契約の締結)

第四十九条 信託会社等は、投資信託契約を締結 託契約に係る委託者非指図型投資信託約款(以 の内容を内閣総理大臣に届け出なければならな 下この章において「投資信託約款」という。) しようとするときは、あらかじめ、当該投資信

記載しなければならない。 投資信託約款においては、次に掲げる事項を

受託者の商号又は名称

二 合同して運用する信託の元本の総額に関す る事項

受益証券に関する事項

兀 事項 委託者及びその権利義務の承継に関する

Ŧi. む。 る事項(投資の対象とする資産の種類を含 信託の元本及び収益の管理及び運用に関す

信託契約期間

六 投資信託財産の評価の方法、基準及び基準 日に関する事項

七 信託の元本の償還及び収益の分配に関する

係る投資信託財産の合同運用に関する事項 当該投資信託約款に基づく投資信託契約に 前号に規定する投資信託財産と他の信託財

中の解約に関する事項 産との分別運用に関する事項 信託契約期間、その延長及び信託契約期間

信託の計算期間に関する事項

にその支払の方法及び時期に関する事項十二 信託報酬その他の手数料の計算方法並び 公募、適格機関投資家私募、特定投資家

る場合においては、その借入金の限度額に関 四 受託者が信託に必要な資金の借入れをす 私募又は一般投資家私募の別 する事項

十五 受託者が運用に係る権限を委託する場合 限を委託する者の商号又は名称(当該者が適 商品取引業者であるときは、その旨を含む。) 融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融 格投資家向け投資運用業を行うことにつき金 及び所在の場所 においては、当該受託者がその運用に係る権

3

十九 十八 定める事項 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で 当該信託会社等における公告の方法 投資信託約款の変更に関する事項

4 3 る場合を除き、一 で定める。 第二項各号に掲げる事項の細目は、 前項第十一号の計算期間は、内閣府令で定め 年を超えることができない。 内閣府令

(受益証券)

第五十条 委託者非指図型投資信託の受益権は、 受益証券をもつて表示しなければならない。

押印しなければならない。 し、受託者の代表者がこれに署名し、 に掲げる事項及び当該受益証券の番号を記載 委託者非指図型投資信託の受益証券には、次 又は記名

受託者の商号又は名称

三 合同して運用する元本の総額及びこれに相 当する口数 券面金額及びこれに相当する口数

び場所 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及

六 信託報酬その他の手数料の計算方法並びに その支払の方法及び時期

t 募又は一般投資家私募の別 公募、適格機関投資家私募、 特定投資家私

できる委託者非指図型投資信託の受益証券に ついては、元本の総額の限度額 合同して運用する信託の元本の総額を増

九 受託者が運用に係る権限を委託する場合に 商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商 投資家向け投資運用業を行うことにつき金融 及び所在の場所 品取引業者であるときは、その旨を含む。) を委託する者の商号又は名称(当該者が適格 おいては、当該受託者がその運用に係る権限

前号の場合における委託に係る費用

定める事項 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で

第二百七条、第二百九条、 条、第百九十二条、第百九十五条第二項、第二 の受益証券について、それぞれ準用する。 項及び第五項の規定は委託者非指図型投資信託 託の受益権の譲渡及び行使について、同条第四 百条第二項、第二百二条第四項、第二百六条、 第六条第二項の規定は委託者非指図型投資信 信託法第八章(第百八十五条、第百八十七 第二百十条及び第二

とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定 券が発行されている受益権」と読み替えるもの 受益権を除く。)」とあるのは「記名式の受益証 託の受益権(第百八十五条第二項の定めのある ば」と、同法第百九十四条中「受益証券発行信 に公告しなければ」とあるのは「公告しなけれ 十九条第四項及び第百九十一条第五項中「官報 省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百八 る。この場合において、これらの規定中「法務 百十二条から第二百十五条までを除く。)の規 は、委託者非指図型投資信託について準用す める。

(委託者の権利義務の承継)

第五十一条 受益証券を取得する者は、その取得 準用する。 指図型投資信託の委託者の権利の行使について 合において、第六条第二項の規定は、委託者非 託者の権利義務を承継するものとする。この場 により、当該受益証券に係る投資信託契約の委 2

第五十二条 (金銭信託以外の委託者非指図型投資信託の禁 委託者非指図型投資信託は、 金銭信

指図型投資信託について準用する。 (投資信託財産の運用) 第八条第二項及び第三項の規定は、 委託者非

託でなければならない。

第五十三条 以外の信託財産と分別して運用しなければなら 投資信託財産は、当該投資信託財産

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第五十四条 第五条、第九条、第十一条、第十三 用の指図」とあるのは「運用」と、第九条中 条、第十四条及び第十六条から第十八条までの 項中「受益者が受益権について投資信託の元本 とあるのは「他の信託財産」と、第十八条第一 あり、及び同項第三号中「他の投資信託財産 行う投資法人を含む。次号において同じ。)」と 運用会社である場合にあつては、資産の運用を の投資信託財産(当該投資信託委託会社が資産 はならない」と、第十三条第一項第二号中「他 に指図してはならない」とあるのは「取得して ある信託会社等(以下「受託会社」という。) する。この場合において、これらの規定中「運 託者非指図型投資信託について、それぞれ準用 託に係る業務について、第二十六条の規定は委 規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信 「取得することを当該投資信託財産の受託者で

とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定 るのは「することができる」と読み替えるもの ことにより当該請求に応じることとする」とあ 託委託会社」とあるのは「委託者」と、「する の全部又は一部の償還を請求したときは投資信

2 信託業法第二十五条から第二十七条まで、第 二十九条第三項及び第二十九条の二の規定は、 投資信託契約については、適用しない。 (運用に係る権限の委託)

|第五十五条 信託会社等は、その運用を行う特定 るのは、「信託会社等(当該信託会社等からそ 第二項に規定する政令で定める者を含む。)」と る第九条及び第十一条の規定の適用について 託した場合における前条第一項において準用す 財産について、当該運用に係る権限の一部を委 る者その他の者に対し、委託してはならない。 の運用に係る権限の一部の委託を受けた第二条 の全部を、第二条第二項に規定する政令で定め の投資信託財産について、当該運用に係る権限 は、これらの規定中「投資信託委託会社」とあ 信託会社等がその運用を行う特定の投資信託

(信託会社等の責任)

第五十六条 信託会社等(当該信託会社等からそ 損害を賠償する責任を負う。 託財産の受益者に損害を生じさせたときは、そ その任務を怠つたことにより運用を行う投資信 の信託会社等は、当該受益者に対して連帯して 第二項に規定する政令で定める者を含む。) が の運用に係る権限の一部の委託を受けた第二条 (公告の方法)

第五十七条 この法律の規定により委託者非指図 含む。)により、しなければならない。 者である信託会社等)における公告の方法 託者である信託会社等の任務の終了後新受託者 指図型投資信託の受託者である信託会社等(受 型投資信託に関してする公告は、当該委託者非 に掲げる方法のいずれかに限り、公告の期間を である信託会社等の就任前にあつては、前受託 掲載する方法 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に 次

るものをとる方法をいう。 できる状態に置く措置であつて同号に規定す すべき内容である情報の提供を受けることが 方法をいう。)により不特定多数の者が公告 (会社法第二条第三十四号に規定する電磁的 電子公告(公告の方法のうち、電磁的方法

> (外国投資信託の届出) 第三章 外国投資信託

|第五十八条 外国投資信託の受益証券の発行者 あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、 るものを除く。)が行われる場合においては、 等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずる 当該外国投資信託に係る次に掲げる事項を内閣 ことがないと認められるものとして政令で定め は、当該受益証券の募集の取扱い等(その内容 総理大臣に届け出なければならない。

る事項 のの場合に限る。)、受託者及び受益者に関す 委託者(委託者指図型投資信託に類するも

受益証券に関する事項

信託の管理及び運用に関する事項

める事項 信託の計算及び収益の分配に関する事項 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定

五.

2 第五十九条 第五条、第十四条、第十六条、第十 信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者 及び第二十条第一項の規定は委託者指図型投資 じ。) の受益証券の発行者について、第十九条 第二項から第五項まで並びに第二十五条の規定 七条第一項(第一号及び第三号を除く。)及び 府令で定める書類を添付しなければならない。託の信託約款又はこれに類する書類その他内閣 がされたものに限る。以下この条において同 は外国投資信託(前条第一項の規定による届出 (外国投資信託の信託約款の変更等の届出等) 前項の規定による届出には、当該外国投資信

又は

び第三号を除く。)及び第二項から第五項まで」 と読み替えるものとするほか、必要な技術的読 除く」とあるのは「第一号に係る部分に限る」 と、第二十五条第二項中「第二号及び第三号を 八条」とあるのは「第十七条第一項(第一号及 等」と、第二十条第一項中「第十七条及び第十 項及び第五項中「書面による決議」とあり、及 ば」とあるのは「定めなければ」と、同条第二 く。)中「定め、書面による決議を行わなけれ 替えは、政令で定める。 び「当該決議」とあるのは「重大な約款の変更 (外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等の 3 4

第六十条 裁判所は、外国投資信託の受益証券の 募集の取扱い等につき当該受益証券に係る外国 禁止又は停止命令)

> は停止を命ずることができる。 又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又 投資信託の資産の運用の指図若しくは運用が著 理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、 する緊急の必要があると認めるときは、内閣総 ある場合において、投資者の損害の拡大を防止 しく害されており、又は害されることが明白で しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著

条の規定は、第一項の規定による申立てについ 前項の規定による裁判について準用する。 金融商品取引法第百八十七条及び第百九十一 第二十六条第二項から第六項までの規定は

2

3

て準用する。 第三編 投資法人制度 第一章 投資法人

(法人格) 第一節 通則

第六十一条 (住所) 投資法人は、 法人とする。

第六十二条 投資法人の住所は、その本店の所在 地にあるものとする。 (能力の制限)

て、第十七条第一項(第一号及び第三号を除 について、それぞれ準用する。この場合におい 2 2 投資法人は、本店以外の営業所を設け、 第六十三条 投資法人は、資産の運用以外の行為 を営業としてすることができない。 使用人を雇用することができない。 (商行為等)

第六十三条の二 投資法人がその事業としてする 行為及びその事業のためにする行為は、 とする。 商行為

条から第十五条まで及び第十九条の規定は、 資法人については、 (商号等) 商法(明治三十二年法律第四十八号)第十 適用しない。 投

第六十四条 る 投資法人は、その名称を商号とす

2 投資法人は、その商号中に投資法人という文 字を用いなければならない。

文字を用いてはならない。 に、投資法人であると誤認されるおそれのある 投資法人でない者は、その名称又は商号中

を使用してはならない。 であると誤認されるおそれのある名称又は商号 何人も、不正の目的をもつて、他の投資法人

るおそれがある投資法人は、 よつて営業上の利益を侵害され、又は侵害され 前項の規定に違反する名称又は商号の使用 その営業上の利益

・ 「こうらうとに引いている。 できる。 し、その侵害の停止又は予防を請求することが できる。

0 自己の商号を使用して事業又は営業を行うこの 自己の商号を使用して事業又は営業を行うものと誤認して当該他人と取が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取が当該事業を行うものと誤認して当該投資法人とを他人に許諾した投資法人は、当該投資法人の 自己の商号を使用して事業又は営業を行うこ

また。 とびち五編)見ぎにおいてな出なり見第六十五条 この編(第百八十六条の二第四項を(会社法の規定を準用する場合の読替え等)う。

除く。) 及び第五編の規定において会社法の規第六十五条 この編(第百八十六条の二第四項を 券」と、「新株予約権者」とあるのは「新投資 口予約権者」と読み替えるものとする。 予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証 権」とあるのは「新投資口予約権」と、「新株 と、「発起人」とあるのは「設立企画人」と、 のは「投資主」と、「定款」とあるのは「規約」 式」とあるのは「投資口」と、「株主」とある 」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、 七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。) 方法」とあるのは「電磁的方法(投資法人法第 に規定する電磁的記録をいう。)」と、「電磁的は「電磁的記録 (投資法人法第六十六条第二項 を除き、同法の規定中「電磁的記録」とあるの 定を準用する場合には、特別の定めがある場合 「株券」とあるのは「投資証券」と、「新株予約 「株式会社」とあるのは「投資法人」と、「株 4

る法律をいうものとする。 ・ この編において準用するこの編の規定により とあるのは、投資信託及び投資法人に関す ・ 一大年法律第百二十五号)の規定中「投資法人 ・ 一大年法律第百二十五号)の規定中「投資法人 ・ であるのは、といる。 ・ である。

弗二節 設立

(設立企画人による規約の作成等)

又は記名押印しなければならない。 人が規約を作成し、その全員がこれに署名し、 第六十六条 投資法人を設立するには、設立企画

一前項の規約は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電とができない方式で作られる記録であつて、電とができない方式で作られる記録であつて、電とができない方式で作られる記録であつて、電とができない方式で作られる記録であつと、では、内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)とができない方式で作られる記録であつて、電とができない。

いずれかの者でなければならない。は、そのうち少なくとも一人)は、次の各号の3 設立企画人(設立企画人が二人以上あるとき

める金融商品取引業者)
に掲げる場合にあつては、当該イ又は口に定対象とする金融商品取引業者(次のイ又は口の対象とする特定資産と同種の資産を運用の設立しようとする投資法人が主として投資

る金融商品取引業者同法第五十条の二第一項の認可を受けてい同法第五十条の二第一項の認可を受けてい宅地建物取引業法第三条第一項の免許及びイ 当該特定資産に不動産が含まれる場合

で定める金融商品取引業者の政令で定める資産が含まれる場合 政令的談特定資産に有価証券及び不動産以外

(規約の記載又は記録事項等)は、設立企画人となることができない。 第九十八条第二号から第五号までに掲げる者

一 目的 項を記載し、又は記録しなければならない。 第六十七条 投資法人の規約には、次に掲げる事

二商局

旨又はしない旨 投資主の請求により投資口の払戻しをする

う。) というでは、
ののののでは、
のののでは、
のののでは、
のののでは、
のののでは、
ののでは、
ののではは、
ののでは、
ののではは、
ののではは、
ののではは、
ののではは、
ののではは、
ののではは、
のので

で預大 投資法人が常時保持する最低限度の純資五 設立に際して出資される金銭の額

九 金銭の分配の方針 人 資産評価の方法、基準及び基準日七 資産運用の対象及び方針

十 決算期

| 十二 執行役員、監督役員及び会計監査人の報|| 十一 本店の所在地

び金額 イ無並びにその費用があるときはその内容及 有無並びにその費用があるときはその内容及

を併せて定めることができる。 により投資口の払戻しをする旨を定めるとき 前項第三号に掲げる事項につき投資主の請求

する方法により定めることができる。 第一項第五号の額は、その上限及び下限を画

5 第一項各号に掲げる事項の細目は、内閣府令政令で定める額を下回ることができない。「最低純資産額」という。)は、五千万円以上で4 第一項第六号の最低限度の純資産額(以下

し、又は記録することができる。 事項でこの法律の規定に違反しないものを記載なければその効力を生じない事項及びその他の規約には、この法律の規定により規約の定めが規約には、この法律の規定により規約の定めが 第一項各号に掲げる事項のほか、投資法人ので定める。

7 会社法第三十一条第一項から第三項までの規令 会社法第三十一条第一項から第三項まである。 に成立時の出資総額) と読み替えるものとするほは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。この場合において準用する。この場合において、関条第一項から第三項までの規

銭の額をいう。)の総額とする。 (設立時発行投資ローロと引換えに払い込む金付設立時発行投資ロ(投資法人の設立に際して発行第一、以下同じ。)の払込金額第六十八条 投資法人の成立時の出資総額は、設

(設立に係る届出等) る額を下回ることができない。 2 前項の出資総額は、一億円以上で政令で定め

2 前項の規定による届出には、規約その他内閣の関連大臣に届け出なければならない。内閣総理大臣に届け出なければならない。(投資法人の設立に際して執行役員となる者をいう。以下同じ。)の候補者の氏名及び住所をいう。以下同じ。)の候補者の氏名及び住所をいうとするときは、内閣府令で定めるところにより、地質法人を設立しより、地質法人を設立しより、地質法人を設立しより、地質法人を設立しより、地質法人を設立しより、地質法人を設立しより、地質法人を設立しより、地質法人を設立しより、地質法人を設立しより、地質法人を設立しより、地質法人の規定により、地域を表現している。

府令で定める書類を添付しなければならない

とができる。(内閣府令で定めるものに限る。)を添付するこのされているときは、書面に代えて電磁的記録の、前項の場合において、規約が電磁的記録で作

4 設立企画人は、第一項の規定による届出をしならない。

た時に、その効力を生ずる。 規約は、第一項の規定による届出が受理され

ができない。 は、投資法人の成立前は、これを変更することは、投資法人の成立前は、これを変更すること

7 会社法第九十六条及び第九十七条の規定は、 方 会社法第九十六条及び第九十七条の規定は、 方 会社法第六十七条第一項第十七号又は第 「投資法人法第六十七条第一項第十七号又は第 法第九十七条中「第二十八条各号」とあるのは 「投資法人法第六十九条第六項」と、同 法第九十七条中「第二十八条の規定は、 一 会社法第九十六条及び第九十七条の規定は、

にその職務を遂行しなければならない。 し、その設立しようとする投資法人のため忠実 第七十条 設立企画人は、法令及び規約を遵守

(設立企画人の義務)

らない。
おの注意をもつてその業務を遂行しなければなおの注意をもつてその業務を遂行しなければな設立しようとする投資法人に対し、善良な管理と、設立企画人は、法令及び規約を遵守し、その

(設立時募集投資口に関する事項の決定)

第七十条の二 設立企画人は、設立時発行投資口を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、設立時発行投資口の引受けの申込みをした者で設立時発行投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる設立時発行投資口の引受けの申込みをした者以下同じ。)について次に掲げる事項を定めなり、

設立時募集投資口の口数

う。) 2 日と引換えに払い込む金銭の額をい投資ローロと引換えに払い込む金銭の額をいた 設立時募集投資口の払込金額(設立時募集

込みの期日又はその期間 三 設立時募集投資口と引換えにする金銭の払

2 ようとするときは、その全員の同意を得なけれ 設立企画人は、前項各号に掲げる事項を定め

3 等に定めなければならない。 (設立時募集投資口の申込み等) 第一項の募集の条件は、当該募集ごとに、

第七十一条 設立企画人は、前条第一項の募集に ようとする者に対し、次に掲げる事項を通知し 応じて設立時募集投資口の引受けの申込みをし ばならない。

一 第六十七条第一項各号及び前条第一項各号 第六十九条第一項の規定による届出をした

三 投資法人の存続期間又は解散の事由につい

ての規約の定めがあるときは、その定め 払込取扱機関の払込みの取扱いの場所 設立時募集投資口の割当方法

るときは、その内容 う。以下同じ。)の候補者の氏名又は名称及 企画人との利害関係の有無及び利害関係があ び住所並びに設立時執行役員の候補者と設立 人の設立に際して会計監査人となる者をい 以下同じ。)及び設立時会計監査人(投資法 設立時執行役員、設立時監督役員(投資法 ての設立に際して監督役員となる者をいう。 8 7

がないときは、設立を取りやめること。 第六十七条第一項第五号の額を満たす応募

けの取消しをすることができること。 ない場合において、設立時募集投資口の引受 されない場合又は内閣総理大臣の登録を受け 一定の時期までに投資法人の設立の登記が

九 第百十五条の六第七項の規定による執行役 ついての規約の定めがあるときは、その定め 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定 監督役員又は会計監査人の責任の免除に

閣府令で定めるものをいう。第八十八条の十七 第一項において同じ。)でなければならない。 行、信託会社その他これに準ずるものとして内 第一項第六号に掲げる事項の細目は、内閣府 前項第五号の払込取扱機関は、銀行等(銀

4 を記載した書面を設立企画人に交付しなければの引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項 前条第一項の募集に応じて設立時募集投資口

> 引き受けようとする設立時募集投資口の 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

5 したものとみなす。 より提供することができる。この場合におい あつて内閣府令で定めるものをいう。第百八十 方法その他の情報通信の技術を利用する方法で 項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する 画人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事 て、当該申込みをした者は、前項の書面を交付 六条の二第一項第三号を除き、以下同じ。)に に代えて、政令で定めるところにより、設立企 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付

告は、第四項第一号の住所(当該申込者が別に 当該変更があつた事項を第四項の申込みをしたいて変更があつたときは、直ちに、その旨及び 者(次項において「申込者」という。)に通知 しなければならない。 設立企画人が申込者に対してする通知又は催 設立企画人は、第一項各号に掲げる事項につ 2

連絡先)にあてて発すれば足りる。 画人に通知した場合にあつては、その場所又は 通知又は催告を受ける場所又は連絡先を設立企

通常到達すべきであつた時に、到達したものと 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が

9 金銭でしなければならない。
設立時募集投資口の引受けに係る払込みは、

規定する銀行等について、それぞれ準用する。 条の二第一項」と読み替えるものとするほか、 口について、同法第六十四条の規定は第二項に く。)及び第六十三条の規定は設立時募集投資 必要な技術的読替えは、政令で定める。 号」とあるのは「投資法人法第七十条の二第一 第六十三条第一項中「第五十八条第一項第三 条第三項第二号」とあるのは「投資法人法第七 この場合において、同法第六十条第一項中「前 (設立時執行役員等の選任) 十七条第一項」とあるのは「投資法人法第七十 項第三号」と、同法第六十四条第一項中「第五 十一条第四項第二号」と、同条第二項及び同法 会社法第六十条、第六十二条(第二号を除

第七十二条 前条第一項の規定により通知された れたものとみなす。設立時監督役員及び設立時会計監査人に選任さ 計監査人の候補者は、設立時発行投資口の割当 てが終了した時に、それぞれ設立時執行役員、 設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会

項において準用する投資法人法第九十一条第一

| 第七十三条 設立時執行役員及び設立時監督役員 最も遅い日以後、遅滞なく、次に掲げる事項を 調査しなければならない。 は、投資法人の設立について、第七十条の二第 項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち

時募集投資口の引受けがあつたこと。 第六十七条第一項第五号の額を満たす設立

より同項各号のいずれかの事項について欠ける ところがあるものと認めるときは、設立企画人 設立時執行役員は、前項の規定による調査に 項その他内閣府令で定める事項がないこと。 立の手続について法令又は規約に違反する事 前二号に掲げる事項のほか、投資法人の設

3 招集しなければならない。 において準用する会社法第百二条第二項の規定た場合には、設立時投資主(第七十五条第五項 同じ。) の総会(以下「創立総会」という。) を により投資法人の投資主となる者をいう。以下 設立企画人は、前項の規定による報告を受け

4 る。)の規定は投資法人の創立総会の決議の不九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限 条第二項及び第三項の規定は投資法人の創立総 法第六十八条第五項から第七項まで、第七十二 画人が創立総会を招集する場合について、会社 第九十一条第一項中「二月前までに当該日を公 存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えにつ 条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第 係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第 条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に 会について、同法第八百三十条、第八百三十 第七十四条から第八十三条まで並びに第九十三 条第一項本文、第七十三条第一項及び第四項、 七十一条第四項第一号」と、同条第七項中「第 号又は第五十九条第三項第一号」とあるのは と、同法第六十八条第五項中「第二十七条第五 告し、当該日の二週間」とあるのは「二週間」 いて、それぞれ準用する。この場合において、 八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七 「投資法人法第六十七条第一項第十六号又は第 第九十条の二及び第九十一条の規定は設立企 項」とあるのは「投資法人法第七十三条第四

(設立時執行役員等による調査等)

第六十三条第一項の規定による払込みが完了 していること。 第七十一条第十項において準用する会社法

にその旨を報告しなければならない。

ものとするほか、必要な技術的読替えは、 り、及び同条第三項中「第一項」とあるのは 時取締役」とあるのは「設立時執行役員及び設 と、同法第九十三条第二項及び第三項中「設立 と、同法第八十一条第四項及び第八十二条第四 第一項及び第九十一条第一項から第三項まで」 四項において準用する投資法人法第九十条の二 項及び第七十六条第二項中「第六十八条第三 条の二第一項第二号」と、同法第七十四条第四 三条第四項において準用する投資法人法第九十 第一項第二号」とあるのは「投資法人法第七十 項」と、同法第七十三条第四項中「第六十七条 立時監督役員」と、同条第二項中「前項」とあ 項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」 十八条」とあるのは「投資法人法第七十三条第 項」と、同法第八十条中「第六十七条及び第六 において準用する投資法人法第九十一条第二 項」とあるのは「投資法人法第七十三条第四 で定める。 「投資法人法第七十三条第一項」と読み替える

(投資法人の成立)

第七十四条 投資法人は、設立の登記をすること によつて成立する。 (会社法の準用等)

第七十五条 会社法第五十三条から第五十六条ま 定める。 場合において、必要な技術的読替えは、政令で での規定は、投資法人について準用する。この

2 消されたときも、同様とする。 立時募集投資口の引受けに係る意思表示が取 同して、当該部分について引き受けたものとみ ち引受けのない部分があるときは、設立企画 なす。投資法人の成立後に投資口の引受人の設 人、設立時執行役員及び設立時監督役員は、共 投資法人の成立の時に設立時募集投資口のう

3 三項の規定を適用する。 画人を除く。) は、設立企画人とみなして、 画人を除く。)は、設立企画人とみなして、前載し、又は記録することを承諾した者(設立企 又は名称及び投資法人の設立を賛助する旨を記 募集に関する書面又は電磁的記録に自己の氏名 払込みがされていない額を支払う義務を負う。 行役員及び設立時監督役員は、連帯して、当該 ないものがあるときは、設立企画人、設立時執 六十三条第一項の規定による払込みがされてい ち第七十一条第十項において準用する会社法第 投資法人の成立の時に設立時募集投資口のう 第七十条の二第一項の募集の広告その他当該

- る。この場合において、必要な技術的読替え の規定は、設立時募集投資口について準用す 会社法第百二条(第三項及び第四項を除く。) 政令で定める。 3 三 投資主総会における議決権
- 技術的読替えは、政令で定める。 について準用する。この場合において、必要な る。) の規定は、投資法人の設立の無効の訴え 百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限 八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九 六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第 に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十 に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分 部分に限る。) 及び第二項 会社法第八百二十八条第一項 (第 (第一号に係る 一号に係る部分
- 及する訴えについて準用する。この場合におい 設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追 及び第三号を除く。)の規定は、設立企画人、 及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号 百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号 び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八 の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及 第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条 必要な技術的読替えは、政令で定める。 第三節 投資口及び投資証券

(発行する投資口)

投資法人が発行する投資口は、 無額

2 会社法第百十三条第二項及び第四項の規定 条の二第三号」と、「第二百八十二条第一項」 ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令 。)」とあるのは「発行済投資口」と読み替える 有する自己の株式をいう。以下同じ。)を除く 項」と、「発行済株式(自己株式(株式会社が とあるのは「投資法人法第八十八条の十八第一 この場合において、同項中「第二百三十六条第 項第四号」とあるのは「投資法人法第八十八 発行可能投資口総口数について準用する。 4 3

(投資主の責任及び権利等)

第七十七条 の引受価額を限度とする。 投資主の責任は、その有する投資口

2 権利を有する。 る権利その他この法律の規定により認められた 投資主は、その有する投資口につき次に掲げ

金銭の分配を受ける権利 残余財産の分配を受ける権利

> 力を有しない。 くは一部を与えない旨の規約の定めは、その効 の全部又は同項第三号に掲げる権利の全部若し 投資主に前項第一号及び第二号に掲げる権利

> > 6

会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条

替えは、政令で定める。 と読み替えるものとするほか、必要な技術的読 は、投資口について準用する。この場合におい て、同項中「内容及び数」とあるのは「口数」 会社法第百六条及び第百九条第一項の規定

(投資主の権利の行使に関する利益の供与)

(投資主名簿等)

第七十七条の二 投資法人は、何人に対しても、 のに限る。以下この条において同じ。)をして人をいう。以下同じ。)の計算においてするも 投資主の権利の行使に関し、財産上の利益の供 はならない。 の投資口を有する場合における当該他の投資法 他の投資法人の発行済投資口(投資法人が発行 与(当該投資法人又はその子法人(投資法人が している投資口をいう。以下同じ。)の過半数

- 2 の供与をしたものと推定する。投資法人が特定 は、投資主の権利の行使に関し、財産上の利益 上の利益の供与をしたときは、当該投資法人 人の受けた利益が当該財産上の利益に比して著 の投資主に対して有償で財産上の利益の供与を しく少ないときも、同様とする。 した場合において、当該投資法人又はその子法 投資法人が特定の投資主に対して無償で財産 2
- 利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受 ることができる 給付をしたものがあるときは、その返還を受け に返還しなければならない。この場合におい けた者は、これを当該投資法人又はその子法人 人又はその子法人に対して当該利益と引換えに て、当該利益の供与を受けた者は、当該投資法 投資法人が第一項の規定に違反して財産上の
- 務を行うについて注意を怠らなかつたことを証 利益の供与をした執行役員を除く。)がその職 利益の供与をしたときは、当該利益の供与をす 額を支払う義務を負う。ただし、その者(当該 内閣府令で定める者は、当該投資法人に対し ることに関与した執行役員又は監督役員として て、連帯して、供与した利益の価額に相当する 投資法人が第一項の規定に違反して財産上の した場合は、この限りでない。
- 免除することができない 前項の義務は、総投資主の同意がなければ、

録された質権者(以下

「登録投資口質権者」と

に掲げる事項が投資主名簿に記載され、又は記 第四項において準用する同法第百四十八条各号 九十六条第一項及び第二項の規定は第七十九条 社法第百二十四条第二項及び第三項並びに第百

規定は、第三項の利益の返還を求める訴えにつ 五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の 第二項、第八百四十七条の二、 的読替えは、政令で定める。 いて準用する。この場合において、必要な技術 五十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百 百四十九条の二、第八百五十条第四項、第八百 び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八 の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及 第八百四十七条

第七十七条の三 投資法人は、投資主名簿を作成 総口数を記載し、又は記録しなければならな し、これに次に掲げる事項及び発行済投資口の

- 投資主の氏名又は名称及び住所
- 前号の投資主の有する投資口の口数 第一号の投資主が投資口を取得した日

第二号の投資口(投資証券が発行されてい

兀

- れている投資主をその権利を行使することがで 日において投資主名簿に記載され、又は記録さ において「基準日」という。)を定めて、基準 きる者と定めることができる。 投資法人は、一定の日(以下この項及び次項 るものに限る。)に係る投資証券の番号
- 4 3 会社法第百二十四条第二項及び第三項の規定 ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 準用する場合を含む。)」とあるのは「投資法人 二百九十九条第一項(第三百二十五条において 総理大臣」と、同法第百二十六条第五項中「第 場合にあっては、その営業所)」とあるのは 条第一項中「その本店(株主名簿管理人がある 準用する。この場合において、同法第百二十五 第百九十六条第一項及び第二項の規定は投資主 は基準日について、同法第百二十五条の規定は 法第九十一条第一項」と読み替えるものとする 四項及び第五項中「裁判所」とあるのは「内閣 する投資主名簿等管理人の営業所」と、同条第 に対してする通知又は催告について、それぞれ 投資主名簿について、同法第百二十六条並びに 「投資法人法第百六十六条第二項第八号に規定 第二項の規定並びに前項において準用する会

令で定める。 この場合において、

必要な技術的読替えは、

政

- 必要な技術的読替えは、政令で定める。 録投資口質権者に対してする通知又は催告につ いて、それぞれ準用する。この場合において、 いう。)について、同法第百五十条の規定は
- えて、公告すべき事項を投資主及び登録投資口 準用する場合を含む。)の規定による公告に代 発行していない場合には、第三項において準用 質権者に通知することができる。 する会社法第百二十四条第三項(前項において (投資口の譲渡) 投資法人が投資口の全部について投資証券を

第七十八条 投資主は、その有する投資口を譲渡 することができる。

- 2 ことができない。 の承認を必要とすることその他の制限を設ける 投資法人は、投資口の譲渡について、役員会
- を交付しなければ、その効力を生じない。 投資口の譲渡は、当該投資口に係る投資証券
- 4 資法人に対し、その効力を生じない。 (投資口の譲渡の対抗要件等) 投資証券の発行前にした投資口の譲渡は、 投
- 2 第七十九条 投資口の譲渡は、その投資口を取得 した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に 記載し、又は記録しなければ、投資法人に対抗 することができない。 投資証券の占有者は、当該投資証券に係る投
- する。 の規定は投資口について、それぞれ準用する。 について、同法第百三十二条及び第百三十三条 資口についての権利を適法に有するものと推定 会社法第百三十一条第二項の規定は投資証券
- 当」とあるのは「金銭の分配」と、同項第十四 権無償割当て」と、同項第八号中「剰余金の (第四号、第五号、第七号から第九号まで、第び第三項、第百四十八条、第百五十一条第一項 号中「取得」とあるのは「払戻し又は取得. る新株予約権無償割当て」とあるのは「投資法 分に限る。)の規定は、投資口の質入れについ 第一項及び第二項(第一号及び第三号に係る部 五十三条第二項及び第三項並びに第百五十四条 て準用する。この場合において、同法第百五十 十一号及び第十四号に係る部分に限る。)、第百 人法第八十八条の十三に規定する新投資口予約 一条第一項第七号中「第二百七十七条に規定す 会社法第百四十六条、第百四十七条第二項

的読替えは、政令で定める。 合」と読み替えるものとするほか、必要な技術 する場合」とあるのは「投資口の分割をした場 た場合」と、同条第三項中「前条第三項に規定 規定する場合」とあるのは「投資口の併合をし と、同法第百五十三条第二項中「前条第二項に

(自己の投資口の取得及び質受けの禁止)

第八十条 投資法人は、当該投資法人の投資口を 投資口を取得するときは、この限りでない。 きない。ただし、次に掲げる場合において当該 取得し、又は質権の目的として受けることがで る旨を規約で定めた場合 資法人の投資口を有償で取得することができ る投資法人が、投資主との合意により当該投 に対する投資として運用することを目的とす その資産を主として政令で定める特定資産 3

承継する場合 合併後消滅する投資法人から当該投資口を

三 この法律の規定により当該投資口の買取り をする場合 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定 2

人は、相当の時期にその投資口の処分又は消却 前項ただし書の場合においては、当該投資法

をしなければならない。 前項の処分の方法は、内閣府令で定める。

決議により、処分又は消却する自己の投資口の 口数を定めなければならない。 行う場合において、当該投資法人は、役員会の 第二項の規定により投資口の処分又は消却を

及び第百三十五条の出資剰余金の額(以下「出は、内閣府令で定めるところにより、出資総額 却をした投資口に相当する額を控除しなければ 資総額等」という。) から出資総額等のうち消 第二項の規定により投資口の消却をしたとき

(投資口の取得に関する事項の決定)

第八十条の二 投資法人は、前条第一項第一号の に掲げる事項を定めなければならない。 資口を取得しようとするときは、その都度、 規定による規約の定めに従い当該投資法人の投 次

取得する投資口の口数

二 投資ロ一口を取得するのと引換えに交付す る金銭の額又はその算定方法 投資口を取得するのと引換えに交付する金

投資口の譲渡しの申込みの期日

2 のは 場合において、同項中「その投資主に対し、第 配とみなして、第百三十七条第一項、 第一項第二号中「第百三十一条第二項」とある 第三号に掲げる金銭の総額」と、第百三十八条 係る計算書」とあるのは「第八十条の二第一項 百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に 八条及び第百三十九条の規定を適用する。この 前項の規定による投資口の取得は、 「第八十条の二第三項」とする。 金銭の分 第百三十

決議によらなければならない。 第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の

4 第一項の投資口の取得の条件は、同項の規定 による決定ごとに、均等に定めなければならな

(投資主に対する通知等)

第八十条の三 投資法人は、投資主に対し、 第一項各号に掲げる事項を通知しなければなら 前条 2

に代えることができる。 前項の規定による通知は、 公告をもつてこれ

(譲渡しの申込み)

第八十条の四 前条第一項の規定による通知を受 込みをしようとするときは、投資法人に対し、 ければならない。 その申込みに係る投資口の口数を明らかにしな けた投資主は、その有する投資口の譲渡しの申

2 同項の投資主が申込みをした投資口の総口数 口の譲受けを承諾したものとみなす。ただし、 日において、前項の投資主が申込みをした投資 る。) の投資口の譲受けを承諾したものとみな る場合にあつては、これを切り捨てるものとす 得た口数(その口数に一口に満たない端数があ の投資主が申込みをした投資口の口数を乗じて 取得総口数を申込総口数で除して得た数に前項 が同条第一項第一号の口数(以下この項におい て「取得総口数」という。)を超えるときは、 (以下この項において「申込総口数」という。) 投資法人は、第八十条の二第一項第四号の期 5

(市場取引等による投資口の取得)

第八十条の五 第八十条の二 (第四項に係る部分 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引 政令で定める取引又は同法第二十七条の二第六 十七条の二十二の二第一項ただし書に規定する 所金融商品市場における取引若しくは同法第二 項に規定する公開買付けの方法により当該投資 1限る。) から前条までの規定は、投資法人が

2 前項の場合における第八十条の二第一項の規 掲げる事項」とあるのは「あらかじめ、 げる事項 (第二号に掲げるものを除く。)」と、 定の適用については、同項中「その都度、次に 次に掲

法人の投資口を取得する場合には、

みの期日」とあるのは「投資口を取得すること 第四号の期間は、一年を超えることができな ができる期間」とする。 「ならない」とあるのは「ならない。ただし、 い」と、同項第四号中「投資口の譲渡しの申込

(親法人投資口の取得の禁止)

人を子法人とする投資法人をいう。以下同じ。)第八十一条 子法人は、その親法人(他の投資法 \ \ である投資法人の投資口(以下この条において 「親法人投資口」という。) を取得してはならな

前項の規定は、次に掲げる場合には、 適用し

を承継する場合 合併後消滅する投資法人から親法人投資口

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定め る場合

4 3 きは、この法律の適用については、当該他の投 資口を処分しなければならない。 口を、親法人及び子法人又は子法人が有すると 子法人は、相当の時期にその有する親法人投 他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資

資口を処分する場合について準用する。 資法人をその親法人の子法人とみなす。 (投資口の併合) 第八十条第三項の規定は、第三項の親法人投

第八十一条の二 投資法人は、投資口の併合をす ることができる。

2 会社法第百八十条第二項(第三号及び第四号 中「株主総会」とあるのは「投資主総会」と読 二百十五条第二項の規定は投資法人(規約によ 二条の六の規定は前項の場合について、同法第 号を除く。)、第百八十二条の三並びに第百八十二条第一項、第百八十二条の二(第一項第二を除く。)及び第四項、第百八十一条、第百八 み替えるものとするほか、必要な技術的読替え る。この場合において、同法第百八十条第二項 は、政令で定める。 (投資口の分割) したものを除く。)について、それぞれ準用す つて第八十六条第一項前段の規定による定めを

第八十一条の三 ることができる 投資法人は、 投資口の分割をす

適用しな 2 役会設置会社にあっては、取締役会)の決議に ぞれ準用する。この場合において、同法第百八 と、「定めなければならない」とあるのは「定 よって」とあるのは「執行役員は、その都度」 よる定めをしたものを除く。) について、それ 及び第百八十四条の規定は前項の場合につい 十三条第二項中「株式会社は、」とあるのは (規約によつて第八十六条第一項前段の規定に 「投資法人が」と、「その都度、株主総会(取締 て、同法第二百十五条第三項の規定は投資法人 会社法第百八十三条第二項(第三号を除く。)

第八十一条の四 第八十六条第一項に規定する投 み替えるものとするほか、必要な技術的読替え 条」とあるのは「投資法人法第百四十条」と読 と、同法第百八十四条第二項中「第四百六十六 政令で定める。

め、役員会の承認を受けなければならない」

項各号に掲げる事項を通知しなければならな申込みをしようとする者に対し、その旨及び次 資口又は同項に規定する募集投資口の引受けの 項又は次条第一項の募集に応じて設立時募集投 きる。この場合においては、第七十条の二第一 ないで投資口の分割をする旨を定めることがで 資法人は、その設立の際の最初の規約によつ て、前条第二項において準用する会社法第百八 十三条第二項(第三号を除く。)の規定によら

2 げる事項を定めなければならない。 前項前段の場合には、規約によつて、次に掲

投資口の分割の方法

投資口の分割がその効力を生ずる時期

3 資口の分割により受ける投資口の口数、分割に る登録投資口質権者に対して、その投資主が投 閣府令で定める期間ごとに、前項第三号に規定 関する計算その他内閣府令で定める事項を通 する投資主及び当該投資主の有する投資口に係 第一項前段の場合には、当該投資法人は、 める事項 分割により投資口を受ける権利を有する旨 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定 前号の時期において投資主名簿に記載さ 、又は記録されている投資主が、投資口の

内

(募集投資口の募集事項の決定等)

しなければならない。

第八十二条 き受ける者の募集をしようとするときは、執行 役員は、その都度、 投資法人がその発行する投資口を引 募集投資口(当該募集に応

号に掲げる事項

役員会の承認を受けなければならない。 いて同じ。)について次に掲げる事項を定め、 して割り当てる投資口をいう。以下この節にお じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対

- 三 募集投資口と引換えにする金銭の払込みの 条において同じ。) 又はその算定方法 引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この 期日又はその期間 募集投資口の払込金額(募集投資ローロと 2
- 括して求めることができる。 き受ける者の募集について、役員会の承認を一 定め、その発行期間内における募集投資口を引 に規定する投資法人の執行役員は、発行期間を 前項の規定にかかわらず、第八十六条第一項 3
- 間のほか次に掲げる事項について定め、役員会 の承認を受けなければならない。 前項の場合には、同項の執行役員は、 当該発行期間内に発行する投資口の総口数 発行期 4
- 二 当該発行期間内における募集ごとの募集投 資口の払込金額及び募集投資口と引換えにす る金銭の払込みの期日を定める方法
- 場合において、公示の方法その他の必要な事項 との払込金額を公示しなければならない。この 二号に掲げる方法により確定した同号の募集ご 第二項の場合には、当該投資法人は、前項第 内閣府令で定める。
- る事項。次条第一項第六号において「募集事 に定めなければならない。 項」という。)は、第一項の募集ごとに、均等 つては、第三項の発行期間及び同項各号に掲げ 第一項各号に掲げる事項(第二項の場合にあ 6
- 正な金額としなければならない。 前項の場合において、募集投資口の払込金額 投資法人の保有する資産の内容に照らし公
- に組み入れなければならない。 きは、当該投資口の払込金額の総額を出資総額 (募集投資口の申込み等) 投資法人がその成立後に投資口を発行したと
- 第八十三条 投資法人は、前条第一項の募集に応 る者に対し、次に掲げる事項を通知しなければ じて募集投資口の引受けの申込みをしようとす
- び第六号から第十三号までに掲げる事項 第七十一条第一項第三号、第五号及び第九 第六十七条第一項第一号から第四号まで及

- 三 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並 びにその者に委託する事務の内容
- 五. と締結した資産の運用に係る委託契約の概要 資産運用会社の名称及びその資産運用会社 資産保管会社の名称
- 前項第四号に掲げる事項の細目は、める事項 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定
- で定める。 内閣府令
- した書面を投資法人に交付しなければならな けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載 前条第一項の募集に応じて募集投資口の引受
- 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- の書面を交付したものとみなす。 の場合において、当該申込みをした者は、同項 を電磁的方法により提供することができる。こ 人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項 に代えて、政令で定めるところにより、投資法 第一項の規定は、投資法人が同項各号に掲げ 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付 引き受けようとする募集投資口の口数
- 5 る事項を記載した金融商品取引法第二条第十項 とする者に対して交付している場合その他募集 に規定する目論見書を第一項の申込みをしよう 定める場合には、適用しない。 護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で 投資口の引受けの申込みをしようとする者の保
- ければならない。 (次項において「申込者」という。) に通知しな 該変更があつた事項を第三項の申込みをした者 て変更があつたときは、直ちに、その旨及び当 投資法人は、第一項各号に掲げる事項につい 投資法人が申込者に対してする通知又は催告
- 知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資 は、第三項第一号の住所(当該申込者が別に通 連絡先)にあてて発すれば足りる。 法人に通知した場合にあつては、その場所又は
- 8 みなす。 通常到達すべきであつた時に、到達したものと 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が
- 9 法第二百四条第一項中「前条第二項第二号」と 資口について準用する。この場合において、同 五条第一項並びに第二百六条の規定は、募集投 あるのは「投資法人法第八十三条第三項第二 会社法第二百四条第一項及び第三項、第二百

- 及び第三項」と読み替えるものとするほか、必並びに同条第九項において準用する前条第一項 法第二百五条第一項中「前二条」とあるのはげる方法により確定した同号の期日)」と、同第二項の場合にあっては同条第三項第二号に掲 号」と、同条第三項中「第百九十九条第一項第 要な技術的読替えは、政令で定める。 法第八十二条第一項第三号の期日(同号の期間 は、その期間の初日)」とあるのは「投資法人 「投資法人法第八十三条第一項から第八項まで を定めた場合にあってはその期間の初日、同条 (会社法の準用) [号の期日(同号の期間を定めた場合にあって
- 第八十四条 会社法第二百八条 (第二項を除く。) 九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第八 条第一項第三号」と、同法第二百十条中「第百 号の期日(同条第二項の場合にあっては、同条 とあるのは「投資法人法第八十二条第一項第三 か、必要な技術的読替えは、政令で定める。 とあるのは「発行」と読み替えるものとするほ の期日)」と、同項第二号中「第百九十九条第 第三項第二号に掲げる方法により確定した同号 第一号中「第百九十九条第一項第四号の期日」 又は同号の期間内(同条第二項の場合にあって は「投資法人法第八十二条第一項第三号の期日 集投資口について準用する。この場合におい を除く。)及び第二百十三条の三の規定は、 号を除く。)、第二百十三条の二(第一項第二号 十二条第一項」と、「発行又は自己株式の処分」 は、同条第三項第二号に掲げる方法により確定 一項第四号」とあるのは「投資法人法第八十二 した同号の期日)」と、同法第二百九条第一項 て、同法第二百八条第一項中「第百九十九条第 項第四号の期日又は同号の期間内」とあるの 第二百九条第一項から第三項まで、第二百十 第二百十一条、第二百十二条第一項(第1 募
- 2 会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る 三十七条第一項(第一号口に係る部分に限る。) に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十 部分に限る。)及び第二項(第二号に係る部分 第一項、第八百七十一条本文、第八百七十二条 行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条 の規定は投資法人の成立後における投資口の発 八百四十条まで、第八百四十六条並びに第九百 六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第 に限る。)、第八百三十四条(第二号に係る部分 (第二号に係る部分に限る。)、第八百七十三条

- ける投資口の発行の不存在の確認の訴えについ分に限る。) の規定は、投資法人の成立後にお 及び第九百三十七条第一項(第一号ホに係る部 限る。)、第八百三十四条(第十三号に係る部分 及び第八百七十八条第一項の規定はこの項にお 六条から第八百三十八条まで、第八百四十六条 に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十 て、必要な技術的読替えは、政令で定める。 いて準用する同法第八百四十条第二項の申立て 本文、第八百七十五条から第八百七十七条まで について、それぞれ準用する。この場合にお 会社法第八百二十九条(第一号に係る部分に
- 的読替えは、政令で定める。 を除く。)の規定による支払を求める訴えにつ 除く。)及び第二百十三条の二(第一項第二号 及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号 第二項、第八百四十七条の二、 読替えは、政令で定める。 (投資証券の発行等) 及び第三号を除く。)の規定は、第一項におい 百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号 いて準用する。この場合において、 て準用する同法第二百十二条第一項(第二号を び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条 第八百四十九条第二項、 第八百四十七条 第三項第二号及

て準用する。この場合において、必要な技術的

- 第八十五条 投資法人は、投資口を発行した日以 しなければならない。 後遅滞なく、当該投資口に係る投資証券を発行
- 2 押印しなければならない。 を記載し、執行役員がこれに署名し、 投資証券には、次に掲げる事項及びその番号 又は記名
- 投資法人の商号
- 当該投資証券に係る投資口の口数
- 3 的読替えは、政令で定める。 ぞれ準用する。この場合において、 二百九十一条の規定は投資証券について、それ たものを除く。)の投資証券について、同法第 によつて次条第一項前段の規定による定めをし 会社法第二百十七条の規定は投資法人(規約 必要な技術
- (投資証券の不発行)
- 第八十六条 投資主の請求により投資口の払戻し 資主の請求があるまで投資証券を発行しない旨 第一項の規定にかかわらず、規約によつて、 をする旨の規約の定めがある投資法人は、前条 を定めることができる。この場合においては、 投

引受けの申込みをしようとする者に対し、その 旨を通知しなければならない。 集に応じて設立時募集投資口又は募集投資口の 第七十条の二第一項又は第八十二条第一項の募

2 法人に提出して、その所持を希望しない旨を申 該投資法人に提出された当該投資証券は、無効 資証券を有する投資主は、当該投資証券を投資 し出ることができる。この場合においては、当 前項前段の場合において、既に発行された投

しなければならない。 れぞれ投資主名簿に遅滞なく記載し、又は記録 けたときは当該投資証券が返還された旨を、そ きはその旨を、前項前段の規定による申出を受 第一項前段の規定による定めをした投資法人 投資主の請求により投資証券を発行したと 2

投資証券を発行しなければならない。 して同項の定めを廃止し、遅滞なく、 戻しに応じないこととするときは、規約を変更 (投資証券の提出に関する公告等) 前項の投資法人が規約を変更して投資口の払 未発行の

第八十七条 投資法人が次に掲げる行為をする場 投資法人に対し全部の投資口に係る投資証券を ければならない。ただし、投資口の全部につい 登録投資口質権者には、各別にこれを通知しな でに、公告し、かつ、すべての投資主及びその 提出しなければならない旨を当該日の一月前ま て投資証券を発行していない場合は、この限り

投資口の併合

場合に限る。) 合併(合併により当該投資法人が消滅する

設合併設立法人」と、同条第三項中「第一項各 法人法第百四十八条第一項第二号に規定する新 規定する新設合併設立会社」とあるのは「投資 合併存続法人」と、「第七百五十三条第一項に 定する吸収合併存続会社」とあるのは「投資法 と、同項第四号中「第七百四十九条第一項に規 るのは「投資法人法第八十七条第一項第一号」 項第一号中「前項第一号から第四号まで」とあ る。この場合において、同法第二百十九条第二 百二十条の規定は、投資証券について準用す 号に係る部分に限る。) 及び第三項並びに第一 人法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収 会社法第二百十九条第二項(第一号及び第四 及び同法第二百二十条第一項中

ほか、必要な技術的読替えは、 八十七条第一項各号」と読み替えるものとする (一に満たない端数の処理) 「前条第一項各号」とあるのは「投資法人法第 政令で定める。

第八十八条 投資法人が投資口の分割又は投資口 令で定めるものにより売却し、かつ、その端数 に交付しなければならない。 売却を実現するために適当な方法として内閣府 合にあつては、これを切り捨てるものとする。) 数(その合計数に一に満たない端数が生ずる場 満たない端数が生ずるときは、その端数の合計 の併合をすることにより投資口の口数に一口に に応じてその売却により得られた代金を投資主 に相当する口数の投資口を、公正な金額による

資法人の純資産の額に照らして公正な金額をも の一口に満たない端数の部分について、当該投 口の併合をすることにより生ずる投資口の口数 に規定する投資法人は、投資口の分割又は投資前項の規定にかかわらず、第八十六条第一項 つて、払戻しをすることができる。

とするときは、その旨

3 をした投資口に相当する額を控除しなければな より、出資総額等から出資総額等のうち払戻し らない 前項の場合には、内閣府令で定めるところに

口予約権証券 第三節の二 新投資口予約権及び新投資

(新投資口予約権の内容)

|第八十八条の二 投資法人が新投資口予約権を発 予約権の内容としなければならない。 行するときは、次に掲げる事項を当該新投資口

二 当該新投資口予約権の行使に際して出資さ 口数又はその口数の算定方法 当該新投資口予約権の目的である投資口の

る期間 れる金銭の額又はその算定方法 当該新投資口予約権を行使することが

は、次に掲げる事項れを取得することができることとするとき 人が一定の事由が生じたことを条件としてこ 当該新投資口予約権について、当該投資法 その新投資口予約権を取得する旨及びその 一定の事由が生じた日に当該投資法人が

の旨 ことをもつてイの事由とするときは、 当該投資法人が別に定める日が到来する そ

事由

権の一部を取得することとするときは、 イの事由が生じた日にイの新投資口予約 そ

の旨及び取得する新投資口予約権の一部の

えに当該新投資口予約権の新投資口予約権ニ イの新投資口予約権を取得するのと引換 者に対して交付する金銭の額又はその算定

Ŧi. 端数がある場合において、これを切り捨てる ものとするときは、その旨 者に交付する投資口の口数に一口に満たな 新投資口予約権を行使した新投資口予約権

求の全部又は一部をすることができないこと準用する会社法第二百九十条の規定による請 約権者が第八十八条の二十一第二項において 証券を発行することとするときは、その旨 当該新投資口予約権に係る新投資口予約権 前号に規定する場合において、新投資口予

第八十八条の三 新投資口予約権が二以上の者の 資法人が当該権利を行使することに同意した場の権利を行使することができない。ただし、投 通知しなければ、当該新投資口予約権について め、投資法人に対し、その者の氏名又は名称を 予約権についての権利を行使する者一人を定 共有に属するときは、共有者は、当該新投資口 合は、この限りでない。 (共有者による権利の行使)

第八十八条の四 投資法人は、第八十八条の十三 に規定する新投資口予約権無償割当てを行う場 合に限り、新投資口予約権を発行することがで (新投資口予約権の発行)

2 とができない。 条の十四第一項第二号の日から三月を超えるこ係る第八十八条の二第三号の期間は、第八十八 きる。 前項の規定により発行する新投資口予約権に

|第八十八条の五 投資法人は、新投資口予約権を を作成し、次の各号に掲げる新投資口予約権の 発行した日以後遅滞なく、新投資口予約権原簿 又は記録しなければならない。 区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、 (新投資口予約権原簿等)

投資口予約権の内容及び数 投資口予約権証券の番号並びに当該無記名新 ている新投資口予約権(以下この節において 「無記名新投資口予約権」という。) 無記名式の新投資口予約権証券が発行され 当該新

二 前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資 口予約権 次に掲げる事項

> イ 新投資口予約権者の氏名又は名称及び

予約権の内容及び数 イの新投資口予約権者の有する新投資口

イの新投資口予約権者が新投資口予約

資口予約権証券の番号 発行されているものに限る。) に係る新投 投資口予約権に係る新投資口予約権証券を 該新投資口予約権(新投資口予約権証券が この節において同じ。)であるときは、当 発行する旨の定めがあるものをいう。以下 予約権(新投資口予約権であつて、当該新 ロの新投資口予約権が証券発行新投資口

2 の営業所」と読み替えるものとするほか、必要条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人 な技術的読替えは、政令で定める。 営業所)」とあるのは、「投資法人法第百六十六 新投資口予約権者に対してする通知又は催告に 権原簿について、同法第二百五十三条の規定 (新投資口予約権の譲渡) て、同法第二百五十二条第一項中「その本店 ついて、それぞれ準用する。この場合におい (株主名簿管理人がある場合にあっては、その 会社法第二百五十二条の規定は新投資口予約

2 第八十八条の六 新投資口予約権者は、その有す る新投資口予約権を譲渡することができる。 て、役員会の承認を必要とすることその他の 投資法人は、新投資口予約権の譲渡につい

制

(証券発行新投資口予約権の譲渡)

限を設けることができない。

第八十八条の七 証券発行新投資口予約権の譲渡 口予約権証券を交付しなければ、その効力を生 は、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資

(新投資口予約権の譲渡の対抗要件等)

第八十八条の八 新投資口予約権の譲渡は、その することができない。 録しなければ、投資法人その他の第三者に対抗 び住所を新投資口予約権原簿に記載し、又は記 新投資口予約権を取得した者の氏名又は名称及

3 2 の第三者」とあるのは、「投資法人」とする。 定の適用については、同項中「投資法人その他る証券発行新投資口予約権についての前項の規 いては、適用しない。 第一項の規定は、無記名新投資口予約権につ 記名式の新投資口予約権証券が発行されてい

- 5 おいて、必要な技術的読替えは、政令で定め 約権について、それぞれ準用する。この場合に 五十九条及び第二百六十条の規定は新投資口予 定は新投資口予約権証券について、同法第二百 会社法第二百五十八条第一項及び第二項の規
- 新投資口予約権の質入れについて準用する。こ (取得する日の決定) えは、政令で定める。 読み替えるものとするほか、必要な技術的読替 第一項第二号に規定する新設合併設立法人」と 立会社」とあるのは「投資法人法第百四十八条 項第一号に規定する吸収合併存続法人」と、 社」とあるのは「投資法人法第百四十七条第一 七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会 額」とあるのは「金銭」と、同項第三号中「第 あり、及び同条第三項中「金銭等に相当する金 の場合において、同条第一項中「金銭等」とあ 二百六十八条 (第三項を除く。)、第二百六十九 「第七百五十三条第一項に規定する新設合併設 二項及び第三項(第二号を除く。)の規定は、 会社法第二百六十七条第一項及び第四項、第 (第一号及び第三号に係る部分に限る。)、第 同条第二項中「金銭等(金銭に限る。)」と 第二百七十一条並びに第二百七十二条第一 3 2 4

第八十八条の九 取得条項付新投資口予約権(第 定めがある新投資口予約権をいう。以下この節八十八条の二第四号イに掲げる事項についての 資口予約権の内容として別段の定めがある場合 ければならない。ただし、当該取得条項付新投 事項についての定めがある場合には、投資法人 において同じ。) の内容として同号口に掲げる この限りでない。 同号ロの日を役員会の決議によつて定めな 2

前条第三項の規定による通知の日又は同条

- 規定により決定した取得条項付新投資口予約権 新投資口予約権者(同号ハに掲げる事項についは、投資法人は、取得条項付新投資口予約権の 二週間前までに、当該日を通知しなければなら 質権者をいう。以下同じ。)に対し、当該日の 投資口予約権原簿に記載され、又は記録された 法第二百六十九条第一項各号に掲げる事項が新 約権質権者(前条第五項において準用する会社 の新投資口予約権者)及びその登録新投資口予 ての定めがある場合にあつては、次条第一項の 第八十八条の二第四号ロの日を定めたとき 3
- 3 に代えることができる。 前項の規定による通知は、 公告をもつてこれ

|第八十八条の十 投資法人は、新投資口予約権の 項付新投資口予約権を取得しようとするとき 項についての定めがある場合において、取得条 内容として第八十八条の二第四号ハに掲げる事 決定しなければならない。 は、その取得する取得条項付新投資口予約権を

(取得する新投資口予約権の決定等)

取得条項付新投資口予約権を取得する旨を通知 録新投資口予約権質権者に対し、直ちに、当該 新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登 法人は、同項の規定により決定した取得条項付 しなければならない。 て別段の定めがある場合は、この限りでない。 し、当該取得条項付新投資口予約権の内容とし 第一項の規定による決定をしたときは、投資 前項の取得条項付新投資口予約権は、役員会 決議によつて定めなければならない。ただ

に代えることができる。 前項の規定による通知は、 公告をもつてこれ

(効力の発生等)

第八十八条の十一 投資法人は、第八十八条の二 号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか 第四号イの事由が生じた日(同号ハに掲げる事 合にあつては、前条第一項の規定により決定し 第四号ハに掲げる事項についての定めがある場 遅い日)に、取得条項付新投資口予約権(同条 項についての定めがある場合にあつては、第一 たもの)を取得する。 第八十八条の二第四号イの事由が生じた日

約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口 項の規定による通知又は同条第三項の公告をし ければならない。ただし、第八十八条の九第二 権者)に対し、当該事由が生じた旨を通知しな 投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質 定めがある場合にあつては、前条第一項の規定 予約権質権者(同号ハに掲げる事項についての が生じた後、遅滞なく、取得条項付新投資口予 たときは、この限りでない。 により決定した取得条項付新投資口予約権の新 投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由 第四項の公告の日から二週間を経過した日

これに代えることができる。 (新投資口予約権の消却) 前項本文の規定による通知は、 公告をもつて

第八十八条の十二 投資法人は、自己新投資口予 (投資法人が有する自己の新投資口予約権

> る自己新投資口予約権の内容及び数を定めなけ ることができる。この場合においては、消却す をいう。以下この節において同じ。)を消却す ればならない。

2 によらなければならない。 前項後段の規定による決定は、

(新投資口予約権無償割当て)

第八十八条の十三 投資法人は、投資主に対して 償割当て」という。)をすることができる。 資口予約権の割当て(以下「新投資口予約権無 新たに払込みをさせないで当該投資法人の新投 (新投資口予約権無償割当てに関する事項の決

第八十八条の十四 投資法人は、新投資口予約権 無償割当てをしようとするときは、その都度、 次に掲げる事項を定めなければならない。 投資主に割り当てる新投資口予約権の内容

二 当該新投資口予約権無償割当てがその効力 及び数又はその算定方法 を生ずる日

3

3 2 ことを内容とするものでなければならない。 数に応じて同号の新投資口予約権を割り当てる 当該投資法人以外の投資主の有する投資口の口 第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の 前項第一号に掲げる事項についての定めは、

第八十八条の十五 前条第一項第一号の新投資口 予約権の割当てを受けた投資主は、同項第二号 口予約権者となる。 の日に、同項第一号の新投資口予約権の新投資 (新投資口予約権無償割当ての効力の発生等)

決議によらなければならない。

2 当該投資主が割当てを受けた新投資口予約権の く、投資主及びその登録投資口質権者に対し、 内容及び数を通知しなければならない。 投資法人は、前条第一項第二号の日後遅滞な 前項の規定による通知がされた場合におい

3 ときは、同号の期間は、当該通知の日から二週 通知の日から二週間を経過する日前に到来する 間を経過する日まで延長されたものとみなす。 ての第八十八条の二第三号の期間の末日が当該 て、前条第一項第一号の新投資口予約権につい (新投資口予約権の行使)

第八十八条の十六 新投資口予約権の行使は、 に掲げる事項を明らかにしてしなければならな 次

び その行使に係る新投資口予約権の内容及

役員会の決議 2 二 新投資口予約権を行使する日 ければならない。ただし、当該新投資口予約権 係る新投資口予約権証券を投資法人に提出しな 口予約権者は、当該証券発行新投資口予約権に ときは、当該証券発行新投資口予約権の新投資 証券発行新投資口予約権を行使しようとする

3 ことができない。 投資法人は、自己新投資口予約権を行使する

証券が発行されていないときは、この限りでな

第八十八条の十七 新投資口予約権者は、前条第 ない。 る新投資口予約権についての第八十八条の二第 払込みの取扱いの場所において、その行使に係 二号の金銭の額の全額を払い込まなければなら (新投資口予約権の行使に際しての払込み等) 項第二号の日に、投資法人が定めた銀行等の

みをする債務と投資法人に対する債権とを相殺 新投資口予約権者は、前項の規定による払込 することができない。

で定める。 ものとするほか、必要な技術的読替えは、 法人法第八十八条の十七第一項」と読み替える 二百八十六条の二第一項第二号中「第二百八十 について準用する。この場合において、同法第 規定は、新投資口予約権者又は執行役員の責任 び第三号を除く。)及び第二百八十六条の三の 一条第一項又は第二項後段」とあるのは「投資 会社法第二百八十六条の二(第一項第一号及

4 号及び第三号を除く。) の規定による支払を求 準用する同法第二百八十六条の二(第一項第一 及び第三号を除く。)の規定は、前項において 百四十九条の二、第八百五十一条第一項第一号 の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及 第二項、第八百四十七条の二、 める訴えについて準用する。この場合にお 及び第二項並びに第八百五十三条第一項第二号 び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八 て、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (投資主となる時期等) 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条 第八百四十七条

第八十八条の十八 投資口予約権者は、当該新投資口予約権を行使 資口の投資主となる。 した日に、当該新投資口予約権の目的である投 新投資口予約権を行使した新

2 であつて前条第三項において準用する会社法第 新投資口予約権を行使した新投資口予約権者

的である投資口について、投資主の権利を行使同号の払込みが仮装された新投資口予約権の目 することができない。 項において準用する同法第二百八十六条の三第 当するものは、同号に定める支払又は前条第三 二百八十六条の二第一項第二号に掲げる者に該 項の規定による支払がされた後でなければ、

るときは、この限りでない。 る。ただし、その者に悪意又は重大な過失があ についての投資主の権利を行使することができ 前項の投資口を譲り受けた者は、当該投資口

(一に満たない端数の処理)

合において、当該新投資口予約権の新投資口予第八十八条の十九 新投資口予約権を行使した場 る事項についての定めがある場合は、この限り らない。ただし、第八十八条の二第五号に掲げ じて得た額に相当する金銭を交付しなければな 分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗 口予約権者に対し、 い端数があるときは、投資法人は、当該新投資 約権者に交付する投資口の口数に一口に満たな 次の各号に掲げる場合の区 2

府令で定める方法により算定される額 場合 当該投資ロ一口の市場価格として内閣 当該投資口が市場価格のある投資口である

純資産の額に照らして公正な金額 前号に掲げる場合以外の場合 一口当たり

(新投資口予約権の消滅)

合のほか、新投資口予約権者がその有する新投第八十八条の二十 第八十八条の十二第一項の場 第八十八条の二十一 投資法人は、証券発行新投 資口予約権を発行した日以後遅滞なく、当該証 きは、当該新投資口予約権は、消滅する。 資口予約権を行使することができなくなつたと (新投資口予約権証券の発行等) 3

券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証 券を発行しなければならない。 会社法第二百八十九条から第二百九十一条ま

条の二第七号」と読み替えるものとするほか 項第十一号」とあるのは「投資法人法第八十八 必要な技術的読替えは、政令で定める。 ては、代表執行役)」とあるのは「執行役員」 中「代表取締役(指名委員会等設置会社にあっ する。この場合において、同法第二百八十九条での規定は、新投資口予約権証券について準用 同法第二百九十条中「第二百三十六条第一

第八十八条の二十二 投資法人が次の各号に掲げ る行為をする場合において、当該各号に定める (新投資口予約権証券の提出に関する公告等)

> なければならない。 投資口予約権質権者には、各別にこれを通知し 資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新 出日の一月前までに、公告し、かつ、当該新投 資口予約権証券提出日」という。) までに当該 の効力が生ずる日(以下この条において「新投 行しているときは、当該投資法人は、当該行為 新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発 しなければならない旨を新投資口予約権証券提 投資法人に対し当該新投資口予約権証券を提出

得条項付新投資口予約権 取得条項付新投資口予約権の取得 当該取

場合に限る。) 全部の新投資口予約権 合併(合併により当該投資法人が消滅する

該投資法人に対して新投資口予約権証券を提出 交付を受けることができる金銭の交付を拒むこ の間、当該行為によつて当該新投資口予約権証 は、当該新投資口予約権証券の提出があるまで において、新投資口予約権証券提出日までに当 とができる。 券に係る新投資口予約権の新投資口予約権者が しない者があるときは、当該各号に定める者 投資法人が次の各号に掲げる行為をする場合

資法人 取得条項付新投資口予約権の取得 当該投

日に無効となる。 投資口予約権証券は、新投資口予約権証券提出 二 合併(合併により当該投資法人が消滅する 第一項各号に定める新投資口予約権に係る新 第一項第二号に規定する新設合併設立法人 規定する吸収合併存続法人又は第百四十八条 場合に限る。)第百四十七条第一項第一号に

4 各号」と、「金銭等」とあるのは「金銭」と読 るのは「投資法人法第八十八条の二十二第二項 号」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあ 権証券を提出することができない者があるとき 掲げる行為をした場合において、新投資口予約 は、政令で定める。 み替えるものとするほか、必要な技術的読替え のは「投資法人法第八十八条の二十二第一項各 二百二十条第一項中「前条第一項各号」とある について準用する。この場合において、同法第 会社法第二百二十条の規定は、第一項各号に

第八十八条の二十三 会社法第八百二十八条第一 項(第四号に係る部分に限る。)及び第二項 (第四号に係る部分に限る。)、第八百三十四条

> は、政令で定める。 二項の規定はこの項において準用する同法第八 条第一項(第一号ハに係る部分に限る。)の規 四十二条、第八百四十六条並びに第九百三十七 する。この場合において、必要な技術的読替え 四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用 百四十二条第二項において準用する同法第八百 限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条 条本文、第八百七十二条(第三号に係る部分に から第八百七十七条まで及び第八百七十八条第 定は新投資口予約権の発行の無効の訴えについ て、同法第八百六十八条第一項、第八百七十一

2 に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十 限る。)、第八百三十四条(第十五号に係る部分 場合において、必要な技術的読替えは、 の不存在の確認の訴えについて準用する。この 分に限る。) の規定は、新投資口予約権の発行 及び第九百三十七条第一項(第一号へに係る部 六条から第八百三十八条まで、第八百四十六条 会社法第八百二十九条(第三号に係る部分に 政令で 2

第四節 機関

第一款 投資主総会

(投資主総会の権限)

第八十九条 投資主総会は、この法律に規定する ことができる。 事項及び規約で定めた事項に限り、 決議をする

2 この法律の規定により投資主総会の決議を必 きることを内容とする規約の定めは、その効力 他の投資主総会以外の機関が決定することがで を有しない。 要とする事項について、執行役員、役員会その

(招集)

|第九十条 投資主総会は、この法律に別段の定め がある場合を除き、執行役員が招集する。

2 主総会の招集を請求することができる。 目的である事項及び招集の理由を示して、投資 監督役員は、執行役員に対し、投資主総会の

3 定は、投資主総会の招集について準用する。こ。会社法第二百九十七条第一項及び第四項の規 議決権」とあるのは「以上の口数の投資口」 権」とあるのは「発行済投資口」と、「以上の の場合において、同条第一項中「総株主の議決 と、同条第四項中「裁判所」とあるのは「内閣

> な技術的読替えは、政令で定める。 総理大臣」と読み替えるものとするほか、 (招集の決定)

> > 必要

八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百 第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第

(第四号に係る部分に限る。)、第八百三十五条

第九十条の二 執行役員(前条第三項において準 じ。)は、投資主総会を招集する場合には、次場合にあつては当該監督役員。次条において同 は当該投資主、第百十四条第三項本文の規定に り投資主が投資主総会を招集する場合にあつて 用する会社法第二百九十七条第四項の規定によ に掲げる事項を定めなければならない。 より監督役員が共同して投資主総会を招集する

投資主総会の日時及び場所

投資主総会の目的である事項

ととするときは、その旨 法によつて議決権を行使することができるこ 投資主総会に出席しない投資主が電磁的方

四 前三号に掲げるもののほか、 投資主総会に出席しない投資主は、 める事項 内閣府令で定 書面によ

(招集手続) つて議決権を行使することができる。

第九十一条 投資主総会を招集するには、執行役 員は、投資主総会の日の二月前までに当該日を 過する前に開催される投資主総会については、 された直前の投資主総会の日から二十五月を経 た場合において、当該規約の定めに従つて開催 らない。ただし、一定の日及びその日以後、遅 して、書面をもつてその通知を発しなければな 公告し、当該日の二週間前までに、投資主に対 滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定め

2 とができる。この場合において、当該執行役員 承諾を得て、電磁的方法により通知を発するこ 代えて、政令で定めるところにより、投資主の 当該公告をすることを要しない。 は、同項の書面による通知を発したものとみな 執行役員は、前項の書面による通知の発出に

3 4 事項を記載し、又は記録しなければならない。 決権の行使について参考となるべき事項を記載府令で定めるところにより、投資主に対し、議 執行役員は、第一項の通知に際しては、内閣 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる

5 し同項の電磁的方法による通知を発するとき 書面」という。)を交付しなければならない。 ための書面(以下この款において「議決権行使 類」という。)及び投資主が議決権を行使する した書類(次項において「投資主総会参考書 執行役員は、第二項の承諾をした投資主に対

ときは、これらの書類を当該投資主に交付しな ことができる。ただし、投資主の請求があつた に記載すべき事項を電磁的方法により提供する 議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類 ればならない。 前項の規定による投資主総会参考書類及び 3

を定めた場合には、第二項の承諾をした投資主 直ちに、当該投資主に対し、当該事項を電磁的 つたときは、内閣府令で定めるところにより、 すべき事項の電磁的方法による提供の請求があ 会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載 第二項の承諾をしていない投資主から投資主総 電磁的方法により提供しなければならない。 対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該 に対する同項の電磁的方法による通知に際し 執行役員は、前条第一項第三号に掲げる事項 執行役員は、前項に規定する場合において、 内閣府令で定めるところにより、投資主に 6 5

方法により提供しなければならない。 (書面による議決権の行使)

第九十二条 行使書面に必要な事項を記載し、内閣府令で定れ十二条 書面による議決権の行使は、議決権 投資法人に提出して行う。 める時までに当該記載をした議決権行使書面を

権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入 前項の規定により書面によつて行使した議決

る。この場合においては、当該請求の理由を明書面の閲覧又は謄写の請求をすることができ その本店に備え置かなければならない 投資法人は、投資主総会の日から三月間、 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつで 項の規定により提出された議決権行使書面を 第一項の規定により提出された議決権行使 第 第九十三条の二 投資主総会の決議は、規約に別

請求について準用する。この場合において、同会社法第三百十一条第五項の規定は、前項の 替えるものとする。 のは、「投資法人法第九十二条第一項」と読み 条第五項第三号及び第四号中「第一項」とある かにしてしなければならない。

(電磁的方法による議決権の行使)

は、政令で定めるところにより、投資法人の承第九十二条の二 電磁的方法による議決権の行使 当該投資法人に提供して行う。 使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により 諾を得て、内閣府令で定める時までに議決権行

2 ある場合には、 投資主が第九十一条第二項の承諾をした者で 投資法人は、 正当な理由がなけ

れば、 前項の承諾をすることを拒んではならな

数に算入する。 した議決権の数は、出席した投資主の議決権の

磁的記録をその本店に備え置かなければならな 一項の規定により提供された事項を記録した電 投資法人は、投資主総会の日から三月間、 第

も、前項の電磁的記録に記録された事項を内閣 投資主は、投資法人の営業時間内は、いつで ければならない。 おいては、当該請求の理由を明らかにしてしな は謄写の請求をすることができる。この場合に 府令で定める方法により表示したものの閲覧又

請求について準用する。 会社法第三百十二条第六項の規定は、

(みなし賛成)

第九十三条 投資法人は、規約によつて、投資主 ができる。 があるときは、当該議案のいずれをも除く。) 提出された議案(複数の議案が提出された場合 について賛成するものとみなす旨を定めること において、これらのうちに相反する趣旨の議案 が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使 しないときは、当該投資主はその投資主総会に

3 2 記載し、又は記録しなければならない。 九十一条第一項又は第二項の通知にその定めを 前項の規定による定めをした投資法人は、第 するものとみなした投資主の有する議決権の数 は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 (投資主総会の決議) 第一項の規定による定めに基づき議案に賛成

2 を有する投資主が出席し、出席した当該投資主 総会の決議は、発行済投資口の過半数の投資口 た当該投資主の議決権の過半数をもつて行う。 半数の投資口を有する投資主が出席し、出席し 段の定めがある場合を除き、発行済投資口の過 要件を規約で定めることを妨げない。 定の数以上の投資主の賛成を要する旨その他の 場合においては、当該決議の要件に加えて、一 たる多数をもつて行わなければならない。この の議決権の三分の二(これを上回る割合を規約 で定めた場合にあつては、その割合)以上に当 前項の規定にかかわらず、次に掲げる投資主

準用する会社法第百八十条第二項の投資主 第八十一条の二第二項において読み替えて

録すること」と、同法第三百六条第一項中「総

録すること)」とあるのは「投資法人法第九十 る場合にあっては、その通知に記載し、又は記

一条第一項又は第二項の通知に記載し、

有する投資主は」と、「株主に通知すること

(第二百九十九条第二項又は第三項の通

畑をす

株主(株主総会において決議をすることができ

政令で定める。 えるものとするほ

必要な技術的読替えは、

第一項の規定により電磁的方法によつて行使

前項の

第九十四条 会社法第三百条本文、第三百三条第 条の四第二項から第四項まで、第三百二十五条 二項、第三百四条、第三百五条第一項本文及び た場合にあっては、その期間)前から引き続き 資口を六箇月(これを下回る期間を規約で定め た場合にあっては、その割合)以上の口数の投 口の百分の一(これを下回る割合を規約で定め とあるのは「投資主は」と、同法第三百五条第 とあるのは「口数の投資口」と、「株主に限り」 た場合にあっては、その個数)以上の議決権. 議決権」とあるのは「発行済投資口」と、「議 らず、取締役会設置会社においては、総株主の 同法第三百三条第二項中「前項の規定にかかわ 法人法第九十一条第一項から第三項まで」と、 同法第三百条本文中「前条」とあるのは「投資 主総会について準用する。この場合において、 の五並びに第三百二十五条の六の規定は、投資 号、第五号及び第六号を除く。)、第三百二十五 を除く。)、第三百二十五条の三(第一項第三 まで、第三百二十五条の二(第三号及び第四号 百十三条から第三百十八条(第三項を除く。) 第四項から第六項まで、第三百六条(第二項及 一項本文中「株主は」とあるのは「発行済投資 決権又は三百個(これを下回る数を定款で定め び第四項を除く。)、第三百七条、第三百八条 (第一項ただし書を除く。)、第三百十条、第三

第百十五条の六第三項の投資主総会 第百四十三条第三号の投資主総会 第百四十条の投資主総会

五. 資主総会 七第一項及び第百四十九条の十二第一項の投 第百四十九条の二第一項、第百四十九条の

3 準用する会社法第三百十六条第一項若しくは第 ことができない。ただし、次条第一項において 掲げる事項以外の事項については、決議をする 投資主総会は、第九十条の二第一項第二号に 会計監査人の出席を求めることについては、こ 二項に規定する者の選任又は第百十五条の四の の限りでない。

(会社法の準用)

法第九十一条第四項」と、「第二百九十九条第 第四百四十四条第六項」とあるのは「投資法人 条の二第一項第四号」と、「第四号」とあるの 第一項第五号」とあるのは「投資法人法第九十 項又は第三項」とあるのは「投資法人法第九十 第九十一条第三項」と、「第二百九十九条第二 項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一号」と、同条第二項中「第二百九十九条第一 あるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、 条第二項各号に掲げる場合には」とあるの 第一項中「株式会社の取締役は、第二百九十九 第四項」と、同法第三百十七条中「第二百九十 間を規約で定めた場合にあっては、その期間) 項」と、「第百二十四条第一項」とあるの 項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一 項」と、同条第二項中「第二百九十九条第 項(第三百二十五条において準用する場合を含 百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三 は「第三号」と、同条第三項中「第三百一条第 二百九十九条第四項」とあるのは「投資法人法 項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第 あるのは「投資法人法第九十条の二第一項各 同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」と 八条及び第二百九十九条」とあるのは「投資法 項において準用する第二百九十七条第一項及び 項」と、同法第三百十六条第二項中「第二百九 項」とあるのは「投資法人法第九十一条第二 法第三百十条第四項中 「第二百九十九条第三 項、第五項及び第六項並びに同法第三百七条第 前から引き続き有する」と、同条第一項、第三 のは「口数の投資口を六箇月(これを下回る期 む。)」とあるのは「投資法人法第九十一条第二 から第三項まで」と、同法第三百二十五条の三 きない株主を除く。)の議決権」とあるの る事項の全部につき議決権を行使することがで 「投資法人の執行役員は」と、「同条第一項」と 人法第九十条の二第一項及び第九十一条第一項 「投資法人法第七十七条の三第二項」と読み替 十七条」とあるのは「投資法人法第九十条第三 「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、 「発行済投資口」と、「議決権を有する」とある 一条第一項又は第二項」と、「第二百九十八条 項」とあるのは「同条第一項」と、同法第三 項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び 項及び第二項並びに第三百十八条第五項 同 は 中

2 令で定める。 この場合において、必要な技術的読替えは、 効の確認又は取消しの訴えについて準用する。 規定は、投資主総会の決議の不存在若しくは無 七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の 百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十 六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八 に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十 百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八 政

第九十五条 投資法人には、次に掲げる機関を置 かなければならない。 第二款 投資主総会以外の機関の設置

一人又は二人以上の執行役員

執行役員の員数に一を加えた数以上の監督

(選任) 第三款 び解任

役員及び会計監査人の選任及

外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法 法律第四十八号)若しくはこれらに相当する

(平成十一年法律第二百二十五号) 第二百五

会計監査人

第九十六条 役員(執行役員及び監督役員をい う。以下この款(第百条第三号及び第五号を除 主総会の決議によつて選任する。 く。)において同じ。)及び会計監査人は、 、投資

同条第三項中「この法律」とあるのは、 の決議について準用する。この場合において、 技術的読替えは、政令で定める。 法人法」と読み替えるものとするほか、 会社法第三百二十九条第三項の規定は、前項 必要な 「投資

(投資法人と役員等との関係)

関係は、委任に関する規定に従う。 投資法人と役員及び会計監査人との

第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となるこ (執行役員の資格)

とができない。 者又は外国の法令上これと同様に取り扱われ一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない とができない者として内閣府令で定める者 一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第

号)第四十六条から第四十九条まで、第五十

|等に関する法律(平成三年法律第七十七

の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防 罰に関する法律 (大正十五年法律第六十号)

若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処 二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条 律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第 は第二百七十四条の罪、刑法(明治四十年法 二百六十八条から第二百七十二条まで若しく 五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第 十九条の罪、破産法(平成十六年法律第七十 五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六 法律(平成十二年法律第百二十九号)第六十 の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する ら第二百六十条まで若しくは第二百六十二条 十五条、第二百五十六条、第二百五十八条か

がなくなつた日から五年を経過しない者 行を終わり、又はその刑の執行を受けること ている者 による刑を含む。)に処せられ、その刑の執 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令

(執行役員の任期)

過しない者

行を受けることがなくなつた日から五年を経

する外国の法令による刑を含む。)に処せら 五十一条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当

その刑の執行を終わり、又はその刑の執

信託業務の兼営等に関する法律、 この法律、信託法、信託業法、 金融機関の 金融商品取 |第九十九条||執行役員の任期は、二年を超えるこ

2 とができない。 ただし書の規約の定めがある場合には、投資主 前項の規定にかかわらず、第九十一条第一項

引法、商品先物取引法(昭和二十五年法律第

法律 (昭和二十九年法律第百九十五号)、割 受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する 第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に 預託等取引に関する法律(昭和六十一年法律 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)、 賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)、 二百三十九号)、宅地建物取引業法、出資の できない。 (監督役員の資格)

用環境の整備等に関する法律(平成十二年法 法律第百五号)、金融業者の貸付業務のため 動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七 及び一般財団法人に関する法律(平成十八年 律第百一号)、会社法若しくは一般社団法人 律第三十二号)、金融サービスの提供及び利 の社債の発行等に関する法律(平成十一年法 号)、資産の流動化に関する法律(平成十年 関する法律 (平成三年法律第六十六号)、不 第九十八条各号に掲げる者 投資法人の設立企画人

投資法人の執行役員

監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれが と利害関係を有することその他の事情により その他投資法人の設立企画人又は執行役員

(監督役員の任期)

第百一条 監督役員の任期は、四年とする。 し、規約又は投資主総会の決議によつて、 任期を短縮することを妨げない。 その ただ

2 第三項の規定は、 第九十九条第二項及び会社法第三百三十六条 前項の監督役員の任期につ

査人については、適用しない。

条の二第一項第二号において同じ。)の会計監 の三に規定する清算投資法人をいう。第百十五

二年を経過した日の翌日から三十日以内に開催 総会の決議によつて、執行役員の任期を選任後 される執行役員の選任を議案とする投資主総会 の終結の時までとすることができる。

第百条 次に掲げる者は、 監督役員となることが

のうちの一若しくは二以上であつたもの じ。) の役員若しくは使用人又はこれらの者 いう。第五号及び第二百条第一号において同 権を含む。)の過半数を保有する株式会社を 有するものとみなされる株式についての議決 第八百七十九条第三項の規定により議決権を きない株式についての議決権を除き、会社法 事項の全部につき議決権を行使することがで その子会社(当該法人がその総株主の議決権 (株主総会において決議をすることができる 投資法人の設立企画人である法人若しくは

これらの者のうちの一若しくは二以上であつ 等仲介業務を行う者に限る。以下この号にお業者をいい、同条第四項に規定する有価証券 仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又は 若しくは使用人若しくは個人である金融商品 第十一条第六項に規定する金融サービス仲介 スの提供及び利用環境の整備等に関する法律 若しくは金融サービス仲介業者(金融サービ 介業者をいう。以下この号において同じ。) 商品取引業者等をいう。)、金融商品仲介業者 の募集の委託を受けた金融商品取引業者等 いて同じ。) 若しくはこれらの子会社の役員 (同法第二条第十二項に規定する金融商品仲 (金融商品取引法第三十四条に規定する金融 投資法人の発行する投資口を引き受ける者

ある者として内閣府令で定めるもの

3

前二項の規定は、清算投資法人(第百五十条

3 2 第百三条 会計監査人の任期は、就任後一年経過 第百二条 会計監査人は、公認会計士(公認会計 号に掲げる者を選定することはできない。 下同じ。)又は監査法人でなければならない。 会において再任されたものとみなす。 段の決議がされなかつたときは、当該投資主総 投資主総会の終結の時までとする。 後に最初に迎える決算期後に開催される最初の きない。 定し、これを投資法人に通知しなければならな 員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選 二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以 士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の のとするほか、必要な技術的読替えは、政令で 二項中「前項」とあるのは「第百一条第一項本 (会計監査人の任期) 四 監査法人でその社員の半数以上が前二号に 三 投資法人の一般事務受託者、資産運用会社 い。この場合においては、次項第二号又は第三 文」と、「二年」とあるのは「四年」と、同 て準用する。この場合において、第九十九条第 第三百三十六条第三項中「第一項」とあるのは 会計監査人は、前項の投資主総会において別 会計監査人に選任された監査法人は、その社 (会計監査人の資格等) 投資法人法第百一条第一項」と読み替えるも 次に掲げる者は、会計監査人となることがで 掲げる者であるもの 配偶者 により継続的な報酬を受けている者又はその 認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務 役、会計参与、監査役若しくは執行役から公 若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締 受けている者又はその配偶者 法人の業務以外の業務により継続的な報酬を ることができない者 二第一項各号に掲げる書類について監査をす しくは監督役員から公認会計士若しくは監査 投資法人の子法人若しくはその執行役員若 公認会計士法の規定により、第百十五条の

任後又は解任後最初に招集される投資主総会に

(株的読替えは、政令で定める。 る(会社法第八百五十四条第一項(第二号に係る)の規定は、役員の解任の訴えに 部分に限る。)の規定は、役員の解任の訴えに 条及び第九百三十七条第一項(第一号ヌに係る を入び第九百三十七条第一項(第二号に係る のいて準用する。この場合において、必要な技 でいて準用する。この場合において、必要な技 のいて準用する。この場合において、必要な技 を入び第九百三十七条第一項(第二号に係る のいて準用する。この場合において、必要な技 を入び第九百五十二条第一項(第二号に係る のいて準用する。この場合において、必要な技 を入び第九百五十二条第一項(第二号に係る)

(役員会等による会計監査人の解任)

(大を解任することができる。) 次のいずれかに該当するときは、その会計監査 の会計監査 のできる。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があとき。 ときの みろり とう 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があるたとき。

たらない。 会の構成員の全員の同意によつて行わなければ 前項の規定による解任は、役員会又は清算人 り、又はこれに堪えないとき。

はなければならない。 単の規定により会計監査人を解任したと 第一項の規定により会計監査人を解任の理 は、役員会が選定した監督役員又は清算人会 第一項の規定により会計監査人を解任したと を解任後最初に招集される投資主総会に報告

3

(役員の解任の投資主総会の決議)

第百六条 第九十三条の二第一項の規定にかかわては、その割合以上に当たる多数)をもつて行ては、との割合以上に当たる多数)をもつて行ては、その割合以上に当たる多数)をもつて行ては、その割合以上に当たる多数)をもつて行から。

の規定により会計監査人を解任された者は、辞第百七条 会計監査人を辞任した者及び第百五条第一項会に出席して意見を述べることができる。会に出席して意見を述べることができる。会に出席して意見を述べることができる。

執行役員又は清算執行人は、前項の者に対ついての意見を述べることができる。 出席して、辞任した旨及びその理由又は解任に

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第百八条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは規約で定めた役員(次項の一時役員の職務をたに選任された役員(次項の一時役員の職務をたに選任された役員(次項の一時役員の職務をたに選任された役員の員数が欠けた場合には、新の満了又は辞任により退任した役員は、新の場合である。

選任することができる。
申立てにより、一時役員の職務を行うべき者をは、必要があると認めるときは、利害関係人のは、前項に規定する場合において、内閣総理大臣

5 会者を選任しなければならない。 は清算人会は、一時会計監査人の職務を行うべは清算人会は、一時会計監査人の職務を行うべは清算人会は、一時会計監査人の職務を行うべい。 会計監査人が実けた場合又は規約で定めた会 会計監査人が欠けた場合又は規約で定めた会

る。 ・ 第百二条及び第百五条の規定は、前項の一時 会計監査人の職務を行うべき者について準用す る。

第四款 執行役員

(職務)

し、投資法人を代表する。 第百九条 執行役員は、投資法人の業務を執行

二 第百十七条の規定による事務の委託 一 第九十条の規定による投資主総会の招集

四(第百四十六条第一項の規定による投資ロの)の管理に係る事務の委託(三)第百三十九条の八の規定による投資法人債)

い、管産重用最州、管産品管手女斗とう也の管文は契約内容の変更、大、資産の運用又は保管に係る委託契約の締結五、合併契約の締結

八 第二百五条第一項の同意 産の運用又は保管に係る費用の支払 資産運用報酬、資産保管手数料その他の資

執行の状況を役員会に報告しなければならなる。執行役員は、三月に一回以上、自己の職務の

する盲及び第九十一5 会吐去第三百四十九条第四頁及び第五頁、第は、前項の者に対 に従い、役員会がその額を決定する。 ないときは、第六十七条第一項第十二号の基準の理由又は解任に一4 執行役員の報酬は、規約にその額を定めてい

(業務の執行に関する検査役の選任)

第百十条 投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、発行済投資口の百分の三(これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合)以上の口数の投資口を有する投資主は、当該投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立め、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立った。

第五款 監督役員

第百十一条 監督役員は、執行役員の職務の執行

2 監督役員は、いつでも、執行役員、一般事務 三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第 条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第 条、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百 八十四条、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百 八十四条、第三百八十五条並びに会社法第三百五十五条、第三百八十一条第三項及び第四項、第三百八十四条、第三百八十五条並びに会社法第三百八十四条、第三百八十五条並びに会社法第三百八十四条、第三百八十五条並びによりできる。

める。 の規定は、監督役員について準用する。この場の規定は、監督役員について準用する。この場

第六款 役員。

(役員会)

第百十二条 役員会は、すべての執行役員及び監

(役員公招集する。 (役員会の招集) (役員会の招集) (役員が出集する。ただし、執行役員が二各執行役員が招集する。ただし、執行役員が二名執行役員が招集する。ただし、執行役員が二人以上の場合は (役員会の招集) (役員会の招集) (役員会の招集) (役員会の招集) (役員会の招集) (役員会の招集) (役員会の招集)

は を を を を を を で と の で を う 。) と に で と の に で き る の で と の で と の で と の に で と の に の の に に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。

3 監督役員は、その職務を行うため必要がある3 監督役員は、その職務を行うため必要がある 監督役員は、その職務を行うため必要がある

前二項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の以内に、その請求があつた日から二週間以内の以内に、その請求があつた日から二週間以内の

(役員会の権限等)

第百十四条 役員会は、この法律及び規約に定め の権限を行うほか、執行役員の職務の執行を監 の権限を行うほか、執行役員の職務の執行を監

る。 ときは、その執行役員を解任することができるときは、その執行役員が次のいずれかに該当す

職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた

たとき。
一 執行役員としてふさわしくない非行があつ

り、又はこれに堪えないとき。 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があ

除く。)により執行役員が欠けた場合には、直の他の事由(執行役員の任期の満了及び辞任を、3 前項の規定により執行役員を解任したことそ

欠の執行役員が選任されている場合は、この限 る会社法第三百二十九条第三項の規定により補 するための投資主総会を招集しなければならな ちに、監督役員は、共同して、執行役員を選任 い。ただし、第九十六条第二項において準用す

案を作成し、これを同項本文の投資主総会に提全員の同意によつて執行役員の選任に関する議 出しなければならない。 前項本文の場合において、監督役員は、その

督役員は、その旨及び解任の理由を解任後最初は、監督役員がその過半数をもつて選定した監 に招集される投資主総会に報告しなければなら 第二項の規定により執行役員を解任したとき 3 2

ての意見を述べることができる。 第二項の規定により執行役員を解任された者 前項の投資主総会に出席して、 解任につい

ければならない。 十条の二第一項第一号に掲げる事項を通知しな に対し、当該投資主総会を招集する旨及び第九前項の投資主総会を招集する者は、同項の者

十九条の規定は役員会について、同法第三百七第百十五条 会社法第三百六十八条及び第三百六 用する会社法第三百七十一条第二項及び第四項 内閣総理大臣は、前項において読み替えて準 のは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする と、同条第四項及び第六項中「裁判所」とある も」とあるのは「内閣総理大臣の許可を得て」 条第二項中「株式会社の営業時間内は、いつで 行役員及び監督役員で」と、同法第三百七十一 と、同条第五項中「取締役で」とあるのは「執 監査役」とあるのは「執行役員及び監督役員」 締役」とあり、及び同条第三項中「取締役及び とあるのは「構成員の」と、同条第二項中「取 ついて、それぞれ準用する。この場合におい 十一条(第三項を除く。)の規定は投資法人に て、同法第三百六十九条第一項中「取締役の」 か、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4

聴かなければならない。 第七款 会計監査人

場合には、当該申立てに係る投資法人の陳述を 規定による許可の申立てについての処分をする

(同条第五項において準用する場合を含む。) の

(会計監査人の権限等)

第百十五条の二 会計監査人は、第七節及び第十 二節の定めるところにより、 次に掲げる書類を

監査する。この場合において、会計監査人は、 を作成しなければならない。 内閣府令で定めるところにより、 会計監査報告

告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれら 第二項第一号ロにおいて同じ。)、資産運用報 に規定する計算書類をいう。第百十五条の七 投資法人の計算書類(第百二十九条第二項

第一項に規定する財産目録等をいう。)及び 清算投資法人の財産目録等(第百五十五条

べなければならない。

資産保管会社に対し、投資法人の会計に関する るときは、一般事務受託者、資産運用会社及び 報告を求めることができる。 会計監査人は、その職務を行うため必要があ

は、次のいずれかに該当する者を使用してはな 会計監査人は、その職務を行うに当たつて

第百二条第三項第一号から第三号までに掲

役員、清算執行人若しくは清算監督人又は一 一 投資法人又はその子法人の執行役員、監督 般事務受託者である者

者、資産運用会社又は資産保管会社の取締三 投資法人又はその子法人の一般事務受託 うべき社員)、監査役、執行役その他の役員士法人である場合にあつては、その職務を行 又は使用人である者 役、会計参与(会計参与が監査法人又は税理 2

以外の業務により継続的な報酬を受けてい保管会社から公認会計士又は監査法人の業務 一般事務受託者、資産運用会社若しくは資産投資法人若しくはその子法人又はこれらの

とあるのは「執行役員及び清算執行人」と読み 役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」 替えるものとするほか、必要な技術的読替え する。この場合において、同条第二項中「取締 の規定は、投資法人の会計監査人について準用 は、政令で定める。 会社法第三百九十六条第二項から第四項まで

(監督役員等に対する会計監査人の報告)

4

第百十五条の三 会計監査人は、その職務を行う 告しなければならない 遅滞なく、これを監督役員又は清算監督人に報 する重大な事実があることを発見したときは、 に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反 .際して執行役員又は清算執行人の職務の執行

> 第百十五条の四 投資主総会において会計監査人 2 監督役員及び清算監督人は、その職務を行う その職務を行うべき社員。以下この条において ため必要があるときは、会計監査人に対し、 同じ。)の出席を求める決議があつたときは、 の監査に関する報告を求めることができる。 会計監査人は、投資主総会に出席して意見を述 (会計監査人が監査法人である場合にあつては、 (投資主総会における会計監査人の意見の陳述)

の額を定めていないときは、第六十七条第一項第百十五条の五 会計監査人の報酬は、規約にそ その額を決定する。 第十二号の基準に従い、役員会又は清算人会が (会計監査人の報酬)

2 又は清算人会の承認を受けなければならない。を行うべき者の報酬を定める場合には、役員会 の規定により選任された一時会計監査人の職務 執行役員又は清算執行人は、第百八条第三項

第八款 役員等の損害賠償責任

8

第百十五条の六 執行役員、監督役員又は会計監 は、その任務を怠つたときは、投資法人に対 査人(以下この節において「役員等」という。) (役員等の投資法人に対する損害賠償責任) し、これによつて生じた損害を賠償する責任を

免除することができない。 前項の責任は、総投資主の同意がなければ、

3 務執行の対価として受け、又は受けるべき財産 ら、当該役員等がその在職中に投資法人から職 当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大 た額を限度として、投資主総会の決議によつて 該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得 上の利益の一年間当たりの額に相当する額とし な過失がないときは、賠償の責任を負う額か 免除することができる。 に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当 て内閣府令で定める方法により算定される額 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、

執行役員又は監督役員 四

会計監査人 二

総会において次に掲げる事項を開示しなければ、前項の場合には、執行役員は、同項の投資主 ならない。

負う額 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を

の限度及びその算定の根拠 前項の規定により免除することができる額

5 三 責任を免除すべき理由及び免除額 ければならない。 総会に提出するには、各監督役員の同意を得な の責任の免除に限る。)に関する議案を投資主 執行役員は、第一項の責任の免除(執行役員

えるときは、投資主総会の承認を受けなければ 金その他の内閣府令で定める財産上の利益を与 人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労 ならない。 第三項の決議があつた場合において、投資法

定めることができる。 決議によつて免除することができる旨を規約で 免除することができる額を限度として役員会の 等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して 特に必要と認めるときは、第三項の規定により 一項の責任について、当該役員等が職務を行う につき善意でかつ重大な過失がない場合におい て、責任の原因となつた事実の内容、当該役員 第二項の規定にかかわらず、投資法人は、

に提出する場合について準用する。 ことができる旨の定めに限る。)を設ける議案 の責任の免除に限る。)に関する議案を役員会 よる規約の定めに基づく責任の免除(執行役員 を投資主総会に提出する場合及び同項の規定に による規約の定め(執行役員の責任を免除する 第五項の規定は、規約を変更して前項の規定

とができない。 ならない。ただし、当該期間は、一月を下るこ べき旨を公告し、又は投資主に通知しなければ ある場合には一定の期間内に当該異議を述べる たときは、執行役員は、遅滞なく、第四項各号 員等の責任を免除する旨の役員会の決議を行つ に掲げる事項及び責任を免除することに異議が 第七項の規定による規約の定めに基づいて役

免除をしてはならない。 る割合を規約で定めた場合にあつては、その割する投資口を除く。) の百分の三 (これを下回 合)以上の口数の投資口を有する投資主が同項 の期間内に同項の異議を述べたときは、投資法 人は、第七項の規定による規約の定めに基づく 発行済投資口(前項の責任を負う役員等の

11 定めに基づき責任を免除した場合について準用 第六項の規定は、第七項の規定による規約

12 用する。この場合において、 規定は、会計監査人の第一項の責任について準 会社法第四百二十七条(第三項を除く。) 同条第一項中 「第

るほか、必要な技術的読替えは、政令で定め 第百十五条の六第六項」と読み替えるものとす 条第四項及び第五項」とあるのは「投資法人法 の六第一項」と、同条第五項中「第四百二十五 条第一項」とあるのは「投資法人法第百十五条 四項第一号」と、同項第三号中「第四百二十三 号」とあるのは「投資法人法第百十五条の六第 第四項第一号中「第四百二十五条第二項第一 るのは「同条第三項の乗じて得た額」と、同条 五条の六第二項」と、「最低責任限度額」とあ 四百二十四条」とあるのは「投資法人法第百十

第百十五条の七 役員等がその職務を行うについ て悪意又は重大な過失があつたときは、当該役 (役員等の第三者に対する損害賠償責任)

償する責任を負う。

員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠

らなかつたことを証明したときは、この限りで その者が当該行為をすることについて注意を怠 為をしたときも、前項と同様とする。 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行 ただし、

該募集のための当該投資法人の事業その他 の虚偽の記載若しくは記録 の事項に関する説明に用いた資料について 者の募集をする際に通知しなければならな い重要な事項についての虚偽の通知又は当 執行役員及び監督役員 投資口若しくは投資法人債を引き受ける 次に掲げる行為

記載し、又は記録すべき重要な事項についに係る計算書並びにこれらの附属明細書に ての虚偽の記載又は記録 計算書類、資産運用報告及び金銭の分配

虚偽の登記

虚偽の公告

記録すべき重要な事項についての虚偽の記載二 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は

(役員等の連帯責任)

第百十五条の八 役員等が投資法人又は第三者に うときは、これらの者は、連帯債務者とする。 て、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負 生じた損害を賠償する責任を負う場合におい (役員等の責任を追及する訴え)

第百十六条 会社法第七編第二章第二節 四十七条第二項、第八百四十七条の二、 四十七条の三、第八百四十九条第二項、 (第八百 第八百 第三項 2

とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定 項第二号及び第三号を除く。)の規定は役員等 項及び第百三十八条第三項」と読み替えるもの 第百十五条の六第二項、第百二十六条の二第三 あるのは「投資法人法第七十七条の二第五項、 ただし書に規定する分配可能額を超えない部分 る場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項 十四条(第四百八十六条第四項において準用す 第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二 の場合において、同法第八百五十条第四項中 追及する訴えについて、それぞれ準用する。こ 定は執行役員及び執行役員であつた者の責任を 十九条の二(第二号及び第三号を除く。)の規 の責任を追及する訴えについて、同法第八百四 項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一 第二号及び第三号並びに第六項から第十一項ま 六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」と について負う義務に係る部分に限る。)、第四百 第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二 「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条 第八百四十九条の二、第八百五十一条第 3

第九款 締結される保険契約 補償契約及び役員等のために

(補償契約)

第百十六条の二 投資法人が、役員等に対して次 るには、役員会の決議によらなければならないて「補償契約」という。) の内容の決定をす が補償することを約する契約(以下この条にお に掲げる費用等の全部又は一部を当該投資法人

の追及に係る請求を受けたことに対処するた 令の規定に違反したことが疑われ、又は責任 めに支出する費用 当該役員等が、その職務の執行に関し、法

三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第 における次に掲げる損失 当該損害を当該役員等が賠償することに

より生ずる損失 等が当該和解に基づく金銭を支払うことに 事者間に和解が成立したときは、 当該損害の賠償に関する紛争について当 当該役員

より生ずる損失

費用等を補償することができない あつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる 投資法人は、補償契約を締結している場合で

> 費用の額を超える部分 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する

二 当該投資法人が前項第二号の損害を賠償す て第百十五条の六第一項の責任を負う場合に

くは第三者の不正な利益を図り、又は当該投資 法人に損害を加える目的で同号の職務を執行し を補償した投資法人が、当該役員等が自己若し 三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用 任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 大な過失があつたことにより前項第二号の責

4 償についての重要な事実を役員会に報告しなけ 該補償を受けた執行役員は、遅滞なく、当該補 補償契約に基づく補償をした執行役員及び当

5 定められた投資法人と執行役員との間の補償契 条の規定は、第一項の決議によつてその内容が 約の締結については、適用しない。 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八

結する保険契約のうち役員等がその職務の執行第百十六条の三 投資法人が、保険者との間で締 役員会の決議によらなければならない。 保険契約」という。)の内容の決定をするには、除く。次項ただし書において「役員等賠償責任 それがないものとして内閣府令で定めるものを 等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるお 契約を締結することにより被保険者である役員 損害を保険者が塡補することを約するものであ る請求を受けることによつて生ずることのある に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係 つて、役員等を被保険者とするもの(当該保険 (役員等のために締結される保険契約)

2 契約が役員等賠償責任保険契約である場合に ものであつて、執行役員を被保険者とするもの とのある損害を保険者が塡補することを約する 追及に係る請求を受けることによつて生ずるこ の間で締結する保険契約のうち役員等がその職 は、前項の決議によつてその内容が定められた の締結については、適用しない。ただし、当該 務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の ときに限る。 民法第百八条の規定は、投資法人が保険者と

るとすれば当該役員等が当該投資法人に対し は、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る

償した金額に相当する金銭を返還することを請たことを知つたときは、当該役員等に対し、補 求することができる。

ればならない。

2

2

(事務の委託) 第五節 事務の委託

第百十七条 投資法人は、その資産の運用及び保 ろにより、他の者に委託して行わせなければな に掲げるものについて、内閣府令で定めるとこ 管に係る業務以外の業務に係る事務であつて次

に関する事務 る者の募集並びに新投資口予約権無償割当て 発行する投資口及び投資法人債を引き受け

一投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資 簿に関する事務 名簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原 法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主

三 投資証券、新投資口予約権証券及び投資法 行に関する事務 人債券(以下「投資証券等」という。)の発

機関の運営に関する事務 計算に関する事務

める事務 前各号に掲げるもののほか、 内閣府令で定

(事務の委託を受けた者の義務)

第百十八条 投資法人から前条各号に掲げる事務 の委託を受けた一般事務受託者は、当該投資法 人のため忠実にその事務を行わなければならな

し、善良な管理者の注意をもつてその事務を行受けた一般事務受託者は、当該投資法人に対 わなければならない。 投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を

第百十九条 よつて生じた損害を賠償する責任を負う。 たときは、投資法人に対し、連帯して、これに (一般事務受託者の責任) 一般事務受託者は、その任務を怠つ

務者とする。 執行人、清算監督人及び会計監査人は、連帯債 督役員、清算執行人、清算監督人又は会計監査 償する責任を負う場合において、執行役員、 の一般事務受託者、執行役員、監督役員、清算 人も当該損害を賠償する責任を負うときは、 一般事務受託者が投資法人に生じた損害を賠 監 そ

第二号及び第三号並びに第六項から第十一項ま 四十七条の三、第八百四十九条第二項、 四十七条第二項、第八百四十七条の二、 について、会社法第七編第二章第二節(第八百 で、第八百四十九条の二、第八百五十一条第一 第百十五条の六第二項の規定は第一項の責任 第八百 第三項

務受託者の責任を追及する訴えについて、それ 条の六第二項」と読み替えるものとするほか、 条第三項において準用する投資法人法第百十五 五条第二項」とあるのは「投資法人法第百十九 限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十 を超えない部分について負う義務に係る部分に 条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額 において準用する場合を含む。)、第四百六十二 二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項 二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第 二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第 五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第 ぞれ準用する。この場合において、同法第八百 項第二号及び第三号を除く。) の規定は一般事 項第一号及び第二項並びに第八百五十三条第一 3 (払戻金額の公示)

第六節 投資口の払戻し 第百二十条から第百二十三条まで 削除必要な技術的読替えは、政令で定める。

(払戻請求)

において同じ。)を下回つたとき。をいう。次節第四款及び第二百十五条第一項に五千万円以上で政令で定める額を加えた額に 純資産の額が基準純資産額(最低純資産額)

前項の請求は、次に掲げる事項を明らかにしき、又は停止することができるとき。より、払戻しを停止しなければならないと五。その他法令又は法令に基づいてする処分に

規約で定めた事由に該当するとき。

でしなければならない。

「こればならない。

「こればならない。

「こればならない。

第一項の請求をする投資主は、投資証券を投一 請求の日払戻しを請求しようとする投資口の口数

 2 投資口の払戻しは、払戻金額の支払の時に、
 第

 (払戻し)
 第

 (払戻し)
 第

 ときは、当該投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該投資法人が投資口の払戻しない。
 第

その効力を生ずる

を控除しなければならない。総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額払戻しの記載をし、かつ、出資総額等から出資払戻しの記載をし、かつ、出資総額等から出資内閣府令で定めるところにより、投資主名簿に内閣が会

2 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことの職務を行うについて注意を怠らなかったことは、総投資主の同意がなければ、免除することができない。

(投資主に対する求償権の制限等)

来償の請求に応ずる義務を負わない。 おいて、同項の金銭を支払つた業務執行者からのいて、同項の金銭を支払つた業務執行者からのいて、当該場合に該当することにつき善意のいた。

2 前条第一項に規定する場合には、投資法人の2 前条第一項に規定する場合には、投資日の払戻しを受けた私つた者については、投資日の払戻しを受けた払った者については、投資により義務を負う投資主払った者については、投資により義務を負う投資主法が、

請求

方法により表示したものの閲覧又は謄写の

(違法に払戻しを受けた者の責任)

第百二十七条 不公正な金額で投資口の払戻しを第百二十七条 不公正な金額との差額に相当する金銭を支払うで公正な金額との差額に相当する金銭を支払う

2 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項並びに第八百四十九条第一項第一号及び第三号を除く。)の三、第八百四十九条第一項第一号及び第三号を除く。)の五十三条第一項第一号及び第三号を除く。)の五十三条第一項第一号及び第三号を除く。)の五十三条第一項第一号及び第二号を除く。)のに準用する。この場合において、必要な技規定は、前項の規定による支払を求める訴えに、のいて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一次 合件的

第**百二十八条** 投資法人の会計は、一般に公正妥第**百二十八条** 投資法人の会計は、一般に公正妥る。

第一目 会計帳簿等

(会計帳簿の作成及び保存)

成しなければならない。
をころにより、適時に、正確な会計帳簿を作
なところにより、適時に、正確な会計帳簿を作

(会計帳簿の閲覧等の請求) 資料を保存しなければならない。 資料を保存しなければならない。 投資法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年

一会計長等又はこれこ関する資料が書面をも由を明らかにしてしなければならない。 前内は、いつでも、次に掲げる請求をすること間内は、いつでも、次に掲げる請求をすること

の記録に記録された事項を内閣府令で定める録をもつて作成されているときは、当該電磁気をもつて作成されているときは、当該電磁気をもつで作成されているときは、当該書面の閲覧へて作成されているときは、当該書面の閲覧

(会計帳簿の提出命令)

又は一部の提出を命ずることができる。職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部第百二十八条の四 裁判所は、申立てにより又は

(計算書類等の作成等) 第二目 計算書類:

2 投資法人は、内閣府令で定めるところによを作成しなければならない。 ころにより、その成立の日における貸借対照表第百二十九条 投資法人は、内閣府令で定めると

の附属明細書を作成しなければならない。 投資法人は、内閣府令で定めるところによる計算書がびにこれらるで定めるものをいう。以下同じ。)に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他投資法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)、資産運用を示すために必要かつ適当なものとして内閣府を示すために必要かつ適当なものとして内閣府を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)、資産運用を示すために必要がつ適当ないときは、投資法人は、内閣府令で定めるところにより、各質法人は、内閣府令で定めるところにより、

記録をもつて作成することができる。 る計算書並びにこれらの附属明細書は、電磁的る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係

4 投資法人は、計算書類を作成した時から十年 投資法人は、計算書類を作成した時から十年

(計算書類等の監査)

第百三十条 前条第二項の計算書類、資産運用報第百三十条 前条第二項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの内閣府令で定めるところにより、会計監査人の内閣府令で定めるところにより、会計監査を受けなければならない。

第百三十一条 執行役員は、前条の監査を受けた 計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監 計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る ならない。

承認を受けなければならない。計算書並びにこれらの附属明細書は、役員会の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書類、資産により提出され、又は提供された

2

内閣府令で定める方法により、当該通知をしな で定めるところにより、投資主の承諾を得て、 り前項の規定による通知をする場合には、政令 | 2 ればならない。

監査報告を提供しなければならない。 用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計 対し、第二項の承認を受けた計算書類、資産運 執行役員は、第三項の規定による通知に際し 内閣府令で定めるところにより、投資主に

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第百三十二条 投資法人は、各営業期間に係る計 の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書 算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計 か、必要な技術的読替えは、政令で定める。 は「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほ 合において、同条第四項中「裁判所」とあるの 並びに会計監査報告について準用する。この場 報告を、前条第二項の承認を受けた日から五年 (計算書類等の提出命令) 会社法第四百四十二条第三項及び第四項の規 は、前項の計算書類、資産運用報告及び金銭 その本店に備え置かなければならない。 3

で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附第百三十三条 裁判所は、申立てにより又は職権 属明細書の全部又は一部の提出を命ずることが 5 4

第百三十四条

(出資剰余金) 出資剰余金等

第百三十五条 投資法人は、投資口の払戻しによ 額を出資剰余金として積み立てなければならな戻しに要した金額を超える場合には、その超過 つて減少した出資総額等の合計額が投資口の払

き額については、内閣府令で定める。 (利益及び損失の処理) 合併に際して出資剰余金として積み立てるべ

(金銭の分配に関する責任)

の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づ第百三十六条 投資法人は、第百三十一条第二項 に組み入れることができる。 項において同じ。)の全部又は一部を出資総額 を控除して得た額をいう。次条第一項及び第三 て、当該純資産額から当該出資総額等の合計額 額等の合計額」という。)を上回る場合におい 等その他の内閣府令で定める各勘定科目に計上 き、利益(貸借対照表上の純資産額が出資総額 した額の合計額(以下この条において「出資総

う。) の全部又は一部を出資総額等から控除す 合計額から当該純資産額を控除して得た額をい 失(出資総額等の合計額が貸借対照表上の純資 産額を上回る場合において、当該出資総額等の に基づき、内閣府令で定めるところにより、損 ることができる。 投資法人は、前項の金銭の分配に係る計算書

第四款 金銭の分配等

額から基準純資産額を控除して得た額を限度と

(金銭の分配)

第百三十七条 投資法人は、その投資主に対し、 の純資産額から基準純資産額を控除して得た額 配をすることができる。ただし、貸借対照表上 第百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配 に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分 を超えることはできない。

2 ない。 銭の分配の方針に従つて作成されなければなら 金銭の分配に係る計算書は、規約で定めた金

の出資剰余金の額から控除しなければならな分配された金額を、出資総額又は第百三十五条 めるところにより、当該利益を超えて投資主に 第一項本文の場合においては、内閣府令で定

に応じてしなければならない。 金銭の分配は、投資主の有する投資口の口数

「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な第二項及び第三項中「配当財産」とあるのは 第一項の規定により分配をする金銭」と、同条 同じ。)」とあるのは「投資法人法第百三十七条 第二項の規定により支払う金銭及び前条の規定 金銭の分配について準用する。この場合におい 技術的読替えは、政令で定める。 により支払う金銭を含む。以下この条において て、同条第一項中「配当財産(第四百五十五条 会社法第四百五十七条の規定は、投資法人の

第百三十八条 前条第一項ただし書の規定に違反 金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。 次に掲げる者は、当該投資法人に対し、連帯し 該金銭の分配により金銭の交付を受けた者及び して投資法人が金銭の分配をした場合には、当 て、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた 令で定めるものをいう。) 業務の執行に職務上関与した者として内閣府 執行者(執行役員その他当該執行役員の行う 当該金銭の分配に関する職務を行つた業務

3 第一項の規定により同項各号に掲げる者の負 2 う義務は、免除することができない。ただし、 ない。 金銭の分配の時における貸借対照表上の純資産 者は、その職務を行うについて注意を怠らなか つたことを証明したときは、同項の義務を負わ 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる

第百三十九条 前条第一項に規定する場合にお の同意がある場合は、この限りでない。 (投資主に対する求償権の制限等) して当該義務を免除することについて総投資主

ことにつき善意の投資主は、当該投資主が交付 義務を負わない。 同項各号に掲げる者からの求償の請求に応ずる を受けた金銭について、同項の金銭を支払つた 額から基準純資産額を控除して得た額を超える 効力を生じた日における貸借対照表上の純資産 て交付した金銭の総額が当該金銭の分配がその て、投資法人が金銭の分配により投資主に対し

2 前条第一項に規定する場合には、投資法人の 当該債権者の投資法人に対して有する債権額を る金銭を支払わせることができる。 超える場合にあつては、当該債権額)に相当す に対し、その交付を受けた金銭の額(当該額が 債権者は、同項の規定により義務を負う投資主

(投資法人債の発行) 第八節 投資法人債

第百三十九条の二 投資主の請求により投資口の 払戻しをしない旨の規約の定めがある投資法人 は、規約で定めた額を限度として、投資法人債 を発行することができる。

2 投資法人は、他の投資法人と合同して投資法 人債を発行することができない。 (募集投資法人債に関する事項の決定)

3

第百三十九条の三 投資法人は、その発行する投 た者に対して割り当てる投資法人債をいう。以 ときは、その都度、募集投資法人債(当該募集 資法人債を引き受ける者の募集をしようとする 事項を定めなければならない。 下この節において同じ。)について次に掲げる に応じて当該投資法人債の引受けの申込みをし

各募集投資法人債の金額 募集投資法人債の総額

五四 募集投資法人債の償還の方法及び期 募集投資法人債の利率 利息支払の方法及び期限

した執行役員として内閣府令で定めるも 第百三十一条第二項の役員会に議案を提案

Ŏ)

いこととするときは、その旨 よる請求の全部又は一部をすることができな いて準用する会社法第六百九十八条の規定に 債権者」という。)が第百三十九条の七にお 投資法人債に係る債権者(以下「投資法人 投資法人債券を発行するときは、その旨

七の二 投資法人債管理者を定めないこととす るときは、その旨

るときは、その旨 号に掲げる行為をすることができることとす 決議によらずに第百三十九条の九第四項第二 投資法人債管理者が投資法人債権者集会の

八の二 投資法人債管理補助者を定めることと するときは、その旨

九 募集投資法人債の割当てを受ける者を定め るべき期限 前号の期限までに募集投資法人債の総額に

十一 各募集投資法人債の払込金額(各募集投 う。以下この節において同じ。)若しくはそ 資法人債と引換えに払い込む金銭の額をい の最低金額又はこれらの算定方法 者があるときは、その氏名又は名称 においてその残額を引き受けることを約した ついて割当てを受ける者を定めていない場合

十二 募集投資法人債と引換えにする金銭の払 込みの期日

十三 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で 定める事項

2 を引き受ける者の募集に関する重要な事項とし 議によらなければならない。 て内閣府令で定める事項の決定は、 前項第一号に掲げる事項その他の投資法人債 役員会の決

発行してはならない。 めていない場合には、募集投資法人債の全部を 資法人債の総額について割当てを受ける者を定 る場合を除き、同項第九号の期限までに募集投 投資法人は、第一項第十号に規定する者があ

(募集投資法人債の申込み)

第百三十九条の四 投資法人は、前条第一項の募 集に応じて募集投資法人債の引受けの申込みを しようとする者に対し、次に掲げる事項を通知 なければならない。

第二号の登録年月日及び登録番号 投資法人の商号並びに第百八十九条第一 項

申込みの対象が投資法人債である旨 当該募集に係る前条第一項各号に掲げる

- 五 資産運用会社の名称及びその資産運用会社びにその者に委託する事務の内容四 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並
- 六 資産保管会社の名称と締結した資産の運用に係る委託契約の概要五 資産運用会社の名称及びその資産運用会社

2

- 日本によどする新りた名とは名称をが上所記載した書面を投資法人に交付しなければなら引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項をない。11年では、次に掲げる事項をない。12年では、次に掲げる事項を12年では、次に表する事項を12年では、表する事項を12年では、次に表する事項を12年では、表する事項を12年では、表する
- 及び金額ごとの数 引き受けようとする募集投資法人債の金額 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- を定めたときは、希望する払込金額三 投資法人が前条第一項第十一号の最低金額
- の書面を交付したという。 に代えて、政令で定めるところにより、投資法 を電磁的方法により提供することができる。こ の場合において、当該申込みをした者は、同項 の書面を交付したものとみなす。
- 今で定める場合には、適用しない。 今で定める場合には、適用しない。 今で定める場合には、適用しないものとして内閣府の保護に欠けるおそれがないものとして内閣・とする者に対して交付している場合その他募集とする者に対して交付している場合その他募集とする者に対して交付している場合その他募集とする書に対して交付している場合とは、投資法人が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項る事項を記載した。
- 通知しなければならない。 (次項及び次条において「申込者」という。)に該変更があつた事項を第二項の申込みをした者該変更があつたときは、直ちに、その旨及び当て変更があつたときは、直ちに、その旨及び当り 投資法人は、第一項各号に掲げる事項につい
- 連絡先)にあてて発すれば足りる。
 法人に通知した場合にあつては、その場所又は知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該投資(な、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通し、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通

(募集投資法人債の割当て)

及び金額ごとの数を定めなければならない。この、その者に割り当てる募集投資法人債の金額 第7の、その者に割り当てを要ける者を定め、から、の者に割り当てを受ける者を定め、から、のでは、申込者の中からの関係を

る。 条第二項第二号の数よりも減少することができ 条第二項第二号の数よりも減少することができ の場合において、投資法人は、当該申込者に割

- (募集投資法人債の申込み及び割当てに関する額ごとの数を通知しなければならない。込者に割り当てる募集投資法人債の金額及び金号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申
- **百三十九条の六** 前二条の規定は、募集投資法一特則) 特則)

、。 人債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しなけを行うとうとする者がその総額の引受第百三十九条の九 前二条の規定は、募集投資法

(会社法の準用)

第百三十九条の七 会社法第六百八十条から第七 法人法第百三十九条の三第一項第七号」と読み と、同条第四項及び第五項中「裁判所」とある まで」とあるのは「投資法人法第百三十九条の 発行する場合における投資法人債、投資法人債 は、政令で定める。 替えるものとするほか、必要な技術的読替え 中「第六百七十六条第七号」とあるのは「投資 のは「内閣総理大臣」と、同法第六百九十八条 八号に規定する投資主名簿等管理人の営業所」 とあるのは「投資法人法第百六十六条第二項第 管理人がある場合にあっては、その営業所)」 第六百八十四条第一項中「その本店(社債原簿 三第一項第三号から第八号の二まで」と、同法 第百三十九条の六」と、同法第六百八十一条第 十条第二号中「前条」とあるのは「投資法人法 権者、投資法人債原簿又は投資法人債券につい 百一条までの規定は、投資法人が投資法人債を 一号中「第六百七十六条第三号から第八号の二 て準用する。この場合において、同法第六百八

(投資法人債管理者の設置)

第百三十九条の八 投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保金額が一億円以上である場合その他投資法人債の金額が一億円以上である場合その他投資法人債の権者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。閣府令で定める場合は、この限りでない。

人債権者のために投資法人債に係る債権の弁済第百三十九条の九 投資法人債管理者は、投資法

に、申込者に対し、当該申 者に対し、投資法人債の償還額及び利息の支払二十九条の三第一項第十二 には、投資法人債権者は、その投資法人債管理よりも減少することができ 行為をする権限を有する。 全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の人債の金額ごとの数を、前 全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の人債の金額ごとの数を、前 全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の人債の金額ごとの数を、前 全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の人債の金額ごとの数を、前 全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の

は、時効によつて消滅から十年間行使しないときる 前項前段の規定による請求権は、これを行使と 息の支払を請求しなければならない。

は、投資法人債権者は、投資法人債券と引換え投資法人債券を発行する旨の定めがあるときを請求することができる。この場合において、

- ・ 投資法人債管理者は、投資法人債権者集会のない。 とびしいでの定めがあるときは、この限りでては、第百三十九条の三第一項第八号に掲げるならない。ただし、第二号に掲げる行為をしては決議によらなければ、次に掲げる行為をしては決議によらなければ、投資法人債権者集会のない。
- 一 当該投資法人債の全部についてするその支払の猶予、その債務若しくはその債務の不履払の猶予、その債務といってする訴訟行一、当該投資法人債の全部についてする訴訟行によつて生じた責任の免除又は和解(次号に関する手続に属する行為。)
- 5 投資法人債管理者は、前項ただし書の規定に 投資法人債管理者は、前項ただし書の規定に同項 がったときは、遅滞なく、 第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、 第二号に掲げる行為をしたときは、 近端ない。
- 6 前項の規定による公告は、投資法人債を発行した投資法人(次項において「投資法人債発行法人」という。)における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告をいう。第十三節において同じ。)であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でしなければならない。
- 託者、資産運用会社及び資産保管会社に対しては、投資法人債発行法人並びにその一般事務受け、投資法人債につき第一項の行為又は第四項各た投資法人債につき第一項の行為又は第四項各7 投資法人債管理者は、その管理の委託を受け

的読替えは、政令で定める。 条」とあるのは「投資法人法第百三十九条の 第一項中「この法律」とあるのは「投資法人 第百三十九条の九第一項」と、同法第七百十条 規定は、投資法人債管理者について準用する。 八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に 八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第 から第七百十四条まで、第八百六十八条第四 八」と読み替えるものとするほか、必要な技術 法」と、同法第七百十一条第二項中「第七百二 この場合において、同法第七百九条第二項中 限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の 項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第 「第七百五条第一項」とあるのは「投資法人法 会社法第七百三条、第七百四条、 第七百七条

(投資法人債管理補助者)

てまで、第八百六十八条第四項、第八百六十九 第**百三十九条の九の二** 投資法人債権者のため 食の八ただし書に規定する場合には、投資法人 債管理補助者を定め、投資法人債権者のため に、投資法人債の管理の補助を行うことを委託 に、投資法人債の管理の補助を行うことを委託 である場合は、この限りでない。 担保付社債である場合は、当該投資法人債が することができる。ただし、当該投資法人債が することができる。ただし、当該投資法人債 を委託 りである場合は、第百三十九 第百三十九条第四項、第八百六十九 第百三十九条第四項、第八百六十九 第1000年の第二十九 第1000年の 第1000年 第1000年の 第1000年 第100

2 項」と、同法第七百十四条の六中 中「第七百五条第二項及び第三項」とあるの るのは「投資法人債権者集会」と、同条第五項 各号」と、同条第三項中「社債権者集会」とあ あるのは「投資法人法第百三十九条の九第四 と、同項第三号中「第七百六条第一項各号」と 条第二項第二号中「第七百五条第一項」とある 資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、同 第四項中「第七百十四条の二」とあるのは「投 債管理補助者について準用する。この場合にお 四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条 (第 条、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に 七まで、第八百六十八条第四項、第八百六十九 のは「投資法人法第百三十九条の九第一項」 限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条 いて、同法第七百十四条の四第一項第三号中 十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人 「投資法人法第百三十九条の九第二項及び第三 人法第百五十七条第一項」と、同条第二項及び 第四百九十九条第一項」とあるのは「投資法 号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七 (第

るほか、必要な技術的読替えは、政令で定め のは「投資法人債」と」と読み替えるものとす は解散した」と、同条第二項中「社債」とある 項」と、「又は解散した」と」とあるのは「又 るのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一 債権者に対し」」と、「第七百十四条の二」とあ と、「社債権者に対し」」とあるのは「投資法人 「この法律」とあるのは「投資法人法」と、」 理の補助」と、「同項中」とあるのは「同項中 債の管理の補助」とあるのは「投資法人債の管 法人債権者集会」と、第七百四条中」と、「社 らの規定中「社債権者集会」とあるのは「投資 権者」とあるのは「投資法人債権者」と、これ のは「これらの規定(同項を除く。)中「社債 法第七百十四条の七中「第七百四条中」とある 資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、同 八」と、「第七百十四条の二」とあるのは「投 条」とあるのは「投資法人法第百三十九条の

(投資法人債権者集会)

第百三十九条の十 投資法人債権者は、投資法人 とあるのは 第七百四十一条第三項中「第七百五条第一項」 三第一項」と、同法第七百三十七条第二項及び 六条」とあるのは「投資法人法第百三十九条の と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十 項第二号中「第七百六条第一項」とあるのは 資法人法第百三十九条の九第四項各号」と、同 号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「投 資法人法」と、同法第七百二十四条第二項第一 法第七百十六条中「この法律」とあるのは「投 集会について準用する。この場合において、同 者、投資法人債管理補助者又は投資法人債権者 資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理 法人債を発行する場合における投資法人債、投及び第八百七十六条の規定は、投資法人が投資 分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条 百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部 七号から第九号までに係る部分に限る。)、第八 いう。) ごとに投資法人債権者集会を組織する。 会社法第六百八十一条第一号に規定する種類を 債の種類(第百三十九条の七において準用する (第四号に係る部分に限る。)、 「投資法人法第百三十九条の九第四項の規定」 会社法第七百十六条から第七百四十二条ま 第七編第二章第七節、第八百六十八条第四 第八百六十九条、第八百七十条第一項(第 「投資法人法第百三十九条の九第一 第八百七十五条 令で定める。 るものとするほか、必要な技術的読替えは、政 第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第 第六百七十条第二項、第七百七十九条第二項、六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、 条第二項及び第百四十九条の四第二項(投資法 下この項において同じ。)及び第八百十六条の十三条第二項において準用する場合を含む。以

二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条 条の八」と、同条第三項中「第四百四十九条第 条第二項において準用する場合を含む。)、第八 おいて準用する場合を含む。以下この項におい 第二項(第七百八十一条第二項において準用す 第二項、第六百七十条第二項、第七百七十九条 七百二条」とあるのは「投資法人法第百三十九 準用する場合を含む。)」と、同条第二項中「第 四十九条の九又は第百四十九条の十四において 項まで又は第百四十九条の四(投資法人法第百 のは「投資法人法第百四十二条第一項から第五 場合を含む。)又は第八百十六条の八」とある 百十条(第八百十三条第二項において準用する 第二項において準用する場合を含む。)、第七百 項において同じ。)、第八百十条第二項(第八百 第二項において準用する場合を含む。以下この て同じ。)、第七百九十九条第二項(第八百二条 七百八十九条第二項(第七百九十三条第二項に る場合を含む。以下この項において同じ。)、第 する場合を含む。)、第七百九十九条(第八百二 六百七十条、第七百七十九条(第七百八十一条 (十九条 (第七百九十三条第二項において準用 -九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第 同法第七百四十条第一項中「第四百四

(担保付社債信託法等の適用関係)

第百三十九条の十一 投資法人債は、担保付社債 定めるところにより、社債とみなす。 の政令で定める法令の適用については、 信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他 (短期投資法人債に係る特例) 政令で

| 第百三十九条の十二 第百三十九条の七にお 準用する会社法第六百八十一条の規定にかかわR百三十九条の十二 第百三十九条の七において らず、次に掲げる要件のいずれにも該当する投

> 資法人債(次項及び次条において「短期投資法 投資法人は、投資法人債原簿を作成することを 人債」という。)については、これを発行した 要しない。

- こと。 各投資法人債の金額が一億円を下回らない
- 二 元本の償還について、投資法人債の総額の ないこと。 定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めが 払込みのあつた日から一年未満の日とする確
- 三 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限 と同じ日とする旨の定めがあること。 担保付社債信託法の規定により担保が付さ
- 2 八から第百三十九条の十までの規定は、適用し 短期投資法人債については、第百三十九条の 兀 れるものでないこと。

(短期投資法人債の発行)

第百三十九条の十三 投資法人は、短期投資法人 債については、次に掲げる場合を除き、 発行することができない。 これを

次に掲げるすべての要件を満たすものであ

- イ 資産に限る。)の取得に必要な資金の調達 その他の内閣府令で定める目的のために発 行するものであること。 特定資産(不動産その他の政令で定める
- れていること。 規約においてその発行の限度額が定めら
- 保護のため必要なものとして内閣府令で定へイ及び口に掲げるもののほか、投資主の

いて同じ。)」と、「第四百四十九条第二項、第 において準用する場合を含む。以下この項にお 人法第百四十九条の九及び第百四十九条の十四 八第二項」とあるのは「投資法人法第百四十二

する場合(内閣府令で定める場合に限る。 短期投資法人債の償還のための資金を調達 第九節 規約の変更

(規約の変更)

|項及び第百四十九条の四第二項| と読み替え

一項」とあるのは

「投資法人法第百四十二条第

第百四十条 投資法人は、その成立後、投資主総 会の決議によつて、規約を変更することができ

(投資口の払戻しに係る規約の変更)

第百四十一条 規約を変更して投資口の払戻しの 資主総会に先立つて当該規約の変更に反対する 請求に応じないこととする場合には、前条の投 正な価格で買い取ることを請求することができ は、投資法人に対し、自己の有する投資口を公 総会において当該規約の変更に反対した投資主 旨を投資法人に対し通知し、かつ、当該投資主

- 2 更をする旨を通知しなければならない。 の二十日前までに、その投資主に対し、当該変 いこととする規約の変更がその効力を生ずる日 投資法人は、投資口の払戻しの請求に応じな
- 3 に代えることができる。 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ
- の払戻しの請求に応じることとする規約の変更 することができる。 は、投資法人債の残高が存しない場合に限り、 前条の規定による規約の変更のうち、投資口
- 規約の変更 条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定 二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五 二条 (第五号に係る部分に限る。)、第八百七十 条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百 百十七条、第八百六十八条第一項、第八百七十 による請求について準用する。この場合にお 七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十 て、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (最低純資産額を減少させることを内容とする) 会社法第百十六条第五項から第九項まで、 第
- 第百四十二条 規約を変更して最低純資産額を減 者は、当該投資法人に対し、当該規約の変更に 少させることとする場合には、投資法人の債権 ついて異議を述べることができる。
- 者には、各別にこれを催告しなければならな る事項を官報に公告し、かつ、知れている債権 ができない。 い。ただし、第二号の期間は、一月を下ること 前項の場合には、当該投資法人は、次に掲げ
- 最低純資産額の減少の内容
- 一 債権者が一定の期間内に異議を述べること ができる旨
- 従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法八十六条の二第一項の規定による規約の定めに 告は、することを要しない。 によりするときは、前項の規定による各別の催 が前項の規定による公告を、官報のほか、第百 前項の規定にかかわらず、第一項の投資法人
- 5 又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的 対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、 たときは、第一項の投資法人は、当該債権者に 産額の減少について承認をしたものとみなす。 なかつたときは、当該債権者は、当該最低純資 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べ 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べ

として信託会社等に相当の財産を信託しなけ

6 をしても当該債権者を害するおそれがないとき ばならない。ただし、当該最低純資産額の減少 この限りでない。

部分に限る。)の規定は、最低純資産額の減少並びに第九百三十七条第一項(第一号ニに係る の無効の訴えについて準用する。この場合にお 六条から第八百三十九条まで、第八百四十六条に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十 に限る。)、第八百三十四条(第五号に係る部分 部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分 会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る 必要な技術的読替えは、 解散 政令で定める。

第十節

(解散の事由

第百四十三条 投資法人は、次に掲げる事由によ つて解散する。

規約で定めた解散の事由の発生 規約で定めた存続期間の満了

投資主総会の決議

場合に限る。) 合併(合併により当該投資法人が消滅する

破産手続開始の決定

条第一項の規定による解散を命ずる裁判 条の登録の拒否 十四条において準用する会社法第八百二十四第百四十三条の三第一項の規定又は第百四 第百九十条第一項の規定による第百八十七 第百八十七条の登録の取消し

(解散した投資法人の合併の制限)

第百四十三条の二 投資法人が解散した場合に 当該投資法人は、合併をすることができな

(投資法人の解散の訴え)

第百四十三条の三 次に掲げる場合において、や 散を請求することができる。 を有する投資主は、訴えをもつて投資法人の解 合にあつては、その割合)以上の口数の投資口十分の一(これを下回る割合を規約で定めた場 むを得ない事由があるときは、発行済投資口の

- あるとき ができない損害が生じ、又は生ずるおそれが な状況に至り、当該投資法人に回復すること 投資法人が業務の執行において著しく困難
- 当で、当該投資法人の存立を危うくすると 投資法人の財産の管理又は処分が著しく失
- に限る。)、第八百三十五条第一項、 会社法第八百三十四条(第二十号に係る部分 第八百三十 2

2

規定は、投資法人の解散の訴えについて準用す 七条第一項(第一号リに係る部分に限る。)の 百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十 六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八 は、政令で定める。 る。この場合において、 (会社法の準用) 必要な技術的読替え

第百四十四条 会社法第八百二十四条、第八百二 四条第一項第三号中「業務執行取締役、執行役 第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、 又は業務を執行する社員」とあるのは「執行役 あるのは「内閣総理大臣」と、同法第八百二十 四条並びに第九百六条第四項中「法務大臣」と 条第一項及び第三項、第八百二十六条、第九百 第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分 第八百七十一条、第八百七十二条(第一号及び 第八百二十五条、 の規定は投資法人の解散の命令について、同法 三十七条第一項(第三号ロに係る部分に限る。) 分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十 第一項(第十号に係る部分に限る。)、第八百七 十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条 員又は監督役員」と読み替えるものとするほ て、同法第八百二十四条第一項、第八百二十五 について、それぞれ準用する。この場合におい いて準用する同法第八百二十四条第一項の申立 第九百五条及び第九百六条の規定はこの条にお に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六条、 百七十条第一項 (第一号に係る部分に限る。)、 五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百 十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部 てがあつた場合における投資法人の財産の保全 必要な技術的読替えは、政令で定める。 第八百六十八条第一項、第八

第 第 十 一 款 節 合併

(合併契約の締結)

第百四十五条 投資法人は、他の投資法人と合併 ばならない。 併をする投資法人は、 をすることができる。 この場合においては、合 合併契約を締結しなけれ

(合併のための払戻しの停止)

第百四十六条 第八十六条第一項に規定する投資 とができない 法人は、合併協議及び合併を行うため、払戻し の停止期間を公告し又は各投資主に通知して投 資口の払戻しを停止することができる。 前項の払戻しの停止期間は、三月を超えるこ

定めに従い、

に、前条第一項第三号に掲げる事項についての

同項第二号の投資口の投資主とな

3 払戻しの停止期間の始期から一月以上前に行 なければならない。 第一項の規定による公告又は通知は、同項の

第二款 吸収合併

(吸収合併契約)

続する投資法人に承継させるものをいう。以下 消滅する投資法人の権利義務の全部を合併後存 他の投資法人とする合併であつて、合併により 同じ。)をする場合には、吸収合併契約におい り消滅する投資法人(以下「吸収合併消滅法 人」という。)の商号及び住所 合併存続法人」という。) 及び吸収合併によ 吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収 次に掲げる事項を定めなければならない。 吸収合併後存続する投資法人(以下「吸収

いて同じ。)に対する前号の投資口の割当て法人及び吸収合併存続法人を除く。次項にお 口の口数又はその口数の算定方法及び当該吸 投資口に代わる当該吸収合併存続法人の投資 に関する事項 収合併存続法人の出資総額に関する事項 合併消滅法人の投資主に対して交付するその 吸収合併消滅法人の投資主(吸収合併消滅

併に際して当該新投資口予約権の新投資口予 交付する金銭の額又はその算定方法 約権者に対して当該新投資口予約権に代えて しているときは、吸収合併存続法人が吸収合 吸収合併消滅法人が新投資口予約権を発行

2 Ŧi. 前項に規定する場合には、同項第三号に掲げ 第四款において「効力発生日」という。) 吸収合併がその効力を生ずる日(次条及び

存続法人の投資口を交付することを内容とする 投資主の有する投資口の口数に応じて吸収合併 る事項についての定めは、吸収合併消滅法人の (吸収合併の効力の発生等) ものでなければならない。

第百四十七条の二 吸収合併存続法人は、 生日に、吸収合併消滅法人の権利義務を承継す 効力発

3 2 第三者に対抗することができない。 吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて 吸収合併消滅法人の投資主は、効力発生日 吸収合併消滅法人の吸収合併による解散は、

2

4 発生日に、消滅する。 吸収合併消滅法人の新投資口予約権は、

規定による手続が終了していない場合又は吸 十九条の九において準用する場合を含む。)の 合併を中止した場合には、適用しない。 前各項の規定は、第百四十九条の四

第百四十七条 投資法人が吸収合併(投資法人が 第百四十八条 二以上の投資法人が新設合併 約において、次に掲げる事項を定めなければな う。以下同じ。)をする場合には、新設合併契 より設立する投資法人に承継させるものをい り消滅する投資法人の権利義務の全部を合併に 以上の投資法人がする合併であつて、合併によ (新設合併契約) 第三款 新設合併

住所 「新設合併消滅法人」という。)の商号及び 新設合併により消滅する投資法人(以下

一 前号に掲げるもののほか、新設合併設立法号、本店の所在地及び発行可能投資口総口数「新設合併設立法人」という。)の目的、商 人の規約で定める事項 新設合併により設立する投資法人(以下

時監督役員及び設立時会計監査人の氏名又は 新設合併設立法人の設立時執行役員、設立

五 新設合併設立法人が新設合併に際して新設 設合併設立法人の出資総額に関する事項 口の口数又はその口数の算定方法及び当該新 投資口に代わる当該新設合併設立法人の投資 合併消滅法人の投資主に対して交付するその

前号の投資口の割当てに関する事項 法人を除く。次項において同じ。) に対する 新設合併消滅法人の投資主(新設合併消滅

t 交付する金銭の額又はその算定方法 約権者に対して当該新投資口予約権に代えて 併に際して当該新投資口予約権の新投資口予 しているときは、新設合併設立法人が新設合 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行

る事項についての定めは、新設合併消滅法人の ものでなければならない 設立法人の投資口を交付することを内容とする 投資主の有する投資口の口数に応じて新設合併 前項に規定する場合には、同項第六号に掲げ

(新設合併の効力の発生等)

立の日に、新設合併消滅法人の権利義務を承継 第**百四十八条の**二 新設合併設立法人は、その成

2

2 に従い、同項第五号の投資口の投資主となる。 合併設立法人の成立の日に、消滅する。 日に、同項第六号に掲げる事項についての定め 滅法人の投資主は、新設合併設立法人の成立の前条第一項に規定する場合には、新設合併消 新設合併消滅法人の新投資口予約権は、 3

第四款 吸収合併の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲 吸収合併消滅法人の手続

第百四十九条 吸収合併消滅法人は、次に掲げる 項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録 をその本店に備え置かなければならない。 吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事 日のいずれか早い日から効力発生日までの間、 次条第一項の投資主総会の日の二週間前

の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早 第百四十九条の三第二項の規定による通知 第百四十九条の三の二第二項の規定による 3

きは、同項の規定による通知の日又は同条第通知を受けるべき新投資口予約権者があると 三項の公告の日のいずれか早い日

の日又は同項の規定による催告の日のいずれ1 第百四十九条の四第二項の規定による公告 か早い日

を支払わなければならない。 するには、当該吸収合併消滅法人の定めた費用 る。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求を 収合併消滅法人に対して、その営業時間内は、 吸収合併消滅法人の投資主及び債権者は、吸 つでも、次に掲げる請求をすることができ

前項の書面の閲覧の請求

前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

府令で定める方法により表示したものの閲覧 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣

のにより提供することの請求又はその事項を 的方法であつて吸収合併消滅法人の定めたも 記載した書面の交付の請求 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁 3

(吸収合併契約の承認等)

第百四十九条の二 吸収合併消滅法人は、効力発 生日の前日までに、投資主総会の決議によつ 4 八項から第十項まで、第七百八十八条(第八項

て、 吸収合併契約の承認を受けなければならな

口予約権質権者に対し、吸収合併をする旨を通 までに、その登録投資口質権者及び登録新投資 知しなければならない。 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前

に代えることができる。 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ

(反対投資主の投資口買取請求)

第百四十九条の三 吸収合併をする場合には、前 併に反対した投資主は、当該吸収合併消滅法人 条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合併 い取ることを請求することができる。 に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買 に反対する旨を吸収合併消滅法人に対し通知 し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合

2 並びに吸収合併存続法人の商号及び住所を通知 までに、その投資主に対し、吸収合併をする旨 しなければならない。 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前

に代えることができる 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ

4 る。 第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限 は、政令で定める。 文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定 る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三条本 文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限 る。)、第八百七十条の二、第八百七十一条本 で、第七百八十六条、第八百六十八条第一項、 会社法第七百八十五条第五項から第九項ま この場合において、必要な技術的読替え 第一項の規定による請求について準用す

(新投資口予約権買取請求)

第百四十九条の三の二 吸収合併をする場合に 己の有する新投資口予約権を公正な価格で買い 資口予約権者は、吸収合併消滅法人に対し、自 までに、その新投資口予約権の新投資口予約権 取ることを請求することができる。 は、吸収合併消滅法人の新投資口予約権の新投 吸収合併消滅法人は、効力発生日の二十日前

2 続法人の商号及び住所を通知しなければならな 者に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併存 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ

に代えることができる。

会社法第七百八十七条第五項、第六項及び第

二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五 定による請求について準用する。この場合にお条並びに第八百七十六条の規定は、第一項の規 二条 (第五号に係る部分に限る。)、第八百七十 七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十 条第二項 (第二号に係る部分に限る。)、第八百 いて、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (債権者の異議)

第百四十九条の四 吸収合併をする場合には、吸 法人に対し、吸収合併について異議を述べるこ とができる。 収合併消滅法人の債権者は、当該吸収合併消滅

2 前項に規定する場合には、吸収合併消滅法人 ればならない。ただし、第三号の期間は、一 は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知 を下ることができない。 れている債権者には、各別にこれを催告しなけ 月

吸収合併をする旨

三 債権者が一定の期間内に異議を述べること 吸収合併存続法人の商号及び住所

3 告は、することを要しない。 によりするときは、前項の規定による各別の催 従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法 八十六条の二第一項の規定による規約の定めに が同項の規定による公告を、官報のほか、第百 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人 ができる旨

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べ について承認をしたものとみなす。 なかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べ ばならない。ただし、当該吸収合併をしても当 として信託会社等に相当の財産を信託しなけれ りでない。 該債権者を害するおそれがないときは、この限 又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的 対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、 たときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者に

(吸収合併の効力発生日の変更)

第百四十九条の五 吸収合併消滅法人は、 併存続法人との合意により、効力発生日を変更 することができる。 吸収合

2 前の日である場合にあつては、当該変更後の効 日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日 には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生 前項の規定により効力発生日を変更する場合

を公告しなければならない。 力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日

を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十

3 きは、変更後の効力発生日を効力発生日とみな 用する。 して、この款及び第百四十七条の二の規定を適 第一項の規定により効力発生日を変更したと

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲 吸収合併存続法人の手続

第百四十九条の六 吸収合併存続法人は、次に掲 を経過する日までの間、吸収合併契約の内容そ げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月 した書面又は電磁的記録をその本店に備え置か の他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録 なければならない

は、当該投資主総会の日の二週間前の日 よってその承認を受けなければならないとき 吸収合併契約について投資主総会の決議に

の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早 第百四十九条の八第二項の規定による通知

2 法人が備え置く前項の書面又は電磁的記録につ いて準用する。 三 第百四十九条の九において準用する第百四 第百四十九条第二項の規定は、吸収合併存続 同項の規定による催告の日のいずれか早い日 十九条の四第二項の規定による公告の日又は

(吸収合併契約の承認等)

第百四十九条の七 生日の前日までに、投資主総会の決議によつ て、吸収合併契約の承認を受けなければならな 吸収合併存続法人は、効力発

2 付する投資口の総口数が、当該吸収合併存続法 に際して吸収合併消滅法人の投資主に対して交 は、吸収合併契約において、吸収合併存続法人 い場合には、適用しない。この場合において する旨を定めなければならない。 については同項の承認を受けないで吸収合併を 人の発行済投資口の総口数の五分の一を超えな 前項の規定は、吸収合併存続法人が吸収合併

(反対投資主の投資口買取請求)

第百四十九条の八 吸収合併をする場合には、 条第一項の投資主総会に先立つて当該吸収合併K百匹十九条のハ 吸収合併をする場合には、前 併に反対した投資主は、当該吸収合併存続法人 に反対する旨を吸収合併存続法人に対し通 し、かつ、当該投資主総会において当該吸収合

2 吸収合併存続法人は、効力発生日の二十日前い取ることを請求することができる。 に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買

- 2. 吸収合併有線法人に 第7発生日の二十日前 並びに吸収合併消滅法人の商号及び住所を通知 までに、その投資主に対し、吸収合併をする旨 までに、その投資主に対し、吸収合併をする旨
- Alt土去曽コヨルト11条曽互負から휭1頁まに代えることができる。 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ
- 第百十八条第二項から第九項ま とは、政令で定める。 の場合において、必要な技術的読替え は、第一項の規定による請求について準用す で、第八百七十五条及び第八百七十三条本 2、第八百七十五条及び第八百七十三条本 2、第八百七十五条及び第八百七十三条本 2、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定 法る。この場合において、必要な技術的読替え といる。この場合において、必要な技術的読替え に、政令で定める。 の場合において、必要な技術的読替え に、政令で定める。 にの場合において、必要な技術的読替え に、政令で定める。 にの場合において、必要な技術的読替え に、政令で定める。

(債権者の異議)

- え置かなければならない。 間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備
- いて準用する。 法人が備え置く前項の書面又は電磁的記録につ 第百四十九条第二項の規定は、吸収合併存続

3

第五款 新設合併の手続

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲第一目 新設合併消滅法人の手続

第百四十九条の十一 新設合併消滅法人は、次に 4 第百四十九条の十一 新設合併判納法人は、次に 4 年 日本ければならない。

- の日次条第一項の投資主総会の日の二週間前
- 早い日 第百四十九条の十三第二項の規定による通二 第百四十九条の十三第二項の規定による通
- い日 は同項の規定による催告の日のいずれか早四十九条の四第二項の規定による公告の日又四十九条の十四において準用する第百
- いて準用する。 法人が備え置く前項の書面又は電磁的記録につ 第百四十九条第二項の規定は、新設合併消滅

(新設合併契約の承認)

等百四十九条の十二 新設合併契約の承認を 主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を 等百四十九条の十二 新設合併消滅法人は、投資

- 前項の規定とよる通知は、公告をもつてこれ でうけん でいます でいます でいます でいます でいます でいる でいる 一番及び登録新投資口予約権質権者に対し、新設 でいる 一週間以内に、その登録投資口質権 4 新設合併消滅法人は、前項の投資主総会の決 3 受けなければならない。 3 受けなければならない。 3 でいます 1 できる 1 できる 2 できる 2 できる 2 できる 3 できる 3 できる 3 できる 3 できる 3 できる 4 できる
- (えけせることができる。) 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ

(反対投資主の投資口買取請求)

- 第百四十九条の十三 新設合併をする場合には、第百四十九条の十三 新設合併消滅法人に対し、かつ、当該投資主総会において当該新設合併に反対した投資主は、当該新設合併消滅法人に対し通知に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買に対し、自己の有する投資口を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- 3 新設合併消滅法人は、前条第一項の投資主総 金の決議の日から二週間以内に、その投資主に 会の決議の日から二週間以内に、その投資主に がは、新設合併をする旨並びに他の新設合併消 がは、前条第一項の投資主総
- に代えることができる。
 3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ
- 二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五二条(第五号に係る部分に限る。)、第八百七十七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十条第二項(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十名、第八百六条第五項から第九項まで、第

は、政令で定める。

な、政令で定める。

な、政令で定める。

は、政令で定める。

は、政令で定める。

は、政令で定める。

は、政令で定める。

は、政令で定める。

は、政令で定める。

(新投資口予約権買取請求)

- 2 新設合併消滅法人は、第百四十九条の十二第一項の投資主総会の決議の日から二週間以内に、その新投資口予約権の新投資口予約権者に、その新投資日予約権の新投資口予約権の新投資工務。 3 新設合併消滅法人は、第百四十九条の十二第
- に代えることができる。 前項の規定による通知は、公告をもつてこれ

(債権者の異議)

第百四十九条の十四 第百四十九条の四の規定は、新設合併設立法人」と読み替えるものとは、「無の新設合併消滅法存続法人」とあるのは、「他の新設合併消滅法存続法人」とあるのは、「他の新設合併消滅法人について準用する。このする。

(投資法人の設立の特則) 第二目 新設合併設立法人の手続

五 第三項を除く。)及び第七十四条を除く。)の規十 項第五号及び第十六号から第十八号まで並びに十 第百四十九条の十五 第二節(第六十七条(第一

用しない。 定は、新設合併設立法人の設立については、適

- (新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)約を作成しなければならない。 2 新設合併消滅法人は、新設合併設立法人の規
- 店に備え置かなければならない。
 は記録した書面又は電磁的記録をその本り、又は記録した書面又は電磁的記録をその本りの内容その他内閣府令で定める事項を記載がの内容をの他内閣府令で定める事項を記載がある。
- いて準用する。
 法人が備え置く前項の書面又は電磁的記録につ法人が備え置く前項の書面又は電磁的記録につ

第六款 雜則

(一に満たない端数の処理)

- 第百四十九条の十七 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該投資法人の投資口を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該投資法人の投資口の口数に一口に満たない端数があるときは、その端数に一口に満たない端数があるときは、その端数による売却を実現するために適当な方法として内閣府令で定めるものにより売却し、かつ、て内閣府令で定めるものにより得られた代金での端数に応じてその売却により得られた代金を当該者に交付しなければならない。
- 投資主存続する場合に限る。) 吸収合併消滅法人の存続する場合に限る。) 吸収合併消滅法人が
- 発行 新設合併消滅法人の投資主 一新設合併契約に基づく設立時発行投資口の
- (会社法の準用) の場合について準用する。 第八十八条第二項及び第三項の規定は、前

号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第七名的分に限る。)及び第二項(第七号及び第八法人の合併をやめることの請求について、同法法人の合併をやめることの請求について、同法法人の合併をやめることの請求について、同法法第七百八十四条の二、第七百

用する。この場合において、必要な技術的読替 四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準 条の規定はこの条において準用する同法第八百 十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六 部分に限る。)、第八百七十二条の二、第八百七 七十一条本文、第八百七十二条(第五号に係る 係る部分に限る。)、第八百七十条の二、第八百 十八条第六項、第八百七十条第二項(第六号に び第三号に係る部分に限る。)の規定は投資法 十六条並びに第九百三十七条第三項(第二号及 四号並びに第二項ただし書を除く。)、第八百四 条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第 五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九 号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十 人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六 政令で定める。 2 4 3

第十二節

(清算の開始原因) 通則

第百五十条の二 投資法人は、次に掲げる場合に は、この節の定めるところにより、清算をしな ればならない。

始の決定により解散した場合であつて当該破る事由によつて解散した場合及び破産手続開 産手続が終了していない場合を除く。) 解散した場合(第百四十三条第四号に掲げ

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判 (清算投資法人の能力) 決が確定した場合 6

第百五十条の三 前条の規定により清算をする投

清算の目的の範囲内において、清算が結了する 資法人(以下「清算投資法人」という。)は、

まではなお存続するものとみなす (投資主総会以外の機関の設置)

第百五十条の四清算投資法人には、 機関を置かなければならない。 次に掲げる

一人又は二人以上の清算執行人

清算執行人の員数に一を加えた数以上の清 清算人会

会計監査人

2 第九十五条の規定は、清算投資法人について

(清算執行人等の就任) 適用しない。

第百五十一条次に掲げる者は、

清算投資法人の

清算執行人となる。 る場合を除く。 執行役員(次号又は第三号に掲げる者があ

規約で定める者

となる。 次に掲げる者は、清算投資法人の清算監督人 投資主総会の決議によつて選任された者

る場合を除く。) 監督役員(次号又は第三号に掲げる者があ

2

第百八条第一項及び第二項並びに会社法第三

二 規約で定める者

る者がないときは、特別清算が開始された場合 を選任する。 を除き、内閣総理大臣は、利害関係人の申立て いとき、又は前項の規定により清算監督人とな により又は職権で、清算執行人又は清算監督人 第一項の規定により清算執行人となる者がな 投資主総会の決議によつて選任された者

臣は、利害関係人の申立てにより又は職権で、 となった清算投資法人については、内閣総理大 清算執行人及び清算監督人を選任する。 る事由によつて解散した清算投資法人又は第百 された場合を除き、第百四十三条第六号に掲げ 五十条の二第二号に掲げる場合に該当すること 前三項の規定にかかわらず、特別清算が開始

は、職権で、清算執行人及び清算監督人を選任 条第七号又は第八号に掲げる事由によつて解散 特別清算が開始された場合を除き、第百四十三 した清算投資法人については、内閣総理大臣 第一項から第三項までの規定にかかわらず、

それぞれ準用する。この場合において、 人について、第九十八条の規定は清算執行人に 技術的読替えは、政令で定める。 ついて、第百条の規定は清算監督人について、 (清算執行人等の届出) 第九十七条の規定は清算執行人及び清算監督 必要な

| 第百五十二条 清算執行人及び清算監督人(内閣 合は、この限りでない。 事項を内閣総理大臣に届け出なければならな は、その就任の日から二週間以内に次に掲げる れた場合の清算執行人及び清算監督人を除く。) 総理大臣が選任した者並びに特別清算が開始さ い。ただし、その間に特別清算が開始された場

二 清算執行人及び清算監督人の氏名及び住所 にあつては、その旨)及びその年月日 る場合に該当することとなつた清算投資法人 解散の事由(第百五十条の二第二号に掲げ

第百五十三条 内閣総理大臣は、特別清算が開始 (清算執行人等の解任等)

された場合を除き、重要な事由があると認める

ができる。 ができる。この場合において、内閣総理大臣 ときは、利害関係人の申立てにより又は職権 で、清算執行人又は清算監督人を解任すること は、清算執行人又は清算監督人を選任すること

条第二項から第四項までの規定により裁判所」 とあるのは「投資法人法第百五十三条第二項に 替えるものとするほか、必要な技術的読替え とあるのは「内閣総理大臣又は裁判所」と読み 第二項」と、同法第四百七十九条第一項中「前 おいて読み替えて準用する投資法人法第百八条 所)」と、同法第三百四十六条第三項中「前項」 用する。この場合において、第百八条第二項中 規定は、清算執行人又は清算監督人について準 百四十六条第三項及び第四百七十九条第一項の は、政令で定める。 (特別清算が開始された場合にあつては、裁判 「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣

(清算執行人の職務)

第百五十三条の二 清算執行人は、次に掲げる職 務を行う。

現務の結了

債権の取立て及び債務の弁済

残余財産の分配

2 第百五十三条の三 清算執行人は、清算投資法 三百六十条第一項中「著しい損害」とあるのは 執行人について、同法第三百五十二条、第八百 第四項及び第五項、第三百五十五条、第三百六 それぞれ準用する。この場合において、同法第 る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規 六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十 十条第一項並びに第四百八十四条の規定は清算 の業務を執行し、清算投資法人を代表する。 ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令 定は清算執行人の職務を代行する者について、 「回復することができない損害」と読み替える 条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限 第百九条第三項並びに会社法第三百四十九条 3

(清算執行人の報酬)

で定める。

判所が選任したものを除く。)の報酬は、規約第百五十四条 清算執行人(内閣総理大臣又は裁 額及び当該基準を定めていないときは投資主総 準に従い清算人会の決議によつて、規約にその の支払に関する基準を定めているときは当該基 にその額を定めていない場合において規約にそ 会の決議によつて、その額を決定する。

2 めるところにより、清算投資法人が当該清算執清算執行人を選任した場合には、内閣府令で定 五項まで又は第百五十三条第一項の規定により 行人に対して支払う報酬の額を定めることがで 内閣総理大臣は、第百五十一条第三項から第

(清算監督人の職務)

きる。

第百五十四条の二 清算監督人は、 職務の執行を監督する。 清算執行人の

| 2 第百十一条第二項及び前条並びに会社法第三 えは、政令で定める。 用する。この場合において、 る。)及び第二項(第一号及び第二号に係る部三百八十六条第一項(第一号に係る部分に限項、第三百八十四条、第三百八十五条並びに第 百五十五条、第三百八十一条第三項及び第四 分に限る。)の規定は、清算監督人について準 必要な技術的読替

(清算人会)

第百五十四条の三 清算人会は、すべての清算執 行人及び清算監督人で構成する。

2 必要な技術的読替えは、政令で定める。 条第四項及び第六項中「裁判所」とあるの 第六項において同じ。)の許可を得て」と、同 始された場合にあっては、裁判所。第四項及び 人及び清算監督人で」と、同法第三百七十一条条第五項中「取締役で」とあるのは「清算執行 あるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同り、及び同条第三項中「取締役及び監査役」と 三百六十九条第一項中「取締役の」とあるのは それぞれ準用する。この場合において、同法第 項を除く。)の規定は清算投資法人について、 清算人会について、同法第三百七十一条(第三 法第三百六十八条及び第三百六十九条の規定は も」とあるのは「内閣総理大臣(特別清算が開 第二項中「株式会社の営業時間内は、いつで 「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほ 構成員の」と、同条第二項中「取締役」とあ 第百十三条及び第百十四条第一項並びに会社

場合には、当該申立てに係る清算投資法人の陳 規定による許可の申立てについての処分をする 用する会社法第三百七十一条第二項及び第四 述を聴かなければならない。 (同条第五項において準用する場合を含む。) の 内閣総理大臣は、前項において読み替えて準

(清算執行人等の清算投資法人に対する損害賠

第百五十四条の四 は、その任務を怠つたときは、 清算執行人又は清算監督人 清算投資法人に

対し、これによつて生じた損害を賠償する責任

2 免除することができない。 (清算執行人等の第三者に対する損害賠償責任) 前項の責任は、総投資主の同意がなければ

第百五十四条の五 清算執行人又は清算監督人が は、これによつて第三者に生じた損害を賠償す あつたときは、当該清算執行人又は清算監督人 その職務を行うについて悪意又は重大な過失が

ることについて注意を怠らなかつたことを証明 当該清算執行人又は清算監督人が当該行為をす 為をしたときも、前項と同様とする。ただし、 したときは、この限りでない。 清算執行人又は清算監督人が、次に掲げる行 第百五十五条第一項に規定する財産目録等

ての虚偽の記載又は記録 に記載し、又は記録すべき重要な事項につい

虚偽の登記

虚偽の公告

(清算執行人等の連帯責任)

第百五十四条の六 清算執行人、清算監督人又は 損害を賠償する責任を負うときは、これらの者 損害を賠償する責任を負う場合において、他の 清算執行人、清算監督人又は会計監査人も当該 会計監査人が清算投資法人又は第三者に生じた 連帯債務者とする。 3 2

り、

会計監査人の監査を受けなければならな

前項の場合には、第百十五条の八の規定は

(清算執行人等の責任を追及する訴え)

第百五十四条の七 会社法第七編第二章第二節 八十六条第四項において準用する場合を含む。) 八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百 十条第五項、第二百十三条の二第二項、 第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二 て、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、 ついて、それぞれ準用する。この場合におい 清算執行人であつた者の責任を追及する訴えに 及び第三号を除く。) の規定は清算執行人及び えについて、同法第八百四十九条の二(第二号 清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴 条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は 条第一項第一号及び第二項並びに第八百五十三 第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十 第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、 (第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、 項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一 第二百 |第百五十六条 裁判所は、申立てにより又は職権 5

ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令 法人法第百五十四条の四第二項」と読み替える 及び第四百六十五条第二項」とあるのは「投資 務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項 で定める。 する分配可能額を超えない部分について負う義 第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定

(執行役員等に関する規定の適用)

第百五十四条の八 清算投資法人については、第 執行役員、監督役員又は役員会に関する規定 七十七条の二第四項及び第四節第一款の規定中 (財産目録等の作成等) 人又は清算人会に適用があるものとする。 人会に関する規定として清算執行人、清算監督 は、それぞれ清算執行人、清算監督人又は清算

第百五十五条 清算執行人は、その就任後遅滞な 号に掲げる場合に該当することとなつた日にお 府令で定めるところにより、第百五十条の二各 しなければならない。 次条において「財産目録等」という。)を作成 ける財産目録及び貸借対照表(以下この条及び 財産目録等は、内閣府令で定めるところによ 清算投資法人の財産の現況を調査し、内閣

V ; 等及び会計監査報告を清算人会に提出し、又は 清算執行人は、前項の監査を受けた財産目録

4 清算執行人は、特別清算が開始された場合を 提供し、その承認を受けなければならない。 同項の財産目録等及び会計監査報告を内閣総理 除き、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、 大臣に提出しなければならない。

等を保存しなければならない。 ら清算結了の登記の時までの間、 (財産目録等の提出命令) 清算投資法人は、財産目録等を作成した時か 当該財産目録 2

は一部の提出を命ずることができる。 (債務の弁済等) で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又

第百五十七条 清算投資法人は、第百五十条の二 当該期間は、一月を下ることができない。 別にこれを催告しなければならない。ただし、 遅滞なく、当該清算投資法人の債権者に対し、 各号に掲げる場合に該当することとなつた後、 報に公告し、かつ、知れている債権者には、各 一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官

3

(残余財産の分配)

前項第二号に掲げる事項についての定めは、

清算投資法人について準用する。この場合にお いて、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (決算報告の作成等) 会社法第五百五条及び第五百六条の規定は、

|第百五十九条 |清算投資法人は、清算事務が終了 ろにより、決算報告を作成しなければならな したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるとこ

3 及び会計監査報告(特別清算が開始された場合 人の監査を受けなければならない。 特別清算が開始された場合を除き、 内閣府令で定めるところにより、 会計監査 決算報告

4 報告に決算報告が法令又は規約に違反し、決算 場合において、当該承認に係る同項の会計監査 四項において同じ。) は、前項の承認を受けた 算執行人を除く。次項並びに次条第一項及び第 の状況を正しく示していない旨の記載又は記録 清算執行人(特別清算が開始された場合の清

| 2 前項の規定による公告には、当該債権者が当 れる旨を付記しなければならない。 該期間内に申出をしないときは清算から除斥さ

る。この場合において、同法第五百条第一項及 と読み替えるものとするほか、必要な技術的読 清算が開始された場合にあっては、裁判所)」 あるのは「投資法人法第百五十七条第一項」 五百三条第一項中「第四百九十九条第一項」と 替えは、政令で定める。 中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣(特別 び第二項中「前条第一項」とあり、及び同法第 と、同法第五百条第二項及び第五百一条第一項 会社法第五百条から第五百三条までの規定 清算投資法人の債務の弁済について準用す

第百五十八条 清算投資法人は、残余財産の分配 をしようとするときは、清算人会の決議によつ て、次に掲げる事項を定めなければならない。 残余財産の種類

投資主に対する残余財産の割当てに関する

3 投資口の口数に応じて残余財産を割り当てるこ 投資主(当該清算投資法人を除く。)の有する とを内容とするものでなければならない。

又は提供し、その承認を受けなければならな にあつては、決算報告)を清算人会に提出し、 清算執行人は、前項の監査を受けた決算報告

> 5 及び会計監査報告を投資主総会に提出し、又は 提供し、その承認を受けなければならない。 があるときは、第二項の監査を受けた決算報告 第三項の承認(前項に規定する場合にあつて

は、同項の規定による投資主総会の承認)があ

つたときは、任務を怠つたことによる清算執行

人の損害賠償の責任は、免除されたものとみな

す。ただし、清算執行人の職務の執行に関し不

第百六十条 清算執行人は、 受けたときは、遅滞なく、投資主に清算事務が 終了した旨を通知しなければならない。ただ 正の行為があつたときは、この限りでない。 し、同条第四項に規定する場合においては、 (清算事務終了の通知等) 前条第三項の承認を ح

2 定による通知について準用する。 第百三十一条第四項の規定は、前項本文の規

の限りでない。

3 前条第三項の決算報告及び会計監査報告を提供 閣府令で定めるところにより、投資主に対し、 しなければならない。 第一項本文の規定による通知に際しては、 内

4 る投資主総会の承認)を受けたときは、遅 項に規定する場合にあつては、同項の規定によ の謄本を内閣総理大臣に提出しなければならな く、当該承認に係る決算報告及び会計監査報告 清算執行人は、前条第三項の承認(同条第四 足滞な

(帳簿資料の保存)

第百六十一条 会社法第五百八条の規定は、清算 投資法人の帳簿並びにその事業及び清算に関す とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定 害関係人の申立てにより)」と読み替えるも 判所)は、利害関係人の申立てにより又は職権 合において、同条第二項中「裁判所は、利害関 る重要な資料の保存について準用する。この場 める。 で(特別清算が開始された場合にあっては、利 臣(特別清算が開始された場合にあっては、裁 係人の申立てにより」とあるのは「内閣総理大

(清算の監督命令)

第百六十二条 内閣総理大臣は、投資法人の清算 事務受託者、資産運用会社若しくは資産保管会 ると認めるときは、当該投資法人又はその一般 な措置を命ずることができる。 (特別清算を除く。) の場合において、必要があ 財産の供託その他清算の監督上必要

第百六十三条 会社法第八百六十八条第一項、 いて、必要な技術的読替えは、政令で定める。 資法人の清算について準用する。この場合にお 百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、投 十二条の二、第八百七十三条、第八百七十四条 四号及び第五号に係る部分に限る。)、第八百七 条の二、第八百七十一条、第八百七十二条(第 二項 (第一号に係る部分に限る。)、第八百七十 第五号及び第六号に係る部分に限る。) 及び第 八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号、 (第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八

第二款 特別清算

第百六十四条 裁判所は、清算投資法人に次に掲 別清算の開始を命ずる。 て準用する会社法第五百十四条の規定に基づ げる事由があると認めるときは、第四項におい 申立てにより、当該清算投資法人に対し特

あること。 清算の遂行に著しい支障を来すべき事情が

一債務超過(清算投資法人の財産がその債務 債権者、清算執行人、清算監督人又は投資主 を完済するのに足りない状態をいう。第三項 において同じ。)の疑いがあること。 特別清算開始の申立てをすることができ

3 なければならない。 清算投資法人に債務超過の疑いがあるとき 清算執行人は、 特別清算開始の申立てをし

分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合 ることができない株主を除く。)の議決権の百 ことができる事項の全部につき議決権を行使す 百五十五条第三項」と、同法第五百二十二条第 百九十二条第三項」とあるのは「投資法人法第 の場合において、同法第五百二十一条中「第四 清算投資法人の特別清算について準用する。こ 百七十九条、第八百八十条、第八百八十二条第 八百七十四条までを除く。)及び第三節(第八 第二項から第六項まで及び第八百七十条から第 章第四節並びに第三章第一節(第八百六十八条 第一項第三号及び第三項を除く。)、第七編第二 一項中「総株主(株主総会において決議をする に第九百三十八条(第六項を除く。)の規定は、 二項及び第八百九十六条第二項を除く。)並び (第五百二十二条第三項並びに第五百三十六条 会社法第五百十二条から第五百十八条の二ま 第二編第九章第二節第二款から第十款まで 項」とあるのは「投資法人法第百五十三条第一 条第六項において準用する第三百五十一条第二 用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三 項において読み替えて準用する投資法人法第百

督人」と、同法第五百二十五条第一項中「清算 条第一項及び第九百三十八条第二項第四号中 下回る期間を規約で定めた場合にあっては、その割合)以上の口数の投資口を六箇月(これを 督人」と、同法第五百二十四条、第八百九十三 「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監 法第五百二十三条及び第五百二十六条第一項中 とあるのは「発行済投資口の百分の三(これを (これを下回る期間を定款で定めた場合にあっ 「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監 の期間)前から引き続き有する投資主」と、同 下回る割合を規約で定めた場合にあっては、そ (これを下回る期間を定款で定めた場合にあっ あっては、その割合)以上の数の株式を六箇月 の三(これを下回る割合を定款で定めた場合に しくは発行済株式(自己株式を除く。)の百分 ては、その期間)前から引き続き有する株主」 にあっては、その割合)以上の議決権を六箇月 その期間)前から引き続き有する株主若

執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者、びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算 資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五 法第五百三十条第一項中「清算人及び監査役並 百四十二条第一項中「設立時取締役、設立時監 人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同 人は」とあるのは「清算執行人は」と、「清算 2 記しなければならない。

執行人」と、「同項」とあるのは「投資法人法 条第一項に規定する清算人」とあるのは「清算 又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等 項第一号中「第四百七十九条第四項において準 は「清算執行人」と、同法第九百三十八条第一 法第八百九十六条第一項中「清算人」とあるの あるのは「同節第一款若しくは第二款」と、 事件に係る部分に限る。)若しくはこの節」と 第一節(同章第一節の規定による申立てに係る 款」と、「同章第一節若しくは第二節若しくは るのは「投資法人法第三編第一章第十二節第二 中「第二編第九章第二節若しくはこの節」とあ 第百五十五条第一項」と、同法第八百八十六条 項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督 立時監督役員、投資法人法第百十五条の六第一 人」と、同法第五百六十二条中「第四百九十二 同

> 清算監督人の選任」と読み替えるものとするほ の選任又は選定」とあるのは「清算執行人又は 人」と、同項第三号中「清算人又は代表清算人 とあるのは「一時清算執行人又は一時清算監督 八条第二項」と、「一時清算人又は代表清算人」 必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資法人に係る登記) 第十三節 登記

までの規定は、投資法人の登記について準用す第百六十五条 会社法第九百八条から第九百十条 法律」とあるのは、「投資法人法」と読み替え る。この場合において、これらの規定中「この るものとする。

(設立の登記)

店の所在地において、次に掲げる日のいずれか第百六十六条 投資法人の設立の登記は、その本 遅い日から二週間以内にしなければならない。 した日 第七十三条第一項の規定による調査が終了

三 第六十九条第七項において準用する会社法 二 第七十三条第三項の規定により創立総会を 前項の登記においては、 当該決議の日から二週間を経過した日 第九十七条の創立総会の決議をしたときは、 招集したときは、当該創立総会が終結した日 次に掲げる事項を登

目的

商号 本店の所在場所

ての規約の定めがあるときは、 投資法人の存続期間又は解散の事由につ その定め

旨又はしない旨 投資主の請求により投資口の払戻しをする 発行可能投資口総口数

う。第二百四十九条第十九号の二において同 供措置(同条に規定する電子提供措置をい 社法第三百二十五条の二の規定による電子提 (の二 第九十四条第一項において準用する会 じ。)をとる旨の規約の定めがあるときは、 称及び住所並びに営業所 第一項第六号において同じ。)の氏名又は名 簿、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿 投資主名簿、新投資口予約権原簿及び投資法 に関する事務を行う者をいう。第百七十三条 人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名 投資主名簿等管理人(投資法人に代わつて

執行役員の氏名及び住所

- 監督役員の氏名
- 会計監査人の氏名又は名称
- 十二 第百八条第三項の規定により選任された ときは、その氏名又は名称 一時会計監査人の職務を行うべき者を置いた
- 十三 第百十五条の六第七項の規定による執行 定め 役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除 についての規約の定めがあるときは、 その
- 十四 第百十五条の六第十二項において準用す 締結についての規約の定めがあるときは、 締結についての規約の定めがあるときは、そ会計監査人が負う責任の限度に関する契約の る会社法第四百二十七条第一項の規定による
- 十五 第百八十六条の二第一項の規定による公 除く。)をする方法をいう。以下この編にお 告方法(投資法人が公告(この法律又は他の きは、その定め いて同じ。)についての規約の定めがあると しなければならないものとされているものを 法律の規定により官報に掲載する方法により
- 十六 前号の規約の定めが電子公告を公告方法 とする旨のものであるときは、 次に掲げる
- けるために必要な事項であつて会社法第九 報について不特定多数の者がその提供を受 百十一条第三項第二十八号イに規定する 電子公告により公告すべき内容である情
- る規約の定めがあるときは、その定め 第百八十六条の二第二項後段の規定によ
- 十七 第十五号の規約の定めがないときは、第 (変更の登記等) 項第一号に掲げる方法を公告方法とする旨 百八十六条の二第三項の規定により同条第一
- 第百六十七条 投資法人において前条第二項各号 の所在地において、二週間以内に変更の登記を に掲げる事項に変更が生じたときは、その本店 しなければならない。
- 執行役員又は監督役員について、それぞれ準用 十七条(第一号に係る部分に限る。)の規定はる。)の規定は投資法人について、同法第九百 する。この場合において、 一号中「第九百十一条第三項各号」とあるの 会社法第九百十六条(第一号に係る部分に限 同法第九百十六条第

読み替えるものとする。 (解散の登記) 「投資法人法第百六十六条第二項各号」と

第百六十八条 第百四十三条第一号から第三号ま の登記をしなければならない。 週間以内に、その本店の所在地において、解散 での規定により投資法人が解散したときは、二

第百六十九条 (合併の登記)

併設立法人については設立の登記をしなければ 併消滅法人については解散の登記をし、新設合 間以内に、その本店の所在地において、新設合 次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から二週 ついては解散の登記をし、吸収合併存続法人にの本店の所在地において、吸収合併消滅法人に ならない。 二以上の投資法人が新設合併をしたときは、 いては変更の登記をしなければならない。 その効力が生じた日から二週間以内に、そ 投資法人が吸収合併をしたとき

第百四十九条の十二第一項の投資主総会の

知又は同条第三項の公告をした日から二十日二 第百四十九条の十三第二項の規定による通 を経過した日

三 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行 をした日から二十日を経過した日 しているときは、第百四十九条の十三の二第 一項の規定による通知又は同条第三項の公告 第百四十九条の十四において準用する第百

四十九条の四の規定による手続が終了した日

新設合併消滅法人が合意により定めた日

第百七十条 執行役員が清算執行人となつたとき に、その本店の所在地において、清算執行人の選任があつたときは二週間以内 氏名及び住所を登記しなければならない。 は清算投資法人の解散の日から二週間以内に、 (清算執行人等の登記)

しなければならない。 店の所在地において、清算監督人の氏名を登記 人の選任があつたときは二週間以内に、その本 資法人の解散の日から二週間以内に、清算監督 監督役員が清算監督人となつたときは清算投 2

いて、必要な技術的読替えは、 人について、それぞれ準用する。この場合にお 分に限る。)の規定は清算執行人又は清算監督 ついて、会社法第九百十七条(第一号に係る部 第百六十七条第一項の規定は前二項の登記に 政令で定める。 ない。 書には、

(清算結了の登記)

第百七十一条 清算投資法人の清算が結了したと に規定する場合にあつては、同項の規定によるきは、第百五十九条第三項の承認(同条第四項 その本店の所在地において、清算結了の登記を 投資主総会の承認)があつた後二週間以内に、 なければならない。

(登記簿)

第百七十二条 登記所に、 投資法人登記簿を備え

(設立の登記の申請)

第百七十三条 第百六十六条第一項の登記の申請 次に掲げる書面を添付しなければならない。書には、法令に別段の定めがある場合を除き、

る書面 臣への届出が受理されたことを証する書面 設立時募集投資口の引受けの申込みを証す 第六十九条第一項の規定による内閣総理大

五. 明書第六十四条第一項の金銭の保管に関する証 報告を記載した書面及びその附属書類 第七十一条第十項において準用する会社法 設立時執行役員及び設立時監督役員の調査

Ŧi.

七 時会計監査人の選任に関する書面 設立時執行役員、設立時監督役員及び設立投資主名簿等管理人との契約を証する書面

ことを証する書面 行役員及び設立時監督役員が就任を承諾した この法律の規定により選任された設立時執 創立総会を招集したときは、その議事録

+ 設立時会計監査人についての次に掲げる

就任を承諾したことを証する書面

ロ に当該法人の主たる事務所がある場合を除証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内 法人であるときは、当該法人の登記事項

法人でないときは、第百二条第一項に規

の申請書に、同項第八号の議事録に代えて、当あつたものとみなされる場合には、前項の登記 ければならない。 八十二条第一項の規定により創立総会の決議が 該場合に該当することを証する書面を添付 第七十三条第四項において準用する会社法第 定する者であることを証する書面 しな

第百七十四条 吸収合併による変更の登記の申請 (合併の登記の申請)

次に掲げる書面を添付しなければなら

異議を述べた債権者があるときは、当該債権 ほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙十九条の四第三項の規定により公告を官報の(第百四十九条の九において準用する第百四 るおそれがないことを証する書面 又は当該吸収合併をしても当該債権者を害す ことを目的として相当の財産を信託したこと 者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供 これらの方法による公告)をしたこと並びに 又は電子公告によつてした場合にあつては、 十九条の四第二項の規定による公告及び催告 し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせる

が存在することを証する書面 きは、増加後の最低純資産額を超える純資産 吸収合併により最低純資産額を増加すると

法人の本店がある場合を除く。 し、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消 吸収合併消滅法人の登記事項証明書。ただ

があつたことを証する書面 第百四十九条の二第一項の規定による承認

t 三項の規定により公告を官報のほか時事に関四第二項の規定による公告及び催告(同条第 吸収合併消滅法人において第百四十九条の し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは債権者があるときは、当該債権者に対し弁済 によつてした場合にあつては、これらの方法する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告 合併をしても当該債権者を害するおそれがなして相当の財産を信託したこと又は当該吸収 当該債権者に弁済を受けさせることを目的と による公告)をしたこと並びに異議を述べた いことを証する書面

は新投資口予約権証券を発行していなかつたの規定による公告をしたことを証する書面又 しているときは、第八十八条の二十二第一項吸収合併消滅法人が新投資口予約権を発行 書面又は投資口の全部について投資証券を発 行していなかつたことを証する書面 項本文の規定による公告をしたことを証する

書には、次に掲げる書面を添付しなければなら第百七十五条 新設合併による設立の登記の申請 書には、

は、同項に規定する場合に該当することを証 第百四十九条の七第二項に規定する場合に

第百四十九条の九において準用する第百四

吸収合併消滅法人において第八十七条第一

ことを証する書面

新設合併契約書

号及び第十号に掲げる書面 第百七十三条第一項第六号、 第七号、 第九

とを証する書面 最低純資産額を超える純資産が存在するこ 新設合併消滅法人の登記事項証明書。

法人の本店がある場合を除く。 第百四十九条の十二第一項の規定による承 当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅

認があつたことを証する書面

七 新設合併消滅法人において第百四十九条 いことを証する書面 合併をしても当該債権者を害するおそれがな 当該債権者に弁済を受けさせることを目的と 債権者があるときは、当該債権者に対し弁済 による公告)をしたこと並びに異議を述べた する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告 三項の規定により公告を官報のほか時事に関 の十四において準用する第百四十九条の四第 項の規定による公告及び催告(第百四十九条 十四において準用する第百四十九条の四第二 して相当の財産を信託したこと又は当該新設 し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは によつてした場合にあつては、これらの方法

行していなかつたことを証する書面 書面又は投資口の全部について投資証券を発 項本文の規定による公告をしたことを証する 新設合併消滅法人において第八十七条第一

九 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行 は新投資口予約権証券を発行していなかつた の規定による公告をしたことを証する書面又 ことを証する書面 しているときは、第八十八条の二十二第一項

(清算執行人等に係る登記の申請)

第百七十六条 次の各号に掲げる登記の申請書に は、当該各号に定める書面を添付しなければな らない。

は清算監督人の登記の申請書 規約 員が清算監督人となつた場合の清算執行人又 執行役員が清算執行人となり、又は監督役

二 規約で定めた者が清算執行人又は清算監督 諾したことを証する書面 の登記の申請書 規約及びその者が就任を承 人となつた場合の清算執行人又は清算監督人

同法第六十四条中「株主名簿管理人」

するときは、

四 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算執者が就任を承諾したことを証する書面 者が就任を承諾したことを証する書面 その登記の申請書 その

五 清算執行人又は清算監督人の退任によるで行人又は清算監督人の選任の登記の申請書行人又は清算監督人の選任の登記の申請書の 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算が

(商業登記法の準用) 更の登記の申請書 退任を証する書面 五 清算執行人又は清算監督人の退任による変

第百七十七条 商業登記法第一条の三から第五条 第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第 とあるのは「及び」と、同法第四十六条第一項 及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項 るのは「投資法人法第百二条第一項」と、同法 項第三号中「同法第三百三十七条第一項」とあ 査人」とあるのは「会計監査人」と、同条第二 同条第二項及び第三項中「会計参与又は会計監 役)」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、 酬委員会の委員をいう。)、執行役又は代表執行 取締役、委員(指名委員会、監査委員会又は報 特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては 役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は 員会設置会社にあつては監査等委員である取締 監査役、代表取締役又は特別取締役(監査等委 員会」と、同法第五十四条第一項中「取締役、 総会、取締役会」とあるのは「投資主総会、役 と、同条第二項中「株主総会若しくは種類株主 とあるのは「執行役員若しくは清算執行人」 は「投資主全員」と、「取締役若しくは清算人」 中「株主全員若しくは種類株主全員」とあるの 二条」とあるのは「第二十四条」と、「並びに」 十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十 八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八 同法第十五条中「第二十四条、第五十一条第一 る登記について準用する。この場合において、 ら第百四十八条までの規定は、投資法人に関す 条から第百三十七条まで並びに第百三十九条か 十九条、第八十二条、第八十三条、第百三十二 条、第七十条、第七十一条、第七十五条、第七 項、第五十一条から第五十五条まで、第六十四 まで、第三十三条、第三十四条、第四十六条第 第十九条の三まで、第二十一条から第二十七条 まで、第七条から第十五条まで、第十七条から 一項及び第二項、第四十七条第一項及び第三 項」とあるのは「投資法人法第百八条第三 2

的読替えは、政令で定める。 条」と読み替えるものとするほか、必要な技術 と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは第百七十七条において準用する商業登記法(」 条第一項第一号」と、同法第七十五条中「会社 とあるのは「投資主名簿等管理人(投資法人法 七条において準用する商業登記法第百四十五 関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号) 記法(」とあるのは「投資信託及び投資法人に あるのは「投資法人法第百七十四条又は第百七 法第八十二条第三項中「第八十条又は前条」と 同項の規定による投資主総会の承認)」と、同 第百五十九条第三項」と、「承認」とあるのは 項第一号」とあるのは「投資法人法第百五十一 本金の額」とあるのは「最低純資産額」と、 とあるのは「その者」と、同法第七十条中「資 簿等管理人をいう。)」と、「定款及びその者」 第百六十六条第二項第八号に規定する投資主名 「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十 十五条」と、同法第百四十六条の二中「商業登 法第五百七条第三項」とあるのは「投資法人法 七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一 「投資法人法第百四十二条第二項」と、同法第 「会社法第四百四十九条第二項」とあるのは (同条第四項に規定する場合にあつては、

第十四節 雑則 第百七十八条から第百八十二条まで 削除

(内閣総理大臣が選任した検査役等の報酬) (内閣総理大臣が選任した検査役等の報酬) (内閣総理大臣がこの法律又はこの法律において準 2 閣総理大臣がこの法律又はこの法律において準 2 に人を選任した場合について準用する。 (内閣総理大臣による登記の嘱託) (内閣総理大臣による登記の嘱託) (内閣総理大臣による登記の嘱託)

第百八十四条 内閣総理大臣は、次の各号のいずない。

一 仮執行役員等を選任したとき。人又は清算監督人を解任したとき。一 第百五十三条第一項の規定により清算執行

由により投資法人が解散したとき。 第百四十三条第七号又は第八号に掲げる事

前項の規定により内閣総理大臣が登記を嘱託

場合において、

による公告をする場合について準用する。この

必要な技術的読替えは、

政令で

定める。

嘱託書に、当該登記の原因となる

(必ずを公より進月) 付しなければならない。 事由に係る処分を行つたことを証する書面を添

(民事訴訟法の準用)

第百八十六条の二 投資法人は、公告方法とし て、次に掲げる方法のいずれかを規約で定める

官報に掲載する方法

掲載する方法 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に

て同じ。)

「電子公告(公告方法のうち、電磁的方法をいう。) により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることがすべき内容である情報の提供を受けることがすべき内容である情報の提供を受けることがるものをとる方法をいう。) により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることが、電磁的方法で同じ。)

投資法人が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を規約で定める場合には、電子公告をすることができない場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項のことができない場合の公告方法として、同項のことができない場合の公告方法を公告方法を公告方法を公告方法を公告方法を公告方法を公告方法を公告ができる。

は、投資法人が電子公告によりこの法律の規定 ち方法は、同項第一号に掲げる方法とする。 告方法は、同項第一号に掲げる方法とする。 告方法は、同項第一号に掲げる方法とする。 第九百五十三条並びに第九百五十一条第二項、第二号を除く。) る 第一項の規定による定めがない投資法人の公 第一項の規定による定めがない投資法人の公

| 第一節 登録を添| 第二章 投資法人の業務

(圣銭)

(登録の申請) (登録の申請) (登録の申請) (登録の申請)

まで第十五号に掲げる事項並びに本店の所在 第六号から第十号まで、第十二号、第十三号 一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、 を内閣総理大臣に提出しなければならない。 を内閣総理大臣に提出しなければならない。

又は名称及び住所 執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名

『 資産運用会社の名称及び住所

委託契約の概要 愛託契約の概要

一 資産保管会社の名称及び住所

1 前項の登録申請書には、当該投資法人に係る
2 前項の登録申請書には、当該投資法人の

由を記載した書面の候補者と異なるときは、その旨及びその理第一項の規定により届け出た設立時執行役員二 前項第二号に掲げる執行役員が第六十九条

委託契約書の写し 資産運用会社と締結した資産の運用に係る

(を)を)を)を)といる。 その他内閣府令で定める書類

請があつたときは、次条第一項の規定により第百八十九条 内閣総理大臣は、前条の登録の(登録の実施)

登

二 登録年月日及び登録番号 前条第一項各号に掲げる事項

を投資法人登録簿に登録しなければならない。 録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項

た投資法人に通知しなければならない。たときは、遅滞なく、その旨を登録の申請をし2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をし

覧に供することにより個人の権利利益を害する 内閣総理大臣は、投資法人登録簿(公衆の縦

を除く。)を公衆の縦覧に供しなければならな おそれがあるものとして内閣府令で定める部分

- 記載が欠けているときは、その登録を拒否しな ちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の き、又は登録申請書若しくはその添付書類のう 投資法人が次の各号のいずれかに該当すると 登録の申請をした 2
- する行為を行おうとするとき。 不法の目的に基づいて第百九十三条に規定
- 立企画人が法人である場合においては、その 役員及び政令で定める使用人を含む。)とし に違反する行為を行つた者を設立企画人(設 ているとき。 申請の日前五年以内に第百九十七条の規定
- 三 第九十八条各号に該当する者を執行役員と としているとき。 し、又は第百条各号に該当する者を監督役員
- しているとき。 一条第三項各号に該当する者を会計監査人と 公認会計士及び監査法人以外の者又は第百 2
- 該当する金融商品取引業者に資産の運用を委 商品取引業者)以外の者又は第二百条各号に げる場合にあつては、当該各号に定める金融 金融商品取引業者(第百九十九条各号に掲 しているとき。
- 六 第二百八条第二項各号に該当する法人以外 の者を資産保管会社としているとき。
- ければならない。 その旨を登録の申請をした投資法人に通知しな 否したときは、遅滞なく、その理由を示して、 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒

(変更の届出)

- 第百九十一条 登録投資法人は、第百八十八条第 臣に届け出なければならない。 その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大 一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、
- 録簿に登録しなければならない。理したときは、届出があつた事項を投資法人登 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受
- 第百九十二条 登録投資法人が次の各号のいずれ を内閣総理大臣に届け出なければならない 定める者は、その日から三十日以内に、その旨 かに該当することとなつたときは、当該各号に (解散の届出等)

- 合併により消滅したとき。 その執行役員
- その破産管財人破産手続開始の決定により解散したとき。 第百四十三条第一号から第三号までに掲げ
- 登録投資法人が前項各号のいずれかに該当す る事由により解散したとき。 その清算執行
- は、 ることとなつたときは、第百八十七条の登録 その効力を失う。

第二節 業務 第一款 業務の範囲

(資産の運用の範囲)

第百九十三条 登録投資法人は、規約に定める資 産運用の対象及び方針に従い、特定資産につい て次に掲げる取引を行うことができる。

- 有価証券の貸借 有価証券の取得又は譲渡
- 不動産の取得又は譲渡
- 不動産の貸借
- 不動産の管理の委託
- 六 五 前各号に掲げるもののほか、 政令で定める
- 約に定める資産運用の対象及び方針に従い、特2 登録投資法人は、前項の規定によるほか、規 の他の取引を行うことができる。 定資産以外の資産についてその取得又は譲渡そ
- 第百九十四条 登録投資法人は、同一の法人の発 行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲 げる数を超えることとなる場合においては、 (資産の運用の制限) 取

法の準用等)

得してはならない。

定める率を乗じて得た数

当該株式に係る議決権の総数に内閣府令で

保有する当該株式に係る議決権の総数

- 2 産について、当該特定資産が所在する国の法令前項の規定は、登録投資法人が国外の特定資 発行する株式を取得するときは、適用しない。 らこれらの取引を行うことを目的とする法人の ないものとして政令で定める場合において、専 から第五号までに掲げる取引を行うことができ の規定その他の制限により、前条第一項第三号
- 第百九十五条 登録投資法人は、次に掲げる者と 条第一項第五号に掲げる取引その他登録投資法 められる行為として政令で定める行為を除く。 の間において第百九十三条に規定する行為 を行つてはならない 人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認 (同

- その執行役員又は監督役員
- 前二号に掲げるもののほか、政令で定
- (投資法人の発行する投資証券等の募集等)
- 第百九十六条 投資法人の執行役員は、当該投資 券の私募をいう。)その他政令で定める行為を 融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券 の募集をいう。)、私募(同項に規定する有価証 法人の発行する投資証券等の募集等(募集(金 いう。以下同じ。)に係る事務を行つてはなら
- 2 る事務を受託した一般事務受託者である場合に 者の募集又は新投資口予約権無償割当てに関す 為を行う業務は、同法第二十八条第二項に規定 資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行 資産運用会社が行う当該投資法人の発行する投 おける金融商品取引法の適用については、当該 行する投資口若しくは投資法人債を引き受ける する第二種金融商品取引業とみなす。 投資法人の資産運用会社が当該投資法人の発
- 3 おける前二項、次条及び第二百十九条の規定の 適用については、当該投資証券に表示されるべ は第八十六条第一項の規定に基づく規約の定め き投資口は投資証券とみなす。 により投資法人が投資証券を発行しない場合に (投資証券の募集等に当たつての金融商品取引 第八十五条第三項において準用する会社法第 一百十七条第一項から第五項までの規定若しく
- 第百九十七条 次の各号に掲げる規定は設立企画 場合において、必要な技術的読替えは、 等」という。) について、金融商品取引法第三 含む。以下この条において「特定設立企画人 である場合においては、その役員及び使用人を 集等を行う場合におけるその設立企画人(法人 定める。 十九条第二項及び第五項の規定は特定設立企画 人等の顧客について、それぞれ準用する。この 人が設立中の投資法人の発行する投資証券の募 政令で
- 号を除く。) 並びに第四十五条 (第三号及び 項、第四十条、第四十四条の三第一項(第三 く。)、第三十九条第一項、第三項及び第七 の四、第三十八条(第七号及び第八号を除 び第六号を除く。)及び第二項、第三十七条 を除く。)、第三十七条の三第一項(第二号及 第四号を除く。) 金融商品取引法第三十七条(第一項第二号

- 一 金融サービスの提供及び利用環境の整備等 に関する法律第二条第一項
- 業務の委託
- (資産運用会社への資産の運用に係る業務の委
- 第百九十八条 登録投資法人は、資産運用会社に その資産の運用に係る業務の委託をしなけ ならない。 前項の委託に係る契約(第六十七条第一項第
- 締結するものを除く。)は、投資主総会の承認 十四号に規定する資産運用会社となるべき者と (資産運用会社) を得なければ、その効力を生じない。
- 第百九十九条 資産運用会社は、金融商品取引業 号に定める金融商品取引業者)でなければなら 者(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各
- 条第一項の免許を受けている金融商品取引 動産が含まれる場合 宅地建物取引業法第三 登録投資法人が投資の対象とする資産に不
- 一 登録投資法人が主として不動産に対する投 地建物取引業法第五十条の二第一項の認可 受けている金融商品取引業者 資として運用することを目的とする場合 宅
- 託の禁止) 三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める (利害関係を有する金融商品取引業者等への委 政令で定める金融商品取引業者
- 第二百条 登録投資法人は、次の各号のいずれ 用に係る業務を委託してはならない。 に該当する金融商品取引業者に、その資産の
- 役員等としたことのある金融商品取引業者 う。) としている金融商品取引業者又はその 用人(以下この号において「役員等」とい 的な報酬を与えている金融商品取引業者 若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使 当該登録投資法人の監督役員に対して継続 当該登録投資法人の監督役員を、その役員
- (特定資産の価格等の調査)

三 前二号に掲げるもののほか、当該登録投資

法人の監督役員と利害関係を有する金融商品

取引業者として内閣府令で定めるもの

第二百一条 資産運用会社は、 又はこれらに関する権利若しくは資産であつて 投資法人について特定資産 政令で定めるものに限る。) (土地若しくは建物 の取得又は譲渡が 資産の運用を行う

の内閣府令で定める行為が行われたときは、当産(指定資産を除く。)の取得又は譲渡その他 て当該調査を行わせている場合は、この限りで なければならない。ただし、当該行為に先立つ 格その他内閣府令で定める事項の調査を行わせ であつて政令で定めるものに当該特定資産の価 該投資法人、その資産運用会社(その利害関係 について前項に規定する特定資産以外の特定資 評価を行わせている場合は、この限りでない。 ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定 同じ。)でないものに行わせなければならない。 項、次条第一項及び第二百三条第二項において 係を有する者として政令で定める者をいう。次 いることその他の当該資産運用会社と密接な関 運用会社の総株主の議決権の過半数を保有して 不動産鑑定士であつて利害関係人等(当該資産 行われたときは、内閣府令で定めるところによ 人等を含む。)及びその資産保管会社以外の者 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人 当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、

(利害関係人等との取引の制限)

第二百一条の二 資産運用会社が登録投資法人の 産運用会社の利害関係人等との第百九十三条第 ればならない。 あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なけ れることとなるときは、当該資産運用会社は、 として内閣府令で定めるものを除く。)が行わ 登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なもの 行う場合において、当該登録投資法人と当該資 委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を 項第一号から第四号までに掲げる取引(当該 2

役員会の承認を受けなければならない。 (投資法人から委託された権限の再委託等) 執行役員は、前項の同意を与えるためには

第二百二条 資産運用会社は、投資法人の委託を 限の全部を他の者に対し、再委託してはならな 該投資法人から委託された資産の運用に係る権 受けてその資産の運用を行う場合において、当

2 資産運用会社が投資法人から委託された資産 の運用に係る権限の一部を再委託した場合にお 中「資産運用会社」とあるのは、「資産運用会 ける第二百一条の規定の適用については、同条 の一部の再委託を受けた者を含む。)」とす (当該資産運用会社から資産の運用に係る権

(契約を締結している投資法人等に対する書面 の交付)

第二百三条 資産運用会社は、その資産の運用を げる事項を明らかにする書面を交付しなければ 行う投資法人に対し、三月に一回以上、次に掲 ならない。

あるときは、その売買の別その他の内閣府令 ち当該投資法人の資産の運用を行つたものと 価証券の売買その他の政令で定める取引のう で定める事項 前号の場合において、取引を行つた事実が 当該資産運用会社が自己の計算で行つた有 一の銘柄について取引を行つた事実の有無

動産の売買その他の政令で定める取引の有無 に不動産が含まれる場合に限る。) (当該投資法人が投資の対象とする特定資産 当該資産運用会社が自己の計算で行つた不 3

兀 あるときは、その売買の別その他の内閣府令 で定める事項 前号の場合において、取引を行つた事実が

Ŧī. 前各号に掲げるもののほか、政令で定める

者に交付しなければならない。 対象とするものに限る。) その他政令で定める るところにより、当該取引に係る事項を記載し 運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他 と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の 投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の た書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の 定める取引が行われたときは、内閣府令で定め この項において同じ。)の売買その他の政令で 定資産及び内閣府令で定めるものを除く。以下 の政令で定める者との間における特定資産(指 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人 2

3 る者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法 書面の交付について準用する。この場合におい 人」と読み替えるものとする。 て、同条第二項中「受益証券を取得しようとす 第五条第二項の規定は、第一項の規定による

4 る者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法 書面の交付について準用する。この場合におい る。) その他政令で定める者」と読み替えるも 資産と同種の資産を投資の対象とするものに限 のとする。 人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定 て、同条第二項中「受益証券を取得しようとす 第五条第二項の規定は、第二項の規定による 2

(資産運用会社の責任)

第二百四条 資産運用会社(当該資産運用会社か 資法人に対し連帯して損害を賠償する責任を負じさせたときは、その資産運用会社は、当該投 た者を含む。以下この条において同じ。)がそ ら資産の運用に係る権限の一部の再委託を受け の任務を怠つたことにより投資法人に損害を生

2 資産運用会社が投資法人又は第三者に生じた 務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とす 役員、監督役員、一般事務受託者又は会計監査 損害を賠償する責任を負う場合において、執行 の資産運用会社、執行役員、監督役員、一般事 人も当該損害を賠償する責任を負うときは、そ

節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の第一項の責任について、同法第七編第二章第二 要な技術的読替えは、政令で定める。 て、それぞれ準用する。この場合において、必定は資産運用会社の責任を追及する訴えについ十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規 第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五 項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から 用会社について、同法第四百二十四条の規定は (資産運用会社による資産の運用に係る委託契 十一条第一項第一号及び第二項並びに第八百五 て、それぞれ準用する。この場合において、 会社法第四百二十九条第一項の規定は資産運 (第八百四十七条第二項、第八百四十七条の 第八百四十七条の三、第八百四十九条第二 2

第二百五条 資産運用会社は、登録投資法人の同 資産の運用に係る委託契約を解約することがで 意を得なければ、当該登録投資法人と締結した 約の解約

きない。

総理大臣の許可を得たときは、この限りでなだし、やむを得ない事由がある場合として内閣 投資主総会の承認を受けなければならない。た 執行役員は、前項の同意を与えるためには、

(投資法人による資産の運用に係る委託契約の

第二百六条 登録投資法人は、投資主総会の決議 するときは、前項の規定にかかわらず、役員会 運用に係る委託契約を解約することができなを経なければ、資産運用会社と締結した資産の 登録投資法人は、次の各号のいずれかに該当

は職務を怠つたとき 資産運用会社が職務上の義務に違反し、

又

大な事由があるとき る業務を引き続き委託することに堪えない 5 養务を引き続き委託することに堪えない重前号に掲げる場合のほか、資産の運用に係

第二百七条 号のいずれかに該当するときは、当該資産運用 会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解 約しなければならない。 投資法人は、資産運用会社が次の各

二 第二百条各号のいずれかに該当することと 商品取引業者)でなくなつたとき。 げる場合にあつては、当該各号に定める金融 金融商品取引業者(第百九十九条各号に掲

なつたとき。

解散したとき。

委託をしなければならない。 承継すべき資産運用会社を定めて、 きは、執行役員は、当該全部又は一部の業務を 一部を行う資産運用会社が欠けることとなると 投資法人の資産の運用に係る業務の全部又は 当該業務の

その効力を失う。 けられないときは、当該契約は将来に向かつて ばならない。この場合において、当該承認を受 は、資産運用会社と締結した委託契約につい て、遅滞なく、投資主総会の承認を求めなけ 前項の委託をした場合においては、執行役員

(資産保管会社への資産の保管に係る業務の委

第二百八条 登録投資法人は、資産保管会社にそ の資産の保管に係る業務を委託しなければなら

法人を除く。)でなければならない。 務を委託する場合にあつては、第二号に掲げる 閣府令で定める資産以外の資産の保管に係る業 する法人(登録投資法人が有価証券その他の内 資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当

信託会社等

定する有価証券等管理業務を行う者に限る。) 融商品取引業者(同法第二十八条第五項に規 金融商品取引法第二条第九項に規定する金 前二号に掲げるもののほか、登録投資法人

(資産保管会社の義務) なものとして内閣府令で定める法人

の資産の保管に係る業務の委託先として適当

第二百九条 資産保管会社は、投資法人のため忠 実にその業務を遂行しなければならない。

用に係る委託契約を解約することができる。

決議により資産運用会社と締結した資産の運

(資産の分別保管) 理者の注意をもつてその業務を遂行しなければ理者の注意をもつてその業務を遂行しなければ

第二百九条の二 資産保管会社の責任) で内閣府令で定める方法により、自己の固有財産を、確実に、かつ、整然と保管する方法とし産を、確実に、かつ、整然と保管する方法とし第二百九条の二 資産保管会社は、投資法人の資

3

2 資産保管会社が投資去人こ主ごと員事を音賞とにより投資法人に損害を生じさせたときは、とにより投資法人に損害を生じさせたときは、して損害を賠償する責任を負う。

2 資産保管会社が投資法人に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人及は資産運用会社も当該損害を賠償する責任を負うときれ、その資産保管会社、執行役員、監督で最高を設定して、執行役員、監督に、連帯債務者とする。

第三節 監督

(業務に関する帳簿書類)

第二百十二条 登録投資法人は、営業期間(当該 5第二百十二条 登録投資法人は、営業期間(当該 5を作成し、毎営業期間経過後三月以内に、これに、内閣府令で定める様式により、営業報告書に、内閣府令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(営業報告書の提出)

第二百十三条 内閣総理大臣は、この法律の施行 第二百十三条 内閣総理大臣は、この法律の施行 に必要な限度において「設立企画人等」という (以下この項において「設立企画人等」という に対し、当該設立中の投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該設立中の投資法人の設立企画人等の営業所若しくは事務所に立ちたり、当該設立中の投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告者しくは事務所に立ちた。

内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人の資産保管会社若しくは 一般事務受託者又はこれらの者であつた者(以下この項及び第五項において「資産保管会社 等」という。)に対し、当該投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資法人に係る業 り、当該投資法人に係る業 り、当該投資法人に係る業 の他の物件を検査させ、若しくは関係者に関 している。といできる。

内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資法人の執行役員等の事務所に立ち入り、当該投資法人の執行役員等の事務所に立ち入り、当該投資法人に係る業務だ関し参考となるべき報告若しくは監督役員出を命じ、又は当該職員に当該投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは監督役員若しくは監督役員者しくは監督役員若しくは監督役員者しくは関係者に質問させることができせ、若しくは関係者に質問させることができせ、若しくは関係者に質問させることができせ、若しくは関係者に質問させることができませい。

ることができる。 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限し参考となるべき報告又は資料の提出を命ず度において、投資法人、当該投資法人に係る業務に関して保管会社等と当該投資法人又は当該投資法人の資産度において、投資法人又は当該投資法人の資産

て準用する。 ・第二十二条第二項及び第三項の規定は、第一

(業務改善命令)

とるべきことを命ずることができる。 とるべきことを命ずることができる。 とるべきことを命ずることができる。 とるべきことを命ずることができる。 とるべきことを命ずることができる。

(通告等)

に通知しなければならない。

第二百十五条 登録投資法人は、その純資産の額第二百十五条 登録投資法人は、その純資産の額第二百十五条 登録投資法人は、その純資産の額

2 内閣総理大臣は、登録投資法人の純資産の額 2 内閣総理大臣は、登録投資法人の純資産額以上に回復しない場合には登録を取り消す旨の通告を発しなければならは登録を取り消す旨の通告を発しない場合に対して、一定の期間内にその純資産の額 2 内閣総理大臣は、登録投資法人の純資産の額

3 前項の期間は、三月を下回ることができな

(登録の取消し)

第二百十六条 内閣総理大臣は、登録投資法人が 次の各号のいずれかに該当することとなつた 十七条の登録を取り消すことができる。 一 第百九十条第一項第一号又は第三号から第 一 第一大条 内閣総理大臣は、登録投資法人が

法人の第百八十七条の登録を取り消さなければ産額以上に回復しない場合には、当該登録投資せられた登録投資法人の純資産の額が最低純資にもかかわらず、同項の期間内に当該通告が発にもかかわらず、同項の期間内に当該通告が発にもかかわらず、同項の期間内に当該通告が発にもかかわらず、同項の期間内に当該通告が発にもが入い。

(登録の抹消) ならない。

二項の規定により第百八十七条の登録がその効第二百十七条 内閣総理大臣は、第百九十二条第

抹消しなければならない。十七条の登録を取り消したときは、当該登録を力を失つたとき、又は前条の規定により第百八

(監督処分の公告)

第二百十八条 内閣総理大臣は、第二百十八条の規定による第百八十七条の登録の取消しの処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、そのときは、内閣府令で定めるところにより、その規定に

命令)
(投資証券等の募集の取扱い等の禁止又は停止

第二百十九条 裁判所は、投資証券等の募集の取第二百十九条 裁判所は、投資証券等の募集の取り、 という。)に対し、 下この条において「行為者」という。)に対し、 下この条において「行為者」という。)に対し、 その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

さ。 当該投資証券等を発行する投資法人の資産 出該投資証券等を発行する投資法の 人間に投資 の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資の運用が著しく適正を欠き、かつ

前項の規定による裁判について準用する。2 第二十六条第二項から第六項までの規定は、2

(外国投資法人の届出) 第三章 外国投資法人

第二百二十条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、当該外国投資法人の発行する投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券(以下この条及び第二百二十三券に類する証券(以下この条及び第二百二十三券に類する証券(以下この条及び第二百二十三券の投い等(その内容等を勘案し、投資者の保でをとずることがないと認められる場合においては、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該外国投資法人の発行するでめるところにより、当該外国投資法人の発行するであるところにより、当該外国投資法人又はその設立企画人第二百二十条 外国投資法人又はその設立企画人

織及び役員に関する事項 商号及び住所

計算及び利益の分配に関する事項資産の管理及び運用に関する事項

前各号に掲げるもののほか、 外国投資証券の払戻し又は買戻しに関する外国投資証券が表示する権利に関する事項 内閣府令で定

令で定める書類を添付しなければならない。 人の規約又はこれに相当する書類その他内閣府 (外国投資法人の変更の届出) 前項の規定による届出には、当該外国投資法

定による届出がされたものに限る。次条におい第二百二十一条 外国投資法人(前条第一項の規 の内容を内閣総理大臣に届け出なければならな ようとするときは、あらかじめ、その旨及びそ て同じ。)は、同項各号に掲げる事項を変更し

前条第二項の規定は、 前項の場合について準

(外国投資法人の解散の届出)

第二百二十二条 外国投資法人が破産手続開始の の旨を内閣総理大臣に届け出なければならな らの者に相当する義務を負う者は速やかに、そ たときは、破産管財人若しくは清算人又はこれ 決定その他内閣府令で定める事由により解散し 条の

る不動産その他の政令で定める資産を

(第三十五条第一項第十五号イに規定す

||条 第号

項

+

Ŧi.

いう。以下この号において同じ。)に対

第

締結し、当該契約に基づき、不動産等

一条第八項第十二号イに掲げる契約を

の旨を内閣総理大臣に届け出なければならな (外国投資証券の募集の取扱い等の禁止又は停 か、解散しようとするときは、あらかじめ、その外国投資法人は、前項に定める場合を除くほ 解散しようとするときは、あらかじめ、

ることができる。 する者に対し、その行為の禁止又は停止を命ず てにより、その行為を現に行い、又は行おうと 要があると認めるときは、内閣総理大臣の申立 外国投資法人の資産の運用が著しく適正を欠 の取扱い等につき当該外国投資証券を発行する て、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必 かつ、現に投資者の利益が著しく害されて 又は害されることが明白である場合にお 裁判所は、外国投資証券の募集 三条 第 の な し 第二 項 九

おいて、内閣総理大臣は、

務を含む。)

3 金融商品取引法第百八十七条及び第百九十一 E項の規定による裁判について準用する。 第二十六条第二項から第六項までの規定は 一項の規定による申立てについ

る国土交通大臣その他の政令で定める

政機関の長の意見を聴くものとする

五項 条第ら

第二百二十三条の二 内閣総理大臣は、この法律 四第品 条

0)

商

|用行為を行おうとする場合にあつては

金融商品取引業(業として特定投資運

当該特定投資運用行為を行う業務を含

土交通大臣その他の政令で定める行政を勘案して関係があると認められる国うかにつき、当該業務の内容及び方法

機関の長の意見を聴くものとする

足りる人的構成を有する者であるかど |用行為を行う業務を適確に遂行するに あらかじめ、その者が当該特定投資

この場合において、内閣総理大臣は、 ') に限り、承認しないことができる'

更することができる。 要な最小限度のものでなければならない。 の規定による承認に条件を付し、及びこれを変 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必 第一 号ホ

2

第二百二十三条の三 金融商品取引業者又は金融 動産等(金融商品取引法第三十五条第一項第十 げる字句とする。 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 は、 する場合における同法の規定の適用について 型投資信託の信託財産の運用の指図を行おうと 資産をいう。)に対する投資として委託者指図 商品取引業者となろうとする者が、業として不 五号イに規定する不動産その他の政令で定める し、又は登録投資法人の資産の運用を行おうと (金融商品取引法等の適用に関する特例) 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の

|業務(業として特定投資運用行為 五項係 条第に 第三 |その者が当該特定投資運用行為を行う 見を聴くものとする」とあるのは の他の政令で定める行政機関の長の意 係があると認められる国土交通大臣そ 当該業務の内容及び方法を勘案して関 成を有する者であるかどうかにつき、 業務を適確に遂行するに足りる人的構 為を行おうとするときは、あらかじめ うとする者が業として特定投資運用行 理大臣は、第二十九条の登録を受け ならない。この場合において、 変更に係る事項」と、 「登録しなけれ 内閣

|特定投資運用行為を行う業務並びに第 録しなければならない

以下同じ。)を行おうとする場合にあつ の他の財産の運用を行うことをいう。 利を有する者から拠出を受けた金銭そ る投資信託の受益証券に表示される権 資として第二条第一項第十号に規定す 用を行うこと又は不動産等に対する投 する投資として金銭その他の財産の運 (は、当該特定投資運用行為を行う業 号 第六五 条 第第 第三前 号 <u>項</u>十 特定投資運用行為及び前項第十五号

方法を勘案して関係があると認められ かどうかにつき、当該業務の内容及び |るに足りる人的構成を有する者である 資運用行為を行う業務を適確に遂行す は、あらかじめ、その者が当該特定投 特定投資運用行為を行おうとするとき の登録を受けようとする者が業として **|登録しなければならない。この場合に** 第二十九条 四項 第三認 条 第二 <u>第</u>こ |第二十九条の登録を受けようとする者 |認められるとき(業として特定投資運 |の記載がある場合であつて、当該者が |が業として特定投資運用行為を行う旨 きこの項の承認を受けたものとみなす 当該特定投資運用行為を行う業務につ 当該登録を受けたときは、当該者は、 第二十九条の二第二項第二号の書類に 行うことができる。 この場合において

2 認を受けた場合に限る。)における同法の規定 為を行うことにつき同法第三十五条第四項の 場合にあつては、業として当該特定投資運用行 み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第の運用の指図を行う場合(前項の規定により読る投資として委託者指図型投資信託の信託財産 デリバティブ取引に係る権利以外の資産に対す の適用については、 八項第十四号に掲げる行為に該当するものとみ 一項第二号に規定する特定投資運用行為を行う 投資信託委託会社が、業として有価証券又 当該指図は、同法第二条第 承

のに限る。)に該当するものとみなす。 当該運用は、同法第二条第八項第十二号に掲げ 法第三十五条第四項の承認を受けた場合に る行為(同号イに掲げる契約に基づいて行うも る。) における同法の規定の適用については、 取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する 資として登録投資法人の資産の運用を行う場合 特定投資運用行為を行う場合にあつては、 して当該特定投資運用行為を行うことにつき同 (第一項の規定により読み替えられた金融商 業と

適用については、金融商品取引業者とみなす。 条の七第一項並びに第七十九条の十一の規定の る業務を行う範囲において、金融商品取引法第 六十七条の二第一項及び第二項、第六十八条第 一項の免許を受けたものに限る。)が委託者非 信託会社等は、委託者非指図型投資信託に係 項及び第二項、第七十八条第一項、第七十九 (信託業法第三条又は第五十三条第

3 バティブ取引に係る権利以外の資産に対する投 資産運用会社が、業として有価証券又はデリ

|成を有しないと認められるときを含む| |業務を適確に遂行するに足りる人的構 用行為を行うことについての承認にあ つては、当該特定投資運用行為を行う

投資信託の信託財産の運用を行う業務」」とす 行う投資運用業」とあるのは「委託者非指図型 を行うことを内容とした助言を行い、又はその 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引 中「投資助言業務に関して取引の方針、取引の 委託者非指図型投資信託契約」と、同項第三号 法人に関する法律第四十七条第一項に規定する に関する契約」とあるのは「投資信託及び投資 一項第二号中「第二条第八項各号に掲げる行為 めに帰すべき事故」と、同法第四十四条の三第 に帰すべき事故」」とあるのは「「信託会社の責 四十二条の二第六号中」と、「「信託会社の責め 第五項中」とあるのは「同条第五項及び同法第 及び第四十三条の六第一項の規定」と、「同条 三十四条の規定」とあるのは「同法第三十四条 条の三第一項の規定を除く。)中」と、「同法第 行う業務について、それぞれ準用する」と、 る委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を び投資法人に関する法律第二条第二項に規定す る罰則を含む。) は信託会社が行う投資信託及 与する行為の制限)の規定(これらの規定に係 十四条の三第一項(親法人等又は子法人等が関 四十二条の二(禁止行為)、第四十三条の六 会社」と、「準用する」とあるのは「、同法第 十四条の二中「、信託会社」とあるのは「信託 おける同法の規定の適用については、同法第二 指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合に 「これらの規定中」とあるのは「これらの規定 (金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四 (暗号等資産関連業務に関する特則)及び第四 2

。」とあるのは「、金融商品取引法第四十二条 融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定 。)中」と、「金融商品取引法第三十四条」とあ 「これらの規定中」とあるのは「これらの規定 を行う業務について、それぞれ準用する。」と、 する委託者非指図型投資信託の信託財産の運用 及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定 係る罰則を含む。)は金融機関が行う投資信託 項(第二号を除く。)の規定(これらの規定に の二、第四十三条の六及び第四十四条の三第二 機関」とあるのは「金融機関」と、「準用する の適用については、 資信託の信託財産の運用を行う場合における金 (金融商品取引法第四十二条の二の規定を除く 信託業務を営む金融機関が委託者非指図型投 「同法第三十四条及び第四十三条の六第 同法第二条の二中「、金融

用を行う業務」」とする。 助言を行い、又はその行う投資運用業」とある 照らして不必要な取引を行うことを内容とした 四条の三第二項第三号中「投資助言業務に関し う。)の責めに帰すべき事故」」とあるのは「 のは「委託者非指図型投資信託の信託財産の運 う。) の責めに帰すべき事故」と、同法第四十 する法律第一条第一項に規定する金融機関をい する法律第一条第一項に規定する金融機関をい 第五項及び同法第四十二条の二第六号中」と、 て取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に 「「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関 「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関 一項」と、「同条第五項中」とあるのは「同条

る場合における技術的読替えその他必要な事項 信託業務の兼営等に関する法律の規定を適用す より金融商品取引法、信託業法及び金融機関の は、政令で定める。 前各項に掲げるもののほか、この条の規定に

(財務大臣への資料提出等)

第二百二十四条 財務大臣は、その所掌に係る金 じ。) 又は投資法人(外国投資法人を含む。次 信託(外国投資信託を含む。次項において同 融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、投資 めることができる。 理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求 をするため必要があると認めるときは、内閣総 項において同じ。)に係る制度の企画又は立案

度及び金融危機管理に関し、投資信託又は投資 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制 用会社、資産保管会社その他の関係者に対し、 おいて、投資信託委託会社、受託会社、資産運 必要があると認めるときは、その必要の限度に 資料の提出、 法人に係る制度の企画又は立案をするため特に できる。 説明その他の協力を求めることが

(協議等)

第二百二十四条の二 この法律の規定又は第二百 信託業務の兼営等に関する法律の規定により、 金融商品取引法、信託業法若しくは金融機関の 行う場合又は内閣総理大臣に対し届出(政令で その他の処分(政令で定めるものに限る。)を 限る。)を定め、若しくは内閣総理大臣が命令 内閣総理大臣が内閣府令(政令で定めるものに 不動産その他の政令で定める特定資産に関し、 二十三条の三の規定により読み替えて適用する 定めるものに限る。)若しくは登録の申請があ

> の手続については、政令で定める。 政機関の長との協議、これに対する通知その他 つた場合における国土交通大臣その他の関係行 (権限の委任等)

第二百二十五条 内閣総理大臣は、この法律によ る権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁 長官に委任する。

2 金融庁長官は、 自ら行うことを妨げない。 保に係る規定として政令で定める規定に関する もの(投資証券の募集等に係る取引の公正の確 権限のうち、第二百十三条第一項の規定による 又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が 「委員会」という。)に委任する。ただし、報告 ものに限る。)を証券取引等監視委員会(以下 前項の規定により委任された

3 委任することができる。 うち、第二十二条第一項及び第二百十三条第一 定により委員会に委任されたものを除く。)の 項から第五項までの規定によるものを委員会に 第一項の規定により委任された権限(前項の規 金融庁長官は、政令で定めるところにより、

4 た権限(前二項の規定により委員会に委任され 員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らそ たものを除く。)のうち、次に掲げるものを委 の権限を行うことを妨げない。 金融庁長官は、第一項の規定により委任され

第一項の規定による権限 いて準用する場合を含む。)、第六十条第一

八十七条の規定による権限 第三項において準用する金融商品取引法第百 いて準用する場合を含む。)、第六十条第三 第二百十九条第三項及び第二百二十三条

委員会は、前二項の規定により委任された権

6 ものを除く。) の一部を財務局長又は財務支局 ら第四項までの規定により委員会に委任された 第一項の規定により委任された権限(第二項か 長に委任することができる。 委員会は、政令で定めるところにより、 金融庁長官は、政令で定めるところにより、

7 とができる の一部を財務局長又は財務支局長に委任するこ 項から第四項までの規定により委任された権限

8

第二百二十五条の二 委員会が前条第二項又は第

第二十六条第一項(第五十四条第一項にお

第二百十九条第一項及び第二百二十三条

第二十六条第七項(第五十四条第一項にお

5 いて金融庁長官に報告するものとする。 限を行使したときは、速やかに、その結果につ

第二

委任された権限に係る事務に関しては、委員会 が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。 (委員会の命令に対する審査請求) 前項の規定により財務局長又は財務支局長に

第二百二十六条 この法律の実施のための手続そ 求は、委員会に対してのみ行うことができる。 支局長が行う場合を含む。)についての審査請 令(同条第七項の規定により財務局長又は財務 三項の規定により行う報告又は資料の提出の命 (実施規定)

の他その執行について必要な事項は、内閣府令 で定める。

(経過措置)

第二百二十七条 この法律の規定に基づき命令を 判断される範囲内において、所要の経過措置 令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と 制定し、又は改廃する場合においては、その命 ができる。 (罰則に関する経過措置を含む。) を定めること

第五編 罰則

第二百二十八条 次に掲げる者が、自己若しくは 法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下 る目的で、その任務に背く行為をし、 第三者の利益を図り又は投資法人に損害を加え これを併科する。 の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、 当該投資 又は

投資法人の設立企画人

二 投資法人の設立時執行役員又は設立時監督

投資法人の執行役員又は監督役員

を代行する者 れた投資法人の執行役員又は監督役員の職務 五十六条に規定する仮処分命令により選任さ 民事保全法 (平成元年法律第九十一号) 第

五 第百八条第二項の規定により選任された投 資法人の一時役員の職務を行うべき者

投資法人の検査役 一般事務受託者

2

を図り又は清算投資法人に損害を加える目的 人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様で、その任務に背く行為をし、当該清算投資法 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益

清算投資法人の清算執行人又は清算監督人

- 三 角質豆十三条角二頁とおいて進用する角質人又は清算監督人の職務を代行する者合により選任された清算投資法人の清算執行二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命
- を行うべき者 というでき者 で行うべき者 単位 はいい 単門 はいい は 単型 が 大人の一時清算執行人又は清算監督人の職務 は 人の一時清算執行人又は清算監督人の職務 に 第百五十三条第二項において準用する第百
- 、 青星を長さ、)引きでは、(あずべつ)であっ。第二百四十九条において同じ。) う。第二百四十九条において同じ。) という。第二百四十九条において準用する会社法第五百二十七条四項において準用する会社法第五百二十四条第一
- 二百四十九条において同じ。)

 「一百四十九条において同じ。)

 「「一百四十九条において同じ。)

 「一百四十九条において同じ。)

 「一百四十九条において同じ。)

 「一百四十九条において同じ。)
- 前二項の罪の未遂は、罰する。
- 第二百二十八条の二 投資法人の代表投資法人債権者 (第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十九条の十第二百四十九条において同じ。) 又は決議執行者 (第百三十九条の十三条第一項第二号及び第二百四十九条において同じ。) が、自己若しくは第三百四十九条において三条第一項第二号及び第二百四十九条において三条第一項第二号及び第二百四十九条において三条第一項第二号及び第二百四十九条において三条第一項第二号及び第二百四十九条において三条第一項第二号及び第二百四十九条において三条第一項第二号及び第二百四十九条において日じ。) が、自己若しくは第三十十二条第二項に規定する決議執行者をいう。第二百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。第二百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。第二百三十七条第二項に規定する。
- 4 前項の罪の未遂は、罰する。
- 第二百二十九条 投資法人の設立企画人が、第六年七条第一項(第十七号及び第十八号に係る部分に限る。)の規定に違反して、規約に記載し、第一七条第一項(第十七号及び第十八号に係る部とさは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下ときは、五年以下の懲役者しくは五百万円以下とは、第二百二十九条 投資法人の設立企画人が、第六第二百二十九条 投資法人の設立企画人が、第六第二百二十九条 投資法人の設立企画人が、第六第二百二十九条 投資法人の設立企画人が、第六
- 会社法第六十三条第一項の規定による払込みにげる者が、第七十一条第十項において準用する 第2 第二百二十八条第一項第一号又は第二号に掲

- る。 又は事実を隠ぺいしたときも、前項と同様とす ついて、創立総会に対し、虚偽の申述を行い、
- 場合にも、第一項と同様とする。に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当する第二百二十八条第一項第三号から第六号まで

3

- さ。

 「四人の名義をもつてするかを問わず、投資を入の計算において不正にその投資口を取得法人の計算において不正にその投資口を取得法人の計算においてするかを問わず、投資
- まったとき。 世報の分配をしたとき。 大、執行役員、監督役員若しくは保管に係る費料その他の資産の運用若しくは保管に係る費料をの他の資産の運用者しくは保管に係る費料をの他の資産の運用報酬、資産保管手数の報酬若しくは資産運用報酬、資産保管手数の分配をしたとき。
- 2 投資口、新投資口予約権又は投資法人債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であるものでて重要な事項について虚偽の記録的記録であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものをその売出しの事務の用に供したとのあるものをその売出しの事務の用に供したとのあるものをその売出しに関する文書であのあるものをその売出しに関する文書であるも、前項と同様とする。
- 第二百三十一条 第二百二十八条第一項第一号かた者も、同様とする。
- 行することができる投資口の総口数を超えて投第二百三十二条 次に掲げる者が、投資法人が発

- と近たへ)などと可く 百万円以下の罰金に処する。い、 資口を発行したときは、五年以下の懲役又は五い、
- 投資法人の設立作地庁と
- 投資法人の設立時執行役員
- 算執行人 投資法人の執行役員又は清算投資法人の清
- る皆清算投資法人の清算執行人の職務を代行す清算投資法人の清算執行人の執行役員又は令により選任された投資法人の執行役員又は1、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命
- 第二百三十三条 次に掲げる者が、その職務に関ま二百三十三条 次に掲げる者が、その職務に関第二百三十三条 次に掲げる者が、その職務に関
- 一 投資法人の代表投資法人債権者又は決議執に掲げる者第二百二十八条第一項各号又は第二項各号

- 項、第三百四条、第三百五条第一項本文若ししくは第百二十八条の三第一項、第八十四条 第一項において準用する同法第二百年条、6第一項において準用する司法第二百年入、6第一項において準用する会社法第二百十条、6

- 行使

 「技術三百六条第一項若しくは第百九条第五年しくは第三項に規定する債権者の権利の行使又は第百六十四条第四項度権者の権利の行使又は第百六十四条第四項情権者の権利の行使、第百六十四条第二項若担ぐは同条第四項において準用する同法第五日、第百六十四条第二項若担ぐは第三百六条第一項若しくは第百九条第五十三条の三第二項において項若しくは第三百六条第一項若しくは第百九条第五くは第三百六条第一項若しくは第百九条第五
- 主又は債権者がするものに限る。) 社法に規定する訴えの提起(投資法人の投資四 この法律又はこの法律において準用する会
- 五 この法律において準用する会社法第八百四五 この法律において準用する会社法第八百四五 この法律において準用する会社法第八百四五 この法律において準用する会社法第八百四五 この法律において準用する会社法第八百四
- 使に関し、投資法人又はその子法人の計算にお第二百三十五条 第二百二十八条第一項第三号から第六号までに掲げる者が、投資主の権利の行ら第六号までとないときは、その価額を追徴する。とができないときは、その価額を追徴する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。第一項の場合において、犯人の収受した利益第一項の場合において、犯人の収受した利益第一項の場合に対している。
- する。 第三者にこれを供与させた者も、同項と同様と 第三者にこれを供与させた者も、同項と同様と 間を知つて、前項の利益の供与を受け、又はの懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

いて財産上の利益を供与したときは、三年以下

- 要求した者も、同項と同様とする。 は第三者に供与することを同項に規定する者にの子法人の計算において第一項の利益を自己又 投資主の権利の行使に関し、投資法人又はそ
- が正真の量とは、こうには、『さいにこ、ないでする。 第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたと第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたと

おいて同じ。)における発言又は議決権の行債権者集会をいう。第二百四十九条第六号に

役及び罰金を併科することができる。
・ 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲

第一項の罪を犯した者が自首したときは、

第二百三十三条第一項、第二百三十四条第一項、第二百三十七条、第二百三十一条、第二百三十二条、の刑を減軽し、又は免除することができる。

らの罪を犯した者にも適用する。 及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれ 第二百三十三条第二項、第二百三十四条第1

第二条の例に従う 項及び前条第二項から第四項までの罪は、 刑法

第二百三十八条 第二百二十八条第一項若しくは それぞれ適用する。 その他業務を執行する役員又は支配人に対して 二項の規定は、その行為をした取締役、執行役二百二十八条第三項及び第二百二十八条の二第 者が法人であるときは、これらの規定並びに第 条第一項又は第二百三十六条第一項に規定する 十九条から第二百三十二条まで、第二百三十三 第二項、第二百二十八条の二第一項、第二百二

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する 者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の 罰金に処し、又はこれを併科する。

第三条又は第七条の規定に違反した者

を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告て準用する場合を含む。)の規定による書面項(第五十四条第一項又は第五十九条におい 書若しくは書面を交付した者 規定による運用報告書若しくは第十四条第四 □十九条において準用する場合を含む。)の第十四条第一項(第五十四条第一項又は第

三 第二十六条第一項(第五十四条第一項にお 第一項の規定による命令に違反した者 項、第二百十九条第一項又は第二百二十三条 いて準用する場合を含む。)、第六十条第一

第四十七条第一項又は第四十八条の規定に 反した者

Ŧi. 集等に係る事務を行つた者 第百九十六条第一項の規定に違反して、 募

第二百四十条 次に掲げる違反があつた場合にお 掲げる者は、三年以下の懲役若しくは三百万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 号まで若しくは第二項第一号から第四号までに 者)又は第二百二十八条第一項第三号から第五 は、その代表者、代理人、使用人その他の従業画人(設立企画人が法人である場合にあつて いては、その違反行為をした投資法人の設立企 第百九十五条の規定に違反したとき。

第二百四十一条 次に掲げる違反があつた場合に おいては、 その違反行為をした投資法人の設立

の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項 項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条

び投資法人に関する法律第二百四十四条第一

引法第三十九条第一項の規定に違反したと

第百九十七条において準用する金融商品取

企画人(設立企画人が法人である場合にあつて は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しく まで若しくは第二項第一号から第四号までに掲 者)、第二百二十八条第一項第三号から第五号 げる者又は資産保管会社の代表者、代理人、使 は、その代表者、代理人、使用人その他の従業

て保管をしないとき。 第二百九条の二の規定に違反して、 分別し

第二百十四条第一項の規定による命令に違 反したとき。

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する 罰金に処し、又はこれを併科する。 者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の

成をした者 しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作 しくは第二項の規定による帳簿書類の作成若 第十五条第一項又は第二百十一条第一項若

せず、若しくは虚偽の答弁をした者 又はこれらの規定による質問に対して答弁を による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定 は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若 第二十二条第一項若しくは第二百十三条第 項から第四項までの規定による報告若しく

三 第二百十三条第五項の規定による報告若し くは虚偽の資料の提出をした者 くは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若し

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する 金に処し、又はこれを併科する。 第六条第一項の規定に違反した者 一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰

第百九十七条において準用する金融商品取

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九 第二百四十四条 前条第二号の場合において、犯 項又は第二百条の二」とあるのは「投資信託及 条の三第二項の規定は、前項の規定による没収 とができないときは、その価額を追徴する。 二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一 は、没収する。その全部又は一部を没収するこ について準用する。この場合において、同法第 人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益 引法第三十九条第二項の規定に違反した者

二 第二十四条第一項の規定に違反して、 信託契約を解約しなかつたとき。

第二百四十六条 次の各号のいずれかに該当する 者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の は書類に虚偽の記載をして提出したとき。 引法第三十九条第七項の規定による申請書又

信託約款に記載すべき事項を記載せず、又は二 第四条第二項又は第四十九条第二項の投資 よる届出をせず、又は虚偽の届出をした者 合を含む。)、第四十九条第一項、第五十八条、第十九条(第五十九条において準用する場 合を含む。)、第十六条(第五十四条第一項又条第一項又は第五十九条において準用する場 条第一項又は第二百二十二条第二項の規定に 第一項、第二百二十条第一項、第二百二十 第一項、第百九十一条第一項、第百九十二条 は第五十九条において準用する場合を含む。) 虚偽の記載をした者 第四条第一項、第十四条第六項(第五十四

三 第五条第一項(第五十四条第一項又は第五 定による書面を交付せず、 十九条において準用する場合を含む。)の規 した書面を交付した者 又は虚偽の記載を

る法律第二百四十四条第一項」と読み替えるも 中「第百九十八条の二第一項又は第二百条のは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項る不法財産が混和したものに限る。)」とあるの 及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条 第二項中「混和財産(第二百条の二の規定に係 二」とあるのは「投資信託及び投資法人に関す

第二百四十五条 次に掲げる違反があつた場合に ら第五号まで若しくは第二項第一号から第四号の従業者)又は第二百二十八条第一項第三号かあつては、その代表者、代理人、使用人その他 の設立企画人(設立企画人が法人である場合に者、代理人、使用人その他の従業者、投資法人 社若しくは投資信託委託会社であつた者の代表 おいては、その違反行為をした投資信託委託会 までに掲げる者は、一年以下の懲役若しくは百 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 に違反したとき。 第二十三条第四項の規定により付した条件

投資

三 第百八十七条の規定に違反して、登録を受 たとき けないで第百九十三条に規定する行為を行つ

罰金に処し、又はこれを併科する。 第百九十七条において準用する金融商品取

をした受益証券を発行した者 反して調査記録簿等を保存しなかつた者

せず、又は虚偽の記載をした書面を交付し 一項若しくは第二項の規定による書面を交付 て準用する場合を含む。)又は第二百三条第 第十三条第一項(第五十四条第一項にお

五. 第二十四条第三項の規定による公告をしな

六 第五十八条第二項、第二百二十条第二項又 類に虚偽の記載をして添付した者 は第二百二十一条第二項の規定による添付書

八 第百八十八条第一項の規定による登録申請 七 第六十九条第一項の規定による届出をせ 書又は同条第二項の規定による添付書類に虚 虚偽の記載若しくは記録をして提出した者 届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に 項若しくは第三項の規定により同条第一項 ず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第二

九 第二百十二条の規定による営業報告書を提 提出した者 出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして 偽の記載をして提出した者

書に虚偽の記載をして提出した者 第二百十五条第一項の規定による臨時報告

第二百四十七条 次の各号のいずれかに該当する

者は、三十万円以下の罰金に処する。 る事項を記載しない受益証券又は虚偽の記載 第六条第六項又は第五十条第二項に規定す

二 第二十五条第二項(第五十九条において準 記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違 載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の 第四項において準用する会社法第九百五十五 用する場合を含む。)又は第百八十六条の二 子公告調査に関し法務省令で定めるものを記 この号において同じ。)に同項に規定する電 条第一項の規定に違反して、調査記録簿等 (同項に規定する調査記録簿等をいう。以下

三 第百九十七条において準用する金融商品取 号を除く。)若しくは第三十七条の四第一項 引法第三十七条の三第一項(第二号及び第六 第三十七条の三第二項若しくは第三十七条 た者又は第百九十七条において準用する同法 書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付し の規定に違反して、書面を交付せず、若しく 四第二項において準用する同法第三十四条の はこれらの規定に規定する事項を記載しない

第二百四十八条 法人(投資法人を除く。以下こ 定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規 の条において同じ。)の代表者又は法人若しく は人の代理人、使用人その他の従業者が、その の罰金刑 いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者 二第四項に規定する方法により当該事項を欠 一百四十条又は第二百四十一条 第二百三十九条第二号若しくは第三号、第 その法人に対して当該各号に定める罰金刑 その人に対して各本条の罰金刑を科する。 三億円以下

第四号 一億円以下の罰金刑 第二百四十二条 二億円以下の罰金刑 第二百四十三条第二号又は第二百四十五条

の罰金刑 条第一号から第三号まで又は前二条 各本条 第二百三十九条(第二号及び第三号を除 第二百四十三条第一号、第二百四十五

第二百四十九条 投資信託委託会社若しくは投資 原簿管理人、外国投資信託の受益証券の発行 行為について刑を科すべきときは、この限りで 社は、次の各号のいずれかに該当する場合に 補助者、事務を承継する投資法人債管理補助を承継する投資法人債管理者、投資法人債管理 監督委員、調査委員、投資法人債管理者、事務 き者、第二百三十三条第一項第三号に規定する 清算執行人若しくは清算監督人の職務を行うべ 行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時 八条第一項第五号に規定する一時役員の職務を は清算監督人の職務を代行する者、第二百二十 された執行役員、監督役員、清算執行人若しく 法第五十六条に規定する仮処分命令により選任 行人、清算監督人、清算執行人代理、民事保全 査人若しくはその職務を行うべき社員、清算執 設立時監督役員、執行役員、監督役員、会計監 者、投資法人の設立企画人、設立時執行役員、 信託委託会社であつた者、信託会社等、受益権 一般事務受託者、資産運用会社又は資産保管会 時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、 百万円以下の過料に処する。ただし、その 代表投資法人債権者若しくは決議執行者、

この法律又はこの法律において準用する会 社法の規定による登記をすることを怠つたと

二 この法律又はこの法律において準用する会 社法若しくは信託法の規定による公告、 公示

> 三 この法律又はこの法律において準用する会 備え置かなかつたとき。 又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を 社法若しくは信託法の規定に違反して、帳簿 不正の公告、公示若しくは通知をしたとき。

四 この法律又はこの法律において準用する会 記録された事項を電磁的方法により提供する類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に を拒んだとき。 こと若しくはその事項を記載した書面の交付 に記録された事項を内閣府令で定める方法にな理由がないのに、書類若しくは電磁的記録 より表示したものの閲覧若しくは謄写又は書 社法若しくは信託法の規定に違反して、正当

Ŧi. 社法の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌 避したとき。 この法律又はこの法律において準用する会

六 この法律又はこの法律において準用する会 権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事総会、創立総会、投資法人債権者集会又は債 実を隠蔽したとき。 社法に規定する事項について、官庁、投資主

の記載若しくは記録をしたとき。項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽 予約権原簿、投資法人債原簿、議事録、財産・受益権原簿、規約、投資主名簿、新投資口 第一項(第二号を除く。)若しくは第百八十 項、第百四十九条の十一第一項若しくは第百四十九条の六第一項、第百四十九条の十第一 電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事 しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは おいて準用する同法第六百八十二条第一項若 二条の六第一項若しくは第百三十九条の七に 項において準用する会社法第百八十二条の二 四十九条の十六第一項、第八十一条の二第二 百二十九条第二項の附属明細書、会計監査報 資産運用報告、金銭の分配に係る計算書、第 ·録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、 決算報告又は第百四十九条第一項、第百

する場合を含む。)又は第二百一条の規定に 違反したとき。 第十一条(第五十四条第一項において準用

九 条の規定に違反して、 第四項において準用する会社法第九百四十一 用する場合を含む。)又は第百八十六条の一 第二十五条第二項(第五十九条において準 同条の調査を求めなか

若しくは通知をすることを怠つたとき、又は 運用をしないとき。 第五十三条の規定に違反して、分別して

十二 正当な理由がないのに、投資主総会又は の求めた事項について説明をしなかつたと創立総会において、投資主又は設立時投資主

資口の処分若しくは消却をしたとき。 き、又は第八十条第四項の規定に違反して投 とを怠つたとき、第八十一条第三項の規定に 違反して投資口の処分をすることを怠つたと 違反して投資口の処分若しくは消却をするこ 口を取得したとき、第八十条第二項の規定に 第八十一条第一項の規定に違反して投資

十五 第八十五条第一項若しくは第八十八条の の発行の日前に投資証券等を発行したとき。十四 投資口、新投資口予約権又は投資法人債 かつたとき。 に違反して、遅滞なく投資証券等を発行しな おいて準用する会社法第六百九十六条の規定 二十一第一項の規定又は第百三十九条の七に

投資証券等に記載すべき事項を記載 又は虚偽の記載をしたとき。

た場合において、その請求に係る事項を投資法第三百三条第二項の規定による請求があつ -八 第九十四条第一項において準用する会社 項に規定する定めを廃止しなかつたとき。

による内閣総理大臣の命令に違反して、投資する同法第三百五十九条第一項第一号の規定 用する会社法第三百七条第一項第一号の規定-九 第九十四条第一項において読み替えて準 又は第百十条第二項において読み替えて準用 主総会を招集しなかつたとき。

一十 執行役員、監督役員又は会計監査人がこ 会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違-九の二 第九十四条第一項において準用する の手続をすることを怠つたとき。 監査人の職務を行うべき者の選任を含む。) となった場合において、その選任(一時会計 反して、電子提供措置をとらなかつたとき。 の法律又は規約で定めたその員数を欠くこと

第百十五条の六第四項の規定による開

第四十七条第二項の規定に違反したとき。

第八十六条第四項の規定に違反して、 同

主総会の目的としなかつたとき。

一十一の二 第百十六条の二第四項の規定に違 示をすることを怠つたとき。 反して、役員会に報告せず、 をしたとき。 又は虚偽の報告

二十二 第百十七条、第百九十八条第一項、 二百七条第二項若しくは第三項又は第二百八 条第一項の規定に違反したとき。

三項の規定に違反して、投資主に対する通 一十三 第百三十一条第五項又は第百六十条第 又は決算報告を提供しなかつたとき。 銭の分配に係る計算書若しくは会計監査報告 に際し、計算書類、資産運用報告若しくは金

一十四 第百三十九条の二若しくは第百三十九 とき しくは投資法人債管理補助者を定めなかつた違反して事務を承継する投資法人債管理者若 用する会社法第七百十四条の七の規定においくは第百三十九条の九の二第二項において準 条の八の規定に違反して投資法人債を発行 て準用する同法第七百十四条第一項の規定に し、又は第百三十九条の九第八項の規定若し

二十五 第百四十一条第四項の規定に違反し て、規約を変更したとき、

一十六 第百四十二条第二項若しくは第五項又 四十九条の十四において準用する場合を含 (これらの規定を第百四十九条の九又は第百は第百四十九条の四第二項若しくは第五項 少又は合併をしたとき。 む。) の規定に違反して、最低純資産額の 減

違反して特別清算開始の申立てをすることを 反して破産手続開始の申立てをすることを怠する会社法第四百八十四条第一項の規定に違 一十七 第百五十三条の三第二項において準 怠つたとき。 つたとき、又は第百六十四条第三項の規定に

一十九 第百五十七条第三項において準用する 条第一項の規定に違反して、債務の弁済をし条第四項において準用する同法第五百三十七 五十七条第一項の期間を不当に定めたとき。 一十八 清算の結了を遅延させる目的で、第百 会社法第五百条第一項の規定又は第百六十四 たとき。

社法第五百二条の規定に違反して、清算投資三十 第百五十七条第三項において準用する会 法人の財産を分配したとき。

三十一 第百六十二条の規定による命令に違反 したとき

三十二 第百六十四条第四項において準用する 六条第一項の規定に違反したとき。会社法第五百三十五条第一項又は第五百三十

三十三 第百六十四条第四項において準用する 会社法第五百四十条第一項若しくは第二項又

定による保全処分に違反したとき。 は第五百四十二条第一項若しくは第二 一項の規

兀

第二百五十条 次の各号のいずれかに該当する者 第二十五条第二項(第五十九条にお 百万円以下の過料に処する。

る会社法第九百五十一条第二項各号又は第九又は第百八十六条の二第四項において準用す 百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒ん は虚偽の報告をした者 (第五十九条において準用する場合を含む。) 正当な理由がないのに、第二十五条第二項

第二百五十一条 次の各号のいずれかに該当する 者は、百万円以下の過料に処する。

その名称又は商号中に使用した者 法人であると誤認されるおそれのある文字を 第六十四条第四項の規定に違反して、 第六十四条第三項の規定に違反して、投資 他の

第二百五十二条 次の各号のいずれかに該当する 称又は商号を使用した者 は、五万円以下の過料に処する。

投資法人であると誤認されるおそれのある名

虚偽の意見若しくは報告を提出した者 又は意見若しくは報告を提出せず、若しくは ず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、 は参考人に対する処分に違反して、出頭せ八十七条第一項第一号の規定による関係人又 第三項において準用する金融商品取引法第百 いて準用する場合を含む。)、第六十条第三 第二十六条第七項(第五十四条第一項にお 第二百十九条第三項又は第二百二十三条 4

対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせ八十七条第一項第二号の規定による鑑定人に ず、又は虚偽の鑑定をした者 第三項において準用する金融商品取引法第百 いて準用する場合を含む。)、第六十条第三 第二十六条第七項(第五十四条第一項にお 第二百十九条第三項又は第二百二十三条

いて準用する場合を含む。)、第六十条第三三 第二十六条第七項(第五十四条第一項にお 対する処分に違反して、 八十七条第一項第三号の規定による関係人に 第三項において準用する金融商品取引法第百 項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条 物件を提出しなかつ

> 第三項において準用する金融商品取引法第百 いて準用する場合を含む。)、第六十条第三 第二十六条第七項(第五十四条第一項にお 十七条第一項第四号の規定による検査を拒 第二百十九条第三項又は第二百二十三条 妨げ、又は忌避した者

第六編 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

条第三項の規定に違反して、報告をせず、又 第四項において準用する会社法第九百四十六

用する場合を含む。)又は第百八十六条の二

より没収すべき財産である債権等(不動産及び第二百五十三条 第二百四十四条第一項の規定に 場合において、当該第三者が被告事件の手続へ の条において「第三者」という。)に帰属する 条において同じ。)が被告人以外の者(以下こ 動産以外の財産をいう。次条及び第二百五十五 することができない。 の参加を許されていないときは、没収の裁判を 1

3 2 場合において、第二百四十四条第二項において三者の権利がその上に存在する財産を没収する 在する財産を没収しようとする場合において、権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存 当該第三者が被告事件の手続への参加を許され ていないときも、前項と同様とする。 五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第 第二百四十四条第一項の規定により、地上

百四十四条第二項において準用する前条第二は、「投資信託及び投資法人に関する法律第二 り当該権利を存続させるべきときについて準用 準用する同法第二百九条の三第二項の規定によ 項」と読み替えるものとする。 第三項及び第四項中「前条第二項」とあるの する。この場合において、同法第二百九条の四 5

年法律第百三十八号)の規定を準用する。物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八 あるもののほか、刑事事件における第三者所有 する手続については、この法律に特別の定めが、第一項及び第二項に規定する財産の没収に関 (没収された債権等の処分等)

第一項の規定は第二百四十三条第二号の罪に関第二百五十四条 金融商品取引法第二百九条の五 収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録 債権の没収の裁判が確定したときについて、同 を関係機関に嘱託する場合について、 登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没 法第二百九条の六の規定は権利の移転について の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき)没収された債権等について、同法第二百九条 それぞれ 2

し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事第二百五十五条 第二百四十三条第二号の罪に関 の内容については、同法第四条第六項の規定を 準用する。 (昭和二十五年法律第一号) による補償

則

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。 七〇号) 則 (昭和二七年七月三一日法律第1 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行

号) 則 (昭和二八年八月一日法律第一四

する。 えない範囲内において政令で定める日から施 この法律は、公布の日から起算して三月をこ 行

2 改正後の証券投資信託法(以下「新法」とい う。) 第五条第七項の規定は、この法律施行の 日前に発行された受益証券については、 適用し

託法(以下「旧法」という。)第七条第一項の3 この法律施行の際、現に改正前の証券投資信 第一項の規定による免許を受けたものとみな 規定により登録されている会社は、新法第六条

6 の規定による免許の取消とみなす。 新法の適用については、新法第二十二条第一項 この法律施行前にした行為に対する罰則の適 旧法第二十二条第一項による登録の取消は、

用については、なお従前の例による。 0号) 則 (昭和四〇年五月二八日法律第九

えない範囲内で政令で定める日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して六月をこ (昭和四二年八月一日法律第一一

1

正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、一条を加える改正規定及び同法第二十五条の改 する。ただし、証券投資信託法第十七条の次に 公布の日から施行する。 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行 六号)

の施行前に発行された受益証券については、適う。)第五条第六項第七号の規定は、この法律 改正後の証券投資信託法(以下「新法」とい

5 この法律の施行の際現に存する社団法人証券 投資信託協会は、新法の規定による証券投資信 託協会となるものとする。

適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則

号) (昭和五六年六月九日法律第七五

施行の日 この法律は、商法等の一部を改正する法律 (昭和五十七年十月一日)から施行す

附 号) 則 抄 (昭和六〇年六月二一日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日 から起算して六月

五号) 則 抄 (昭和六三年五月三一日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、 和四十六年法律第五号)第十九条第一項の改正附則第十八条中外国証券業者に関する法律(昭 の改正規定及び附則第十二条の規定は公布の日 規定は昭和六十四年四月一日から、第百九十条 律第百九十八号)第十八条の二の改正規定及び 則第十六条中証券投資信託法(昭和二十六年法 施行する。ただし、第五十二条の改正規定、 を超えない範囲内において政令で定める日から 令で定める日から施行する。 から起算して一年を超えない範囲内において政 の次に二条を加える改正規定、第二百条第四号 公布の日 から起算して六月 附

第十七条 昭和六十三年十月一日から開始する委 あるのは、「翌年三月三十一日」とする。 適用については、同条中「翌年九月三十日」と 改正前の証券投資信託法第十八条の二の規定の 託会社の営業年度についての前条の規定による (証券投資信託法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 施行日前にした行為及びこの附 適用については、なお従前の例による。 項に係る施行日以後にした行為に対する罰則 規定によりなお従前の例によることとされる事 (罰則に関する経過措置)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に伴い必要な経過措置は、 (その他の経過措置の政令への委任) 政令で

号 (平成二年六月二九日法律第六五

施行の日から施行する。 この法律は、商法等の 部を改正する法律

附 則 (平成四年六月五日法律第七)

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して六月

号) 則 抄 (平成四年六月二六日法律第八七

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から起算して一年 から

則 抄 (平成五年五月一二日法律第四四

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から起算して一年 から

則 抄 (平成五年一一月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)の施行の日から施行する。 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 の例による。 正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前利益処分の手続に関しては、この法律による改 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 続は、この法律による改正後の関係法律の相当 分に係るものを除く。)又はこれらのための手 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処 罰則の適用については、なお従前の例による (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

規定により行われたものとみなす。 (平成九年六月二〇日法律第九六

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、 を経過した日から施行する 公布の日から起算して一 月

同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体 禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協 銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関

の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の

二号) 附 則 (平成九年六月二〇日法律第一〇

(施行期日)

|第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九 年法律第百一号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託 託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、 保附社債信託法等」という。)の規定により大 る合併手続の特例等に関する法律(以下「旧担 農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換 漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫 用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小 関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協 止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同 信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁 行為は、この法律による改正後の担保附社債信 可、承認、指定その他の処分又は通知その他の 蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認 法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係 組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行 等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同 事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例 機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同 関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融 律、金融制度及び証券取引制度の改革のための 法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法 の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する る不正行為を助長する行為等の防止を図るため 関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係 等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に 規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関 等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の 業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制 金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産 法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、 律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信 同組合法、協同組合による金融事業に関する法 組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に 行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制 に関する法律、外国証券業者に関する法律、預 (大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置) 信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀

> 関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融律、金融制度及び証券取引制度の改革のための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関するる不正行為を助長する行為等の防止を図るため 等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、外国証券業者に関する法律、預度業に関する法律、外国証券業者に関する法律、預度業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換 組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同 に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等 等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関 法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、 小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫 信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中 法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、 関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係 第六条 (政令への委任) (施行期日)

されていないものとみなして、新担保附社債信をしなければならない事項についてその手続がについては、これを、新担保附社債信託法等のの機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法他の手続をしなければならない事項で、この法 3 してされている申請、届出その他の行為は、新等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法 その他の国の機関に対し報告、届出、提出その れた申請、届出その他の行為とみなす。 閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してさ 担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内 処分又は通知その他の行為とみなす。 託法等の規定を適用する。 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣

(大蔵省令等に関する経過措置)

担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧

担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令と しての効力を有するものとする。 (罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。 附則第二条から前条までに定めるもの

附 則 (平成九年一二月一〇日法律第一 一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 日を経過した日から施行する。 附 則 (平成九年一二月一二日法律第一 公布の日から起算して二十

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止 解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律 行する。 (平成九年法律第百二十号) の施行の日から施

〇七号) 附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十二月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 にな、当から施

がした免許、許可、認可、承認、指定その他のづいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関、保附社債信託法等」という。)の相当規定に基名合併手続の特例等に関する法律(以下「新担法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係

四十二条、第五十八条、第百三十六条、第百 に第二十五条の規定並びに附則第四十条、第に係る部分に限る。)、第二十三条の規定並び 条までの規定 平成十年七月一日 定を除く。)及び第百八十八条から第百九 律第百四十四号)第四条第七十九号の改正規 百八十七条(大蔵省設置法(昭和二十四年法 四十九条、第百五十八条、第百六十四条、第 四十条、第百四十三条、第百四十七条、第百 二節第一款の改正規定(第二百六十五条の六 規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第 第二項及び第四項の改正規定、第二十一条 係る部分に限る。)並びに同法第百八十九 える改正規定(第七十九条の二十九第一項に 第一条中証券取引法第四章の次に一章を O条

第八十四条 の二の規定により旧投信法第二条第一項に規定 (証券投資信託法の一部改正に伴う経過措置) (以下「旧投信法」という。) 第二条 第七条の規定による改正前の証券投

する証券投資信託とみなされた信託であってこ

す。 は、第一項に規定する証券投資信託とみな 第二条第一項に規定する証券投資信託及び証券投資 規定による改正後の証券投資信託及び証券投資 規定による改正後の証券投資信託及び証券投資

第八十五条 条第一項に規定する証券投資信託の受益証券に した書面を当該証券投資信託に係る知れている 方法により公告し、かつ、これらの事項を記載 該委託に係る費用を当該委託者における公告の する者の商号又は名称及び所在の場所並びに当 該委託者がその運用の指図に係る権限の委託を で定める者に対し委託しようとするときは、当 は一部を新投信法第二条第一項に規定する政令 にその委託者が運用の指図に係る権限の全部又 項に規定する証券投資信託につき、施行日以後 に規定する受益証券に係る旧投信法第二条第一 ついては、なお従前の例による。 て適用し、施行日前に発行された旧投信法第五 八号の規定は、施行日以後に発行される同条第 施行日前に発行された旧投信法第五条第一項 項に規定する証券投資信託の受益証券につい 新投信法第五条第六項第七号及び第

第八十六条 この法律の施行の際現に旧投信法第は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 新投信法第三十条第二項及び第三項の規定

なす。この場合において、新投信法第十条第二おいて新投信法第六条の認可を受けたものとみ六条第一項の免許を受けている者は、施行日に

項の規定は、適用しない。 項の規定は、適用しない。 項の規定は、適用しない。

二条第四項に規定する委託会社は、その処分を 第六条第一項の免許を取り消された旧投信法第 2二十三条第一項第一号ハの規定により旧投信法 については、旧投信法第二十二条第一項又は第 副については、旧投信法第二十二条第一項又は第 副 新投信法第九条第二項第六号ホの規定の適用 ロ

れた者とみなす。の規定により新投信法第六条の認可を取り消さの規定により新投信法第六条の認可を取り消さ項、第四十二条第一項第一号ホ又は第四十三条第一受けた日において、新投信法第四十一条第一

3 新投信法第九条第二項第六号ルの規定の適用 新投信法第九条第二項第六号ルの規定により解任 一項第一号二又は同項第二号の規定により解任を命ぜられた旧投信法第二条 第四項に規定する委託会社の取締役は、その処 第四項に規定する委託会社の取締役は、その処 を命ぜられた証券投資信託委託業者の取締役と かなす。

第八十八条 新投信法第十一条第二項の規定は、第八十八条 新投信法第十一条第二項の規定する

2 第八十九条 この法律の施行の際現に締結されて とされる旧投信法第十四条第二項の規定の適用 るのは「その変更しようとする事項」とするほ と、同条第一項中「信託約款」とあるのは「そ 「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」 については、旧投信法第十三条の規定は、なお とあるのは「証券投資信託委託業者」とする。 合において、同条第一項中「内閣総理大臣」と 四条の規定は、なおその効力を有する。この場 投信法第十二条第一項の承認を受けた信託約款 か、必要な技術的読替えは、政令で定める。 する理由」と、同条第三項中「信託約款」とあ の変更しようとする事項及びその変更しようと その効力を有する。この場合において、同条中 あるのは「金融再生委員会」と、「委託会社」 款」という。) については、施行日から起算し が締結されていないもの(以下「特定信託約 で施行日において当該信託約款に係る信託契約 いる信託契約に係る信託約款及び施行日前に旧 て二年を経過する日までの間は、旧投信法第十 前項の規定によりなおその効力を有するもの

第九十条 特定信託約款に係る信託契約について 第九十条 特定信託約款に係る信託契約について 開発 特定信託約款に係る信託契約について 第九十条 特定信託約款に係る信託契約について

とされる旧投信法第十五条第三項の規定の適用前項の規定によりなおその効力を有するもの

正の場合において、同条第一項中「内閣総理大 については、旧投信法第十三条第一項、第三項 については、旧投信法第十三条第一項、第三項 については、旧投信法第十三条第一項、規定は、なおその効力を有する。 と、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「第三項」とあるのは「金融再生委員会」と、「信託まりなおその効力を有するものとされる同法第正条第二項」とある理 とあるのは「金融再生委員会」と、「信託となるで第四項の規定は、なおその効力を有する。 と、同条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と、「信託となるのは「金融再生委員会」と、「信託となるのは「金融再生委員会」とする。

新九十一条 特定信託約款及び特定信託約款に係 第九十一条 特定信託約款及び特定信託約款に係 を証券投資信託で前二条の規定の適用を受ける が、必要な技術的読替えは、政令で定める。 が、必要な技術的読替えは、政令で定める。 が、必要な技術的読替えは、政令で定める。 が、必要な技術的読替えは、政令で定める。 が、必要な技術的読替えば、政令で定める。 が、必要な技術的読替えば、政令で定める。

より新投信法第六条の認可を受けたものとみな銭の預託を受けている附則第八十六条の規定にむ。)の名義をもって顧客から受益証券又は金法律の施行の際現に自己又は他人(仮設人を含第九十三条 新投信法第二十八条の規定は、この

第九十四条 新投信法第三十三条の規定は、信託り、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。 される者については、この法律の施行の際現に

例による。 関は、 で適用し、信託財産の施行日前に到来した旧投 で適用し、信託財産の施行日前に到来した旧投 で適用し、信託財産の施行日前に到来した旧投 算期間の末日又は期日に係る運用報告書につい 財産の施行日以後に到来する同条に規定する計 財産の施行日以後に到来する同条に規定する計

第九十五条 新投信法第三十七条第一項の規定 第九十五条 新投信法第三十七条の三に規 にた営業年度に係る旧投信法第十八条の三に規 した営業年度に係る旧投信法第十八条の三に規 でする営業報告書については、 施行日以後に終了する営業年度に係る同項 まる。

第九十六条 証券投資信託委託業者が旧投信法第六条第一項の免許を受けた者である場合における新投信法第四十一条第一項の規定の通用については、同項第二号中「第六条の認可当時、第九条第二項第一号から第三号まで、第四号(この法律又は有価証券に係る投資顧問業の規定に係る部分に限る。)又は第五号」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律第七条の規定による改正前の証券投資信託法第六条第一項の免許当時同法第七条第二項第一号から第三号まで」とする。

2 前項の場合における新投信法第四十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「取項の規定の遊解等に関する法律第七条の規定によのは、「取締役が金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律第七条の認可当時同号イ係法律の整備等に関する法律第七条の認可当時同号イ係法律の整備等に関する法律第七条の認可当時同号イの場合における新投信法第四十二条第一を前項の場合における新投信法第四十二条第一を前項の場合における新投信法第四十二条第一

あるのは「業務の方法の変更又は資本の額の減 少に係る認可」とする。 条第二項中「認可(第六条の認可を除く。)」と 受けたものとみなされた第六条の認可」と、同 融システム改革法附則第八十六条の規定により

第九十八条 新投信法第六十四条第二項の規定 る日までの間は、適用しない。 については、施行日から起算して六月を経過す 投資法人であることを示す文字を用いている者 は、この法律の施行の際現にその商号中に証券 (処分等の効力)

る規定にあっては、当該規定)の施行前に改正第百八十八条 この法律(附則第一条各号に掲げ き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によものは、この附則に別段の定めがあるものを除 ってしたものとみなす。 後のそれぞれの法律の規定に相当の規定がある てした処分、手続その他の行為であって、改正 む。以下この条において同じ。)の規定によっ 前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含

(罰則の適用に関する経過措置)

第百八十九条 この法律(附則第一条各号に掲げ る規定にあっては、当該規定)の施行前にした (その他の経過措置の政令への委任) 則の適用については、なお従前の例による。 おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰 よりなおその効力を有することとされる場合に によることとされる場合及びこの附則の規定に 行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例

第百九十条 第百五十三条、第百六十九条及び前条に定める 措置は、 もののほか、この法律の施行に関し必要な経過 政令で定める。 附則第二条から第百四十六条まで、

第百九十一条 保護のための特別の措置等に係る制度の実施状ても、新保険業法の規定による保険契約者等の 信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずる み必要があると認めるときは、保険業に対する 保険会社の経営の健全性の状況等にかんが 政府は、この法律の施行後におい

所要の措置を講ずるものとする。 要があると認めるときは、その結果に基づいて る改正後の金融諸制度について検討を加え、必 社会経済状況の変化等を勘案し、この法律によ 後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く 法律の施行後五年以内に、この法律による改正 政府は、前項に定めるものを除くほか、この

附 一三一号) 則 (平成一○年一○月一六日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法 る。 成十年法律第百三十号)の施行の日から施行す 伞

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託 法、 う。) の規定により内閣総理大臣その他の国の る不正行為を助長する行為等の防止を図るため 保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震 する法律(以下「旧担保附社債信託法等」とい 融システム改革のための関係法律の整備等に関 社による特定資産の流動化に関する法律又は金 行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係 同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀 例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協 事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特 機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同 関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融 法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法 の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する 関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係 等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制 規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関 等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の 業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制 合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関 資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動 法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融 律、船主相互保険組合法、地方税法、 同組合法、協同組合による金融事業に関する法 関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協 組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に 止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同 信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁 行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会 律、金融制度及び証券取引制度の改革のための する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産 信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫 信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、 証券投資

> 法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産 林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素 法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保 法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行 組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資 合による金融事業に関する法律、船主相互保険 業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組 確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引 証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障 に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の 化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等 農業信用保証保険法、地震保険に関する法

及び証券取引制度の改革のための関係法律の整権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度 保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金 法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会 業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する 資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出 精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債 助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向 律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、 融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法 る法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金 律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関す 関する法律、外国証券業者に関する法律、農村 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を 登録免許税法、金融機関の合併及び転換に (政令への委任) (施行期日)

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法 等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関 対してされた申請、 は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいに対してされている申請、届出その他の行為 て、金融再生委員会その他の相当の国の機関に 届出その他の行為とみな

他の処分又は通知その他の行為は、この法律に 機関がした免許、許可、認可、承認、指定その 信託業法、農 3 大臣その他の国の機関に対し報告、 **穴臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理**

よる改正後の担保附社債信託法、

社債信託法等の規定を適用する。 手続がされていないものとみなして、新担保 当の国の機関に対して報告、届出、提出その他 等の相当規定により金融再生委員会その他の相 ものについては、これを、新担保附社債信託 その他の手続をしなければならない事項で、こ の手続をしなければならない事項についてその の法律の施行の日前にその手続がされていない

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧 則の適用については、なお従前の例による。 しての効力を有するものとする。 担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令と 担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

二五号) 附 則 (平成一一年八月一三日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

五 附 号 則 (平成一一年一二月八日法律第一 抄

第一条 この法律は、 行する。 平成十二年四月一日から施

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律 より従前の例によることとされる準禁治産者及 法律第百四十九号)附則第三条第三項の規 き、なお従前の例による。 の適用については、次に掲げる改正規定を除 びその保佐人に関するこの法律による改正規定 (平成十一年 %定に

革のための関係法律の整備等に関する法律(以革のための関係法律の整備等に関する法律、特定目的会社による特定株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の株会社の創設のための銀行等に係る合併手続のとの合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

定その他の処分又は通知その他の行為とみな の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指 規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当

下「新担保附社債信託法等」という。)の相当

一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。

及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質

第千三百四十四条の規定 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) ・四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

平成十二年七月一日 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定 則 (平成一二年四月一九日法律第四

0号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から、一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。

号) 則 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

(施行期日)

(平成十二年法律第九十号) の施行の日から施この法律は、商法等の一部を改正する法律

則 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

第一条 この法律は、平成十二年十二月 (処分等の効力) 「施行日」という。)から施行する。 日 议

第四十九条 この法律 (附則第一条各号に掲げる みなす。れぞれの法律の相当の規定によってしたものとれぞれの法律の相当の規定によってしたものと 法律の規定に相当の規定があるものは、この附続その他の行為であって、改正後のそれぞれの のそれぞれの法律の規定によってした処分、手規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前 則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそ

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)

第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前 必要な経過措置は、政令で定める。 条に定めるもののほか、この法律の施行に際し

則 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日(以 一条 この法律は、公布の日から起算して六月 下「施行日」という。)から施行する。

の一部改正に伴う経過措置) (証券投資信託及び証券投資法人に関する法律

第一条 この法律は、

第四条 第二条の規定による改正前の証券投資信 託及び証券投資法人に関する法律 (以下「旧投

> 法」という。) 第二条第四項に規定する証券投 るものは、第二条の規定による改正後の投資信 投資信託であってこの法律の施行の際現に存す 信法」という。) 第二条第一項に規定する証券 |第十三条 託及び投資法人に関する法律(以下「新投信 資信託とみなす。

第五条 旧投信法第二条第十一項に規定する証券 投資法人とみなす。 るものは、新投信法第二条第十九項に規定する 投資法人であってこの法律の施行の際現に存す

第六条 旧投信法第二条第十九項に規定する外国 存するものは、新投信法第二条第四項に規定す 証券投資信託であってこの法律の施行の際現に する外国投資信託とみなす。 る証券投資信託に類する同条第二十八項に規定

第七条 旧投信法第二条第二十項に規定する外国 定する外国投資法人とみなす。 存するものは、新投信法第二条第二十九項に規 証券投資法人であってこの法律の施行の際現に

第八条 新投信法第五条第六項第二号及び第七号 託の受益証券については、なお従前の例によた旧投信法第二条第一項に規定する証券投資信 二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の 受益証券について適用し、施行日前に発行され の規定は、施行日以後に発行される新投信法第

第九条 この法律の施行の際現に旧投信法第八条 法を定めて新投信法第六条の認可を受けたもの 施行の際現に当該業務の方法と同一の業務の方 法第六条の認可を受けている者は、この法律の 第二項の規定により業務の方法を定めて旧投信 第二項の規定は、適用しない。 とみなす。この場合において、新投信法第十条

第十条 前条の規定により新投信法第六条の認可 旧投信法第十五条第一項ただし書の承認を受け 可投資信託委託業者」という。)が施行日前に を受けたものとみなされる者(以下「みなし認 おその効力を有する。 た行為については、同項ただし書の規定は、 な

第十一条 新投信法第九条第二項第三号及び第六 られた者は、新投信法の規定に違反し、罰金の 号二並びに第九十六条の規定の適用について 刑に処せられた者とみなす。 は、旧投信法の規定に違反し、罰金の刑に処せ

第十二条 みなし認可投資信託委託業者に対する は、 行日から起算して六月を経過する日までの間 新投信法第十一条の規定の適用については、施 なお従前の例による

> る資金に充てるべき投資信託財産の売却代金の 償還金の支払に応ずるために、当該支払に要す 投信法第二十五条第一項に規定する投資信託約 法第二十六条第一項の規定により届出を行う新 に関する事項を記載しなければならない。 合においては、当該信託約款に借入金の限度額 範囲内で行う金銭の借入れを除く。)を行う場 の借入れ(受益証券に係る収益金、解約金及び お従前の例による。ただし、信託に必要な資金 第二十五条に規定する信託約款については、な 六条第一項の規定により届出を行った旧投信法 款について適用し、施行日前に旧投信法第二十 びに同条第三項の規定は、施行日以後に新投信 十二号、第十三号及び第十七号、同条第二項並

第十四条 みなし認可投資信託委託業者で、この 届出をして新投信法第三十四条の十第一項第一 法律の施行の際現に旧投信法第十八条第二項の ものとみなす。 いて、当該業務につき同条第二項の届出をした 号に掲げる業務を営んでいる者は、施行日にお

3 わらず、新投信法第二条第十七項に規定する投 る者は、前項及び新投信法第六条の規定にかか して同項に規定する運用会社の業務を営んでい 施行の際現に旧投信法第十八条第二項の届出を 十七項に規定する投資法人資産運用業を営もう とする場合において準用する。この場合におい なし認可投資信託委託業者が新投信法第二条第 みなし認可投資信託委託業者で、この法律の 新投信法第六条の規定は、適用しない。

4 第二項の規定は、適用しない。 条の十第五項において準用する新投信法第十条 掲げる業務を営んでいる者は、施行日におい 施行の際現に旧投信法第十八条第三項の認可を みなす。この場合において、新投信法第三十四 て、当該業務につき同項の認可を受けたものと 受けて新投信法第三十四条の十第三項第一号に みなし認可投資信託委託業者で、この法律の

第十五条 みなし認可投資信託委託業者で、この 営んでいる者は、施行日において、当該業務に 法律の施行の際現に旧投信法第十九条第一項た 0) だし書の承認を受けて当該承認を受けた業務を つき新投信法第三十四条の十一第一項ただし書 承認を受けたものとみなす。この場合にお 同条第四項の規定は、 適用しない

新投信法第二十五条第一項第七号、第

2

は、「特定目的会社による特定資産の流動化に 同項第二号中「第六条の認可当時」とあるの 法第四十二条第一項の規定の適用については、

関する法律等の一部を改正する法律第二条の規

る投資顧問業の規制等に関する法律」とする。

みなし認可投資信託委託業者に対する新投信

2 新投信法第三十四条の十第二項の規定は、み

資法人資産運用業を営むことができる。

第十六条 みなし認可投資信託委託業者に対する 三号まで、第四号(この法律又は有価証券に係 第六条の認可当時、第九条第二項第一号から第 年法律第九十七号)第二条の規定による改正前 制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制 法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等 新投信法第四十一条第一項の規定の適用につい の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律 関する法律等の一部を改正する法律(平成十二 限る。)又は不動産特定共同事業法」とあるの 条第二項第一号から第三号まで、第四号(この は、「特定目的会社による特定資産の流動化に に関する法律(商品投資顧問業に関する部分に に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規 ては、同項第二号中「第六条の認可当時、

第十七条 みなし認可投資信託委託業者に対する 規定による認可(第六条の認可を除く。)」とす 改正法第二条の規定による改正前のこの法律の の認可を除く。)」とあるのは「資産流動化法等 第二項中「この法律の規定による認可(第六条 締結しない」と、「その認可」とあるのは「資 約を締結しない」とあるのは「投資信託契約を 資信託及び証券投資法人に関する法律第六条の という。) 第二条の規定による改正前の証券投 可」とあるのは「特定目的会社による特定資産 適用については、同条第一項中「第六条の 新投信法第四十七条第一項及び第二項の規定の 人に関する法律第六条の認可当時」とする。 定による改正前の証券投資信託及び証券投資法 けたものとみなされた第六条の認可」と、同条 産流動化法等改正法附則第九条の規定により受 認可」と、「投資信託契約又は資産運用委託契 の流動化に関する法律等の一部を改正する法律 (以下この条において「資産流動化法等改正法」 認

第十八条 この法律の施行の際現に存する旧投信 法第五十条第一項に規定する証券投資信託協会 託協会になるものとする。 は、新投信法第五十条第一項に規定する投資信

第十九条 新投信法第五十一条第一項の規定は、 この法律の施行の際現にその名称中に投資信託

いては、施行日から起算して六月を経過する日 協会であることを示す文字を用いている者につ

第二十条 新投信法第五十八条の規定は、新投信 うち同条第四項に規定する証券投資信託に類す 過する日までの間は、適用しない。 れる場合を除き、施行日から起算して三月を経 いう。附則第二十六条において同じ。)が行わ 第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等を るものの受益証券の募集の取扱い等(新投信法 法第二条第二十八項に規定する外国投資信託の 会を脱退した者については、この限りでない。 新投信法第五十条第一項に規定する投資信託協 での間は、適用しない。ただし、施行日以後に 員であることを示す文字を用いている者につい 律の施行の際現にその名称中に投資信託協会会 ては、施行日から起算して六月を経過する日ま 新投信法第五十一条第二項の規定は、この法

第二十一条 新投信法第六十四条第二項の規定 までの間は、適用しない。 いては、施行日から起算して六月を経過する日 法人であることを示す文字を用いている者につ は、この法律の施行の際現にその商号中に投資

第二十二条 新投信法第六十七条第一項第八号及 規定する投資法人債の発行を行う場合において 同項に規定する規約について適用し、施行日前 度額を記載しなければならない。 れを除く。)又は新投信法第二条第二十四項に 保有資産の売却代金の範囲内で行う金銭の借入 ために、当該払戻しに要する資金に充てるべき だし、金銭の借入れ(投資口の払戻しに応ずる する規約については、なお従前の例による。た に作成された旧投信法第六十七条第一項に規定 び第十六号の規定は、施行日以後に作成される 当該規約に借入金及び投資法人債発行の限

えられている旧投信法第百七十六条に規定する第二十三条 この法律の施行の際現に登記所に備 第二十四条 この法律の施行の際現に旧投信法第 おいて新投信法第百八十七条の登録を受けたも のとみなす。この場合において、新投信法第百 百八十七条の登録を受けている者は、施行日に に規定する投資法人登記簿になるものとする。 証券投資法人登記簿は、新投信法第百七十六条 八十九条第二項の規定は、適用しない。

日前に旧投信法第百九十五条ただし書の承認を 七条の登録を受けたものとみなされる者が施行 前条の規定により新投信法第百八十

> 受けた行為については、同条ただし書の規定 は、なおその効力を有する。

第二十六条 新投信法第二百二十条の規定は、同 起算して三月を経過する日までの間は、適用し 条に規定する外国投資証券のうち旧投信法第二 の取扱い等が行われる場合を除き、施行日から 百二十条第一項に規定する外国投資証券の募集

(処分等の効力)

第六十四条 この法律 (附則第一条ただし書の規 それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以定にあっては、当該規定)の施行前に改正前の 処分、手続その他の行為であって、改正後のそ 改正後のそれぞれの法律の相当の規定によって れぞれの法律の規定に相当の規定があるもの は、この附則に別段の定めがあるものを除き、 下この条において同じ。)の規定によってした したものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律 (附則第一条ただし書の規 した行為に対する罰則の適用については、なおこととされる場合におけるこの法律の施行後に 及びこの附則の規定によりなお従前の例による 従前の例による。 定にあっては、当該規定)の施行前にした行為

(その他の経過措置の政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第六十七条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。

(検討)

に、新資産流動化法、新投信法及び第八条の規第六十八条 政府は、この法律の施行後五年以内 条において「新宅地建物取引業法」という。) に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 を加え、必要があると認めるときは、その結果 認可宅地建物取引業者に係る制度について検討 地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する 新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅 の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、 定による改正後の宅地建物取引業法(以下この

附 則 (平成一二年一一月二七日法律第 一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月 施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、 なお従前の例による。

0号) 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八

行する。 この法律は、 商法等改正法の施行の日から施

附 一七号) 則 (平成一三年一一月九日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 を超えない範囲内において政令で定める日(以 下「施行日」という。)から施行する。ただし、 から施行する。

定 公布の日から起算して三月を超えない範第十条から第十二条まで及び第十七条の規一 第十条から第十二条までの規定並びに附則 定 囲内において政令で定める日

(処分等の効力)

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正 後のそれぞれの法律の規定に相当の規定がある ってしたものとみなす。 き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によ ものは、この附則に別段の定めがあるものを除 てした処分、手続その他の行為であって、改正 む。以下この条において同じ。)の規定によっ 前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした よることとされる事項に係る各改正規定の施行 それぞれなお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 行為及びこの附則の規定によりなお従前の例に

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 る。 (罰則に係る経過措置を含む。) は、政令で定め 附則第二条から前条までに定めるもの

一二九号) (平成一三年一一月二八日法律第

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行す る。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の 則の適用については、 おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰規定により従前の例によることとされる場合に なお従前の例による。

附 三八号) 則 (平成一三年一二月五日法律第一 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第 一五〇号)

法律の施行の日から施行する。 する商法の特例に関する法律の一部を改正する この法律は、商法及び株式会社の監査等に関

五号) 則 抄 (平成一四年五月二九日法律第四

(施行期日)

1 する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して一年を超

五号) 附 則 抄 (平成一四年六月一二日法律第六

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。

政令で定める日 から起算して五年を超えない範囲内において 法律の施行の日 (以下「施行日」という。) 第七十八条まで及び第八十二条の規定 この 第三条並びに附則第三条、第五十八条から

正に伴う経過措置) 、投資信託及び投資法人に関する法律の一部

第六十四条 附則第三条の規定によりなおその 規定は、なおその効力を有する。 第百三十九条の十一及び第百九十六条第三項 る改正前の投資信託及び投資法人に関する法律 による登録社債等については、前条の規定によ 力を有するものとされる旧社債等登録法の規定

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律 (附則第一条各号に掲げる る罰則の適用については、 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 規定にあっては、当該規定。以下この条におい なお従前の例によ 0)

第八十五条 この附則に規定するもののほ の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で (その他の経過措置の政令への委任) か、こ

四号) 則 抄 (平成一五年五月三〇日法律第五

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

条の十六第一項及び第九十条の六第一項の改 法律第十七条第一項の改正規定並びに第五条 正規定 この法律の公布の日 中金融先物取引法第十二条第三項、第三十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する び第百二十九条第四項の改正規定、第四条中 の二第一項の改正規定、第三条中投資信託及 項を加える改正規定並びに同法第百九十八条 第二十七条の三十の八の改正規定、同条に一 正規定、同条に一項を加える改正規定、同法 第四項及び第二十七条の三十の七第一項の改 び投資法人に関する法律第三十八条第五項及 第一条中証券取引法第二十七条の三十の三

正に伴う経過措置) (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

第四条 この法律の施行の際現に投資信託委託業 四項に規定する子会社をいう。)とする持株会 株主をいう。以下この条において同じ。)又は 業者をいう。以下この条において同じ。)の主 託業者等の主要株主となったものとみなす。 該当する者は、施行日において当該投資信託委 をいう。)の主要株主(以下この条において る法律第九条第五項第一号に規定する持株会社 社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す 投資信託委託業者を子会社(新投信法第九条第 要株主(新投信法第九条第三項に規定する主要 う。) 第二条第十八項に規定する投資信託委託 投資法人に関する法律(以下「新投信法」とい 者(第三条の規定による改正後の投資信託及び 「投資信託委託業者等の主要株主」という。)に

第五条 この法律の施行の際現に第三条の規定に 投信法第十三条の二に規定する証券業をいう。) 三条の二に規定する証券仲介業者をいう。)又 を営んでいる者(証券仲介業者(新投信法第十 十第三項の規定により認可を受けて証券業(新 律(以下「旧投信法」という。) 第三十四条の よる改正前の投資信託及び投資法人に関する法 (政令への委任)

合を除く。)であって、旧投信法第三十四条の 規定する許可外国証券業者をいう。)である場 る営業の届出をしたものとみなす。 は、施行日において当該承認に係る業務につい は許可外国証券業者(新投信法第十三条の二に て新投信法第三十四条の十一第二項の規定によ 一第一項ただし書の承認を受けているもの

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ (罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、こ (その他の経過措置の政令への委任)

定める。 の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

(検討)

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過 定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案 の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす した場合において、この法律による改正後の規 て検討を加え、必要があると認めるときは、そ し、この法律による改正後の金融諸制度につい

号附 則 (平成一五年六月六日法律第六七

(施行期日)

行する。ただし、附則第二十八条の規定は公布第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施 の日から、第二条、次条、附則第三条、附則第 定は平成十八年一月一日から施行する。 号)第四条第十八号の改正規定に限る。)の規 三条(金融庁設置法(平成十年法律第百三十 附則第五十条、附則第五十二条及び附則第五十 (罰則に関する経過措置) 十六条から第四十五条まで、附則第四十七条、 で、附則第三十条、附則第三十二条、附則第三 五条、附則第六条、附則第八条から第十条ま

第五十四条 この法律 (附則第一条ただし書に規 の附則の規定によりなおその効力を有すること において同じ。)の施行前にした行為並びにこ 律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ 前の例によることとされる場合におけるこの法 とされる場合及びこの附則の規定によりなお従 定する規定については、当該規定。以下この条 いては、なお従前の例による。

第五十五条 附則第二条から第三十条まで、附則 第三十三条、附則第三十八条、 附則第四十条、

> 附則第四十三条、 経過措置は、政令で定める。 めるもののほか、この法律の施行に関し必要な 附則第四十五条及び前条に定

四号) 抄 (平成一五年八月一日法律第一三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

三号) 則 抄 (平成一六年五月一二日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

三 附則第三十条及び第三十三条の規定 で定める日 の日から九月を超えない範囲内において政令 公布

号) 則 (平成一六年六月二日法律第七六

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法 (平成十六年法律第 項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八 法」という。) の施行の日から施行する。 第八条第三項並びに第十三条において「新破産 (罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条 の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理 施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ 項並びに第六条第一項及び第三項の規定により 項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一 第一項、第三条第一項、第四条、第五条第 なお従前の例によることとされる場合における いては、なお従前の例による。 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始

5 物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する 通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭 法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士 手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の 法律、浄化槽法、 業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法 義務に関するこの法律による改正前の証券取引 律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建 有価証券に係る投資顧問業の

> (政令への委任) 則の適用については、なお従前の例による。 正前の特定目的会社による特定資産の流動化に 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を の流動化に関する法律等の一部を改正する法律律、信託業法及び特定目的会社による特定資産 年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法 る法律、確定給付企業年金法、特定製品に係る 業法、マンションの管理の適正化の推進に関す 措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資 律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、 する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化 関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰 有するものとされる同法第一条の規定による改 る法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出 フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関す 材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事 化に関する法律、債権管理回収業に関する特別 規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関 不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流 |関する法律、前払式証票の規制等に関する法

第十四条 附則第二条から前条までに規定するも 置は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措

号) 抄 則 (平成一六年六月九日法律第八七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。 いから 年

(公告等の廃止に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に、第一条の規定によ の訴えの提起があった場合、第七条の規定によ 正前の農業協同組合法第七十三条の十四第一項 えの提起があった場合、第六条の規定による改 第一項、第百四十条、第百四十一条、第二百四 法」という。) 第百四条第一項、第百三十六条 る改正前の商法(以下この条において「旧 る改正前の証券取引法第百一条の十五第一項 他の法律において準用する場合を含む。)の訴 百二十八条第一項(これらの規定を旧商法又は 十条第一項、第四百十五条第一項若しくは第四 訴えの提起があった場合、 項、第三百七十四条ノ二十八第一項、第三百八 七十二条第一項、第三百七十四条ノ十二第一 十七条第一項、第二百五十二条、第二百八十条 , 十五第一項、第三百六十三条第一項、第三百 第十三条の規定によ

項若しくは第三項、第七十九条第一項、第九十 なお従前の例による。 の提起があった場合における公告については、 五条第一項若しくは第百二十五条第一項の訴え 中間法人法第二十二条第一項、第三十八条第二 った場合又は第二十三条の規定による改正前の の保険業法第八十四条第一項の訴えの提起があ 起があった場合、第十九条の規定による改正前 先物取引法第三十四条の十八第一項の訴えの提 った場合、第十八条の規定による改正前の金融 する法律第百条の十六第一項の訴えの提起があ の規定による改正前の中小企業団体の組織に関 条第二項の訴えの提起があった場合、第十五条 る改正前の投資信託及び投資法人に関する法律 (次項において「旧投信法」という。) 第九十四

弁済がされた場合における公告及び通知につい資産の流動化に関する法律第百十一条第一項の の規定による改正前の特定目的会社による特定 なおその効力を有するものとされる同法第一条 を改正する法律附則第二条第一項の規定により 第二十四条の規定による改正前の特定目的社会 七第一項若しくは第七項の決議をした場合又は 定による改正前の新事業創出促進法第十条の十 条第一項の弁済がされた場合、第二十一条の規 る改正前の資産の流動化に関する法律第百十一 を実行した場合、旧投信法第百三十九条の五第 八十二条第一項の規定により受託会社が担保権 五条の規定による改正前の担保附社債信託法第 しくは第六十七条第一項の決議をした場合、第 による改正前の有限会社法第六十四条第一項若 を含む。)の弁済がされた場合、第三条の規定 ては、なお従前の例による。 による特定資産の流動化に関する法律等の一部 この法律の施行前に、旧商法第三百九条第一 項の弁済がされた場合、第二十条の規定によ (旧商法又は他の法律において準用する場合

(罰則の適用に関する経過措置)

(平成八年法律第九十五号) 第百二十六条の改

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条に 則の適用については、なお従前の例による。 おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰 おいてなお従前の例によることとされる場合に

号)抄 則 (平成一六年六月九日法律第八八

規定、附則第百二十五条の規定並びに附則第百

一十九条中会社更生法(平成十四年法律第百五

条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正 措置法(平成十一年法律第百三十一号)第十二 の規定、附則第百二十三条中産業活力再生特別 正規定、附則第百二十条から第百二十二条まで

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日(以 「施行日」という。)から施行する。ただし、 公布の日から起算して五年

部施行日」という。)から施行する。 ない範囲内において政令で定める日

改正規定は、公布の日から起算して一年を超え

(以下 二

十四号)第二百五条第四項及び第二百十四条の

び第四項に係る部分に限る。)、第二百六十二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及 号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分 準用する第百五十八条第二項(第二号から第四 第四項、第二百五十二条第一項(同項において 条、第百二十一条及び第百二十三条の改正規 加える改正規定、同法第百十五条、第百十八 十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を 第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条 に限る。)、第二百五十三条、第二百六十一条第 (第二号から第四号までを除く。)、第三項及び 七章を加える改正規定(第百五十八条第二項 定、第百二十八条の改正規定(同条を第二百九 の表第三十三条の項を削る改正規定、 一項(同項において準用する第百五十八条第二 十九条とする部分を除く。)、同法第六章の次に 同表第八

の改正規定を除く。)、第四条から第七条までの資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項 「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改め。)並びに同法附則第十九条の表の改正規定(四条(第一項を除く。)、第三十六条から第四十 規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十 分に限る。)、第二条の規定、第三条の規定(投 資法人に関する法律第二条第二項」に改める部 定(「同法第二条第二項」を「投資信託及び投 る部分に限る。)、同法附則第三十三条の改正規 る。) 並びに第二百六十九条に係る部分に限る 条、第二百六十八条第一項(同項において準用 三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一 でを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限 する第百五十八条第二項(第二号から第四号ま 3

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八 条の規定、附則第五十九条中協同組合による金 十五条及び第百九条の規定、附則第百十二条中 附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九 十三号)第四条の四第一項第三号の改正規定、 4 ない。 は記録の変更を行わないことができる。

5 権者として権利を行使すべき者を定めるため、 投資主をいう。第八項において同じ。)又は質 三第一項の一定の日を指定する旨の規約の定め 三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ がある投資法人であって旧投信法第八十二条第 約をいう。以下この項において同じ。)の定め 規約(旧投信法第六十七条第一項に規定する規 投資主(新投信法第二条第二十三項に規定する がないものについては、一部施行日において、 当該閉鎖期間の初日の前日を旧投信法第八十二 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の

正に伴う経過措置 (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

2 投資法人が成立後に発行する投資口の発行を 第三十七条 投資口(第三条の規定による改正前 二項において準用する新商法第二百十五条ノニ 二十一項に規定する投資口をいう。以下この条 の投資信託及び投資法人に関する法律(以下こ の規定にかかわらず、なお従前の例による。 をした場合においては、新投信法第八十五条第 第二百十五条第一項の規定による公告又は通知 信法第八十五条第二項において準用する旧商法 の条において「旧投信法」という。)第二条第 人をいう。以下同じ。)が一部施行目前に旧投 において同じ。)の併合をしようとする投資法 人(旧投信法第二条第十九項に規定する投資法

準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規 ときは、新投信法第百二十三条第一項において 条第一項において準用する旧商法第二百八十条 無効とする判決が確定した場合において、当該 資法人は、投資主名簿(旧投信法第八十二条第 行日以後に満了する場合には、一部施行日以後 う。) が一部施行日前に進行を開始し、一部施 定にかかわらず、なお従前の例による。 ノ十七第二項の規定による公告又は通知をした 投資法人が一部施行日前に旧投信法第百二十三 一項に規定する投資主名簿をいう。)の記載又 も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の投 定期間(以下この条において「閉鎖期間」とい 旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一 旧投信法第八十二条第三項において準用する

日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければなら めた投資法人が新投信法第八十七条第三項に規 定する一定の日を定めようとするときは、その 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定

なければならない。 おいては、執行役員(新投信法第九十七条第一 変更の決議があったものとみなす。この場合に 条第三項にお じ。) の決定をもって、当該権利の内容を定め 項に規定する執行役員をいう。次項において同 条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の規約 いて準用する旧商法第二百二十四

認を受けなければならない。 信法第百五条に規定する役員会をいう。)の 前項の場合には、執行役員は、役員会(新投 承

については、なお従前の例による。 第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。) 項の規定により寄託された投資証券(旧投信法 おいて準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二 一部施行日前に旧投信法第八十三条第五項に

部施行日から投資主となる。 おいては、当該投資口の引受けをした者は、 が成立後に発行する投資口の発行をした場合に 一部施行日の前日を払込期日として投資法人

(罰則の適用に関する経過措置)

第百三十五条 この法律(附則第一条ただし書に 為に対する罰則の適用については、なお従前の される場合におけるこの法律の施行後にした行 とされる場合及びなおその効力を有することと この附則の規定によりなお従前の例によること 条において同じ。)の施行前にした行為並びに 規定する規定については、当該規定。以下この 例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 で定める。

(検討)

第百三十七条 政府は、この法律の施行後五年を と認めるときは、その結果に基づいて所要の措 案し、この法律による改正後の株式等の取引に 経過した場合において、この法律による改正後 置を講ずるものとする。 係る決済制度について検討を加え、必要がある の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘

則 抄 (平成一六年六月九日法律第九七

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か「施行日」という。)から施行する。ただし、次 ら施行する。 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 (以 下

での規定 この法律の公布の日 える改正規定並びに第十四条から第十九条ま 合法第九条の八第六項第一号に次のように加十二条の規定、第十三条中中小企業等協同組 第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第 係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下 第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に 条中投資信託及び投資法人に関する法律(以 正規定、第二条中外国証券業者に関する法律 びに第二百七条第一項第一号及び第二項の改 及び第十二号」に改める部分に限る。)並び 項の改正規定(「及び第七号」を「、第七号 第五項の改正規定、同法第六十五条の二第五 この条において「投資顧問業法」という。) 下この条において「投資信託法」という。) いう。)第三十六条第二項の改正規定、第四 (以下この条において「外国証券業者法」と 同法第百四十四条、第百六十三条第二項並 ・四条の二第一項第二号及び第六十四条の七 第一条中証券取引法第三十三条の三、第六

> える部分に限る。)、同法第六十五条の二第七及び第四十五条」に改める部分及び後段を加 九条の五の改正規定、同法第七十九条の五十 項から第九項まで及び第十一項並びに第七十 同条第五項の改正規定(「及び第四十四条第 定、同法第六十五条の二第三項の改正規定、 削り、同項第八号を同項第六号とする改正規 第二項の改正規定、同項第六号及び第七号を 二十八条の四第一項第七号並びに第六十五条 る改正規定、同法第二十七条の三十の十一第 一項及び第三項の改正規定、同条第二項を削 及び第十二項並びに第二十七条の三十の九第 二十二の二第一項から第三項まで、第十一項 第二節の節名の改正規定、同法第二十七条の 条の十五第二項の改正規定、同法第二章の二 七条の十三第三項及び第五項並びに第二十七 第一項から第三項まで、第二十七条の十一第 三第四項、第二十七条の五、第二十七条の十 項、第七項第二号及び第八項、第二十七条の 節名の改正規定、同法第二十七条の二第一 第三項の改正規定、同法第二章の二第一節の の五第五項並びに第二十四条の六第一項及び 改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条 条の十二第二項から第五項まで及び第九項の 号」を「、第四十四条(第二号を除く。) 項及び第三項、第二十八条の二第三項、第 項及び第四項、第二十七条の十二、第二十 同条第六項から第八項までを削る

> びに同条の次に一条を加える改正規定、第九の改正規定、同条に五項を加える改正規定並 正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条四項の改正規定、同項を同条第六項とする改 十一条の規定 平成十七年七月一日 規定を除く。)並びに附則第二十条及び第二 る改正規定及び同法本則に一条を加える改正 定、同法第四条第二十二号の次に一号を加え の規定(同条中金融庁設置法目次の改正規 条、第十条及び第二十条の規定、第二十一条 法律第二百二十九条の見出し及び同条第二項 の改正規定、第八条中資産の流動化に関する 項を加える改正規定及び同法第九十二条の二 第五項とする改正規定、同条第二項の次に二 第五項を同条第七項とする改正規定、同条第 取引法第九十二条の見出しの改正規定、同条に一条を加える改正規定、第七条中金融先物 条の二の見出し及び同条第二項の改正規定、 五条の規定、第六条中投資顧問業法第五十一 並びに同条の次に一条を加える改正規定、第 項の改正規定、同条に五項を加える改正規定 条の改正規定、第三条の規定、第四条中投資 加える改正規定及び外国証券業者法第四十三 改正規定、同項を同条第六項とする改正規 同条に五項を加える改正規定並びに同条の次 信託法第二百二十五条の見出し及び同条第二 定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五

(罰則の適用に関する経過措置) (罰則の適用に関する経過措置)

中外国証券業者法第二条第三号の改正規定、

号及び第二百五条第一号の改正規定、第二条百九十四条の六第二項第二号、第二百条第三

法第二条第五項の改正規定、第十三条中中小三条第一項の改正規定、第六条中投資顧問業第四条中投資信託法第二条第五項及び第三十

第百七条の二第一項第二号、第百七条の三第

項第二号、第百五十五条第一項第二号、第

七第一項に一号を加える改正規定並びに同法

第二十四条 政府は、この法律の施行後五年を経第二十四条 政府は、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、この法律による改正後の第二十四条 政府は、この法律の施行後五年を経

二四号) 抄附 則 (平成一六年六月一八日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日

五四号) 抄附 则(平成一六年一二月三日法律第一

(施行期日)

(投資言毛及が投資去人こ関する去聿の一部女下「施行日」という。)から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日(以第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

正に伴う経過措置) (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

第三十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外第三十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せらない者については、投資信託及び投資法人に関を受けることがなくなった日から五年を経過しを受けることがなくなった日から五年を経過しする法律第九十八条第五号に該当する者とみなする法律第九十八条第五号に該当する者とみなす。

(処分等の効力)

第百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみないて同じ。)の規定におってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定によってした処分、手続その規定に相当の規定によってした処分、手続その規定に対している。

(罰則に関する経過措置)

第百二十二条 この法律の施行前にした行為並び第百二十二条 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用の法律の施行後にした行為に対する場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によるこの法律の施行前にした行為並び

育二十三条 この対則で見定けるのの(その他の経過措置の政令への委任)

で定める。 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令 第百二十三条 この附則に規定するもののほか、

一六五号) 抄附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して六月(施行期日)

施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規 公布の日から施行する。

(平成一七年七月二六日法律第八

号に定める日から施行する。 この法律は、会社法の施行の日から施行す ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

第二百四十二条の規定 この法律の公布の日 則 (平成一七年一〇月二一日法律第

一〇二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日か 則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びら第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附 条に一項を加える改正規定、第百二十四条中証置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同ら施行する。ただし、第六十二条中租税特別措 ら施行する。 法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か 条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化 六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七 に附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第 法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条か第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同 めの関係法律の整備等に関する法律附則第一条 券決済制度等の改革による証券市場の整備のた

則 (平成一八年六月二日法律第五〇

日から施行する。 この法律は、一 一般社団・財団法人法の施行の

則 (平成一八年六月一四日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 正に伴う経過措置 (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改 六月を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「施行日」という。) から施行する。

第百五十九条 この法律の施行の際現に第五条の において、新金融商品取引法第五十七条第三項 のに限る。)を受けたものとみなす。この場合 投資運用業及び第二種金融商品取引業を行うも を受けたものとみなされる金融商品取引業者が 新金融商品取引法第二十九条の登録(当該登録 六条の認可を受けている者は、施行日において する法律(以下「旧投資信託法」という。)第 規定による改正前の投資信託及び投資法人に関

> 及び第百九十四条の四第一項の規定は、 適用し

- 3 2 ら起算して三月以内に新金融商品取引法第二十 条の登録を受けたものとみなされる者(以下 大臣に提出しなければならない。 類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理 「みなし登録運用業者」という。)は、施行日か 九条の二第一項各号に掲げる事項を記載した書 前項の規定により新金融商品取引法第二十九
- 録簿に登録するものとする。 る事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第 融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げ 出があったときは、当該書類に記載された新金 一項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提

第百六十条 旧投資信託法第四十一条第一項又は れ、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受 第四十二条第一項の規定により認可を取り消さ れ、又は解任を命ぜられたものとみなす。 第一項又は第二項の規定により登録を取り消さ けた日において、新金融商品取引法第五十二条

第百六十一条 この法律の施行の際現に旧投資信 第四項の承認を受けたものとみなす。 り読み替えられた新金融商品取引法第三十五条 投資運用行為をいう。)を行うことにつき新投 及び投資法人に関する法律(以下「新投資信託 動産等(第五条の規定による改正後の投資信託 託法第六条の認可を受けている者であって、不 資信託法第二百二十三条の三第一項の規定によ 法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定 項の規定により読み替えられた新金融商品取引 用行為(新投資信託法第二百二十三条の三第一 る者は、施行日において、業として特定投資運 又は旧投資信託法第十条の二の認可を受けてい 定する業務の方法を記載した書類に記載をし、 行うことにつき旧投資信託法第八条第二項に規 定により読み替えられた新金融商品取引法第二 いう。) への投資として運用の指図又は運用を 十九条の二第二項第二号に規定する不動産等を 法」という。) 第二百二十三条の三第一項の規

|第百六十三条 この法律の施行の際現にみなし登 |第百六十二条 新金融商品取引法第三十一条第一 る書類を提出する日までの間は、適用しない。 者については、当該みなし登録運用業者が附則 録運用業者の主要株主である者が施行日前に旧 第百五十九条第二項の規定により同項に規定す 項から第三項までの規定は、みなし登録運用業

> 新金融商品取引法第三十二条第一項の規定によ 投資信託法第十条の四第一項の規定により提出 り提出したものとみなす。 た対象議決権保有届出書は、施行日において

|第百六十四条 施行日前にされた旧投資信託法第 第百六十五条 この法律の施行の際現にみなし登 条の四において準用する新金融商品取引法第三 法第三十二条の二の規定による処分とみなす。 十二条第一項の規定により提出したものとみな は、施行日において新金融商品取引法第三十二 項の規定により提出した対象議決権保有届出書 において準用する旧投資信託法第十条の四第一 である者が施行日前に旧投資信託法第十条の七 録運用業者を子会社とする持株会社の主要株主 十条の五の規定による処分は、新金融商品取引

第百六十七条 みなし登録運用業者で、この法律 第百六十六条 施行日前にされた旧投資信託法第 法第三十二条の二の規定による処分とみなす。三十二条の四において準用する新金融商品取引 三項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を き同条第三項の届出をしたものとみなす。 引法第三十五条第二項第四号に掲げる業務につ 行っている者は、施行日において新金融商品取 の施行の際現に旧投資信託法第三十四条の十第 の五の規定による処分は、新金融商品取引法第 十条の七において準用する旧投資信託法第十条

3 この場合において、新金融商品取引法第五十七 各号に掲げる業務のいずれにも該当しない業務 三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項 融商品取引業並びに旧投資信託法第三十四条のをして同条第一項第二号に掲げる業務並びに金 条第三項の規定は、適用しない。 を行っている者は、施行日において当該業務に 現に旧投資信託法第三十四条の十第二項の届出 十一第一項の承認を受けて新金融商品取引法第 つき同条第四項の承認を受けたものとみなす。 みなし登録運用業者で、この法律の施行の際

第百六十八条 施行日前にされた旧投資信託法第 二十七条において準用する旧証券取引法第四十 二条の二第三項ただし書の確認は、新金融商品

2 みなし登録運用業者で、この法律の施行の際 現に旧投資信託法第三十四条の十第二項の届出

第三項の届出をしたものとみなす。 三十五条第二項第五号に掲げる業務につき同条 をして同条第一項第三号に掲げる業務を行って いる者は、施行日において新金融商品取引法第 適用する。

取引法第三十九条第三項ただし書の確認とみな

|第百六十九条 施行日前にされた旧投資信託法第 第百七十条 新金融商品取引法第四十七条の二の 例による。 条第一項の営業報告書については、 終了した事業年度に係る旧投資信託法第三十七 同条の事業報告書について適用し、施行日 規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る 十四条の三第一項ただし書の承認とみなす。 五条ただし書の承認は、新金融商品取引法第四 二十七条において準用する旧証券取引法第四 なお従前

第百七十一条 る同条に規定する説明書類について適用し、施の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係 お従前の例による。 第三十七条第二項の営業報告書については、 行日前に終了した事業年度に係る旧投資信託 新金融商品取引法第四十七条の三 な

第百七十二条 新金融商品取引法第五十条の二第 部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に て適用し、同日前の金融商品取引業の廃止、合承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡につい る解散、分割による事業の全部若しくは一部 過した日以後の金融商品取引業の廃止、合併 ついては、なお従前の例による。 る。)、合併及び破産手続開始の決定以外の理 併(合併により消滅する場合の当該合併に限 六項の規定は、施行日から起算して三十日を経 による解散、分割による事業の全部若しくは一 (合併により消滅する場合の当該合併に限る。) 合併及び破産手続開始の決定以外の理由によ

第百七十三条 施行日前にされた旧投資信託法第 第百七十四条 みなし登録運用業者が施行目前に 当する者は、金融商品取引法第五十二条第一項した旧投資信託法第四十二条第一項第一号に該 第七号に該当する者とみなして、同項の規定を 取引法第五十一条の規定による処分とみなす。 四十条第一項の規定による処分は、新金融商品

当している者を除く。)が、引き続き新金融 員である者(旧投資信託法第九条第二項第六号 ずれかに該当しているみなし登録運用業者の役 第二十九条の四第一項第二号イからトまでの 品取引法第二十九条の四第一項第二号イからト は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法 イからホまで又はトからヌまでのいずれかに該 新金融商品取引法第五十二条第二項の規

随う目前にされた旧投資信託法第四十一条第一項及び第四十二条第一項(第一号イからハまで及びホに係る部分に限る。)の規定による処一項及び第四十二条第一項(第一号イからハまっ 施行日前にされた旧投資信託法第四十一条第

第百七十五条 新金融商品取引法第五十四条の規一項(第一号二及び第二号に係る部分に限る。)一項(第一号二及び第二号に係る部分に限る。)

定の適用については、この法律の施行の際現に に規定する認定を受けたものとみなす。 大学信託法第六条の認可を受けている者は、 所則第百五十九条第一項に規定する記した。 大学信託法第五十条第一項に規定する法人は、 所則第百五十九条の登録を受けたものとみなす。 法第二十九条の登録を受けたものとみなす。 大学信託法第五十条第一項の規定にかかわらず、 を認可を受けた日において、新金融商品取引 大学信託法第五十条第一項の規定にかかわらず、 を認可を受けている者は、 を認可を受けている者は、 に対していては、この法律の施行の際現に に対していては、この法律の施行の際現に を認可を受けている者は、 に対している者は、 に対している。 に対している者は、 に対している。 にがしいる。 にが

でいる旧投資信託法第五十条第一項に規定する については、施行日から起算して六月を経 法人については、施行日から起算して六月を経 法人については、施行日から起算して六月を経 当該業務を行うことができる。その者が当該期間内に同項の認可の申請をした場合において当 間内に同項の認可の申請をした場合において当 該申請について認可をする旨の通知を受ける日 文は当該期間の経過後認可をしない旨の通知を 文は当該期間の経過後認可をしない旨の通知を 受ける日までの間も、同様とする。

第百七十七条 前条第二項の規定による処分とみ 高百七十七条 施行日前にされた旧投資信託法第 第百七十八条 施行日前にされた旧投資信託法第 五十六条の規定による処分は、新金融商品取引法第七十八条 施行目前にされた旧投資信託法第 五十六条の規定による処分は、新金融商品取引法第七十八条に規定する (本)。

の適用については、旧証券取引法の規定(附則用する場合を含む。以下この条において同じ。)(新投資信託法第百五十一条第六項において準第百七十九条 新投資信託法第九十八条第五号

規定を含む。)又はこれらに相当する外国の法の例によることとされる場合におけるこれらの 外国の法令による刑を含む。)に処せられ、そ 令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する 法律を含む。)若しくは旧金融先物取引法の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する こととされる場合における旧証券取引法の規定 該当する者とみなす。 については、新投資信託法第九十八条第五号に ることがなくなった日から五年を経過しない者 の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け 定(整備法第二百十七条の規定によりなお従前 項及び第五十八条の規定によりなお効力を有す 前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六 投資顧問業法、整備法第一条の規定による廃止 を含む。)若しくは旧外国証券業者法、旧証券 ることとされる場合における整備法第一条の規 十二年法律第百十四号。整備法第五十七条第二 第二百十八条の規定によりなお従前の例による

二百十六条 为嬰(権限の委任)

とができる。
とができる。
とができる。
とができる。

(処分等の効力)

第二百十七条 この法律の施行前にした旧証券取別法、旧投資信託法若しくは旧信託業法又はこ別法、旧投資信託法若しくは旧信託業法又はこの相当の規定によって、新金融商品取引法の段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法のの相当の規定によって、計るのとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二百十八条 この法律の施行後にした行為に対る規定によりなお従前の例によることとされる則の規定によりなお従前の例によることとされいて同じ。)の施行前にした行為並びにこの附いて同じ。)の施行前にした行為並びにこの附する罰則の適用に関する経過措置)

第二百十九条 この附則に規定するもののほか、(その他の経過措置の政令等への委任)

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令

で定める

(検討)

づいて所要の措置を講ずるものとする。 内に、この法律の施行の状況について検討を加第二百二十条 政府は、この法律の施行後五年以第二百二十条 政府は、この法律の施行後五年以

六号) 抄附 (平成一八年六月一四日法律第六

施行の日から施行する。 この法律は、平成十八年証券取引法改正法の

一〇九号) 抄附 則 (平成一八年一二月一五日法律第

号に定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

規定に限る。)、第五十九条、第七十五条及び第六項及び第三百十六条第一項第二十三号の改正 第五項の改正規定に限る。)、第五十五条(資産 法第九百四十三条第一号の改正規定を除く。) 改正規定、同法第二編第三章第四節中第二百七 の流動化に関する法律第七十六条第六項、第八 条の五第三項及び第四項並びに第百八十条の九 五、第五十三条の二十五第二項、第五十三条の 第四十九条(保険業法第十七条の六第一項第七 る法律第七十六条第七号の改正規定に限る。)、 第二百五十一条第二十四号の改正規定に限る。) 二十五条(投資信託及び投資法人に関する法律 の規定 公布の日 百九十五条の次に一条を加える改正規定及び同 十二条の次に一款を加える改正規定、同法第六 十二条に二項を加える改正規定、同法第二編第 十五条、第百六十八条第五項、第百七十一条第 二章第三節中第百五十四条の次に一款を加える 七十七条(会社法目次の改正規定、同法第百三 一十七第三項、第五十三条の三十二、第百八十 第九条 (商法第七条の改正規定に限る。)、 第三十七条(金融機関の合併及び転換に関す 第五十三条の十二第八項、第五十三条の十

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第範囲内において政令で定める日定 公布の日から起算して一年三月を超えない第三十条第二項並びに第五十六条第二項の規第三項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三項、第十五条第一項、第十十条第二項及び

(施行期日) **一一五号) 抄**

下「施行日」という。)から施行する。を超えない範囲内において政令で定める日(以第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

二条の二の三とし、第七十二条の二の次に一

号) 抄附 则 (平成一九年三月三〇日法律第四

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施(施行期日)

五 目次の改正規定、第九条の三の次に一条を一から四まで 略 | |

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当

商品取引業者等」に改める部分を除く。)、第第三項の改正規定(「証券業者等」を「金融 四第十二項、第十七条の二第一項、第十九条項、第十四条の九第二項第二号、第十六条の 条の三、第十一条の五、第十三条の二第一 規定を除く。)、第七十二条の二の二を第七十 部分に限る。)及び同条第九項第四号の改正 項若しくは第七項」を「第四十二条の十第五 条第一項の改正規定(「第四十四項」を「第 改正規定、第二十四条の三、第二十四条の四 の改正規定、第二十四条の二を第二十四条の 項、第二十三条第一項第四号及び第二十四条 の九第二項第三号、第二十条の九の三第五 加える改正規定、第十条の三第一項、第十 条第十九項」を「第二条第十二項」に改める 定(同条第一項第一号ロの改正規定(「第二 第三款第四目を削り、同款第五目を同款第四 第六十二条第一項の改正規定、第二章第一節 改める部分を除く。)、第五十五条第五項及び 正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に に改める部分を除く。)、同条第三十八項の改 改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」 び第三十二項の改正規定、同条第三十六項 特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。) 属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属 項、第四十二条の十一第五項」に、「個別帰 六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六 十二条の七第五項」に、「第四十二条の十第 は第七項」を「第四十二条の六第五項、第四 五項の改正規定(「第四十二条の六第六項若 四十五項」に改める部分を除く。)、同条第十 五十二条第二項第一号の改正規定、第五十三 及び第二十五条の改正規定、第二十五条の二 二の二とし、第二十四条の次に一条を加える 十二条の改正規定、第七十二条の二の改正規 目とする改正規定、 しくは第七項、第四十二条の七第六項若しく 目次の改正規定、第九条の三の次に一条を 同条第十八項、第二十五項、第二十九項及 第七十一条の七及び第七

第四号並びに第二百九十四条の改正規定、第七第四号及び第五号、第二百九十二条第一項の次に一条を加える改正規定、第七十三条の 第一節第七款の款名、第三百三十五条、 四項、第三百二十一条の十一第五項、第三章 十五項、第二十九項、第三十二項及び第三十 税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」 第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻 四十二条の十一第六項若しくは第七項」を の六第五項、第四十二条の七第五項」に、 の七第六項若しくは第七項」を「第四十二条 正規定、同条第十五項の改正規定(「第四十 項第一号及び第三百二十一条の八第一項の改 条の四、第二百九十六条、第三百十二条第三 正規定、第二百九十四条の三、第二百九十四とし、第二百九十四条の次に一条を加える改 項並びに第七十二条の八十の改正規定、同条 第一項、第七十二条の五十第一項、第二章第 四十九の三第一項、第七十二条の四十九の八 四十一、第七十二条の四十八、第七十二条の九、第七十二条の四十第一項、第七十二条の 条の三十四、第七十二条の三十七第一項、第 第三項、第七十二条の三十三の二、第七十二 条の二十四、第七十二条の二十四の二、第七 規定、同条第七項を削る改正規定、第七十二 正規定、第七十二条の二十三の見出しの改正 同条第二十六項から第三十一項までを削る改 及び第七十二条の十三の見出しの改正規定、 第二項の改正規定並びに第七百三十四条第三 に改める部分を除く。)、同条第十八項、第二 七十二条の七十二、第七十二条の七十八第一 七十二条の三十八第一項、第七十二条の三十 及び第二項、第七十二条の三十第二項、第七 六から第七十二条の二十四の八まで、第七十 「第四十二条の十第六項若しくは第七項、第 十二条の三十一第二項、第七十二条の三十三 十二条の二十八、第七十二条の二十九第一項 十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七 十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の 「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一 一条の六第六項若しくは第七項、第四十二条 一百九十四条の二を第二百九十四条の二の二 一節第五款の款名、第七十二条の七十一、第 一条の二十四の十一第一項及び第二項、第七 四十三条第八項並びに第六百九十九条の四 第三 (施行期日)

第百八号)の施行の日

則第五条及び第八条の四の改正規定、附則第 条の二の二の次に一条を加える改正規定、 第十二条及び第十五条から第十七条までの規 の三の次に一条を加える改正規定並びに附則 とする改正規定を除く。)並びに附則第九条 を削る改正規定、同条第二項の改正規定(定、附則第九条の二の改正規定(同条第一項 める部分に限る。)、同条第十二項の改正規 第三号」を「第七十二条の十二第二号」に改 九条第十項の改正規定(「第七十二条の十二 項」に改める部分を除く。) 並びに附則第三 項の改正規定(「第四十三項」を「第四十四 二」に改める部分に限る。)及び同項を同条 |附則第九条の二第二項」を「附則第九条の 信託法 (平成十八年法律第百八号) の施 附

十二条の五第一項第五号、第七十二条の十二 条を加える改正規定、第七十二条の三、第七

号) 抄 則 (平成一九年三月三〇日法律第六

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。 一から六まで 略 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律

イからチまで 略 び同法第百三十九条に二項を加える改正規及び同条に一項を加える部分に限る。)及 定並びに附則第五十四条及び第百四十条の 定(「この条」を「この項」に改める部分 第十条中国税徴収法第三十四条の改正規

(罰則に関する経過措置)

| 第百五十七条 この法律 (附則第一条各号に掲げ る規定にあっては、当該規定。以下この条にお の規定によりなお従前の例によることとされる する罰則の適用については、 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対 いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 なお従前の例によ

五附号訓 則 (平成二〇年六月一三日法律第六

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

及び二略 改正規定、同法第三十六条に四項を加える改一 第一条中金融商品取引法第三十一条の四の 第百九十四条の七第二項第一号の改正規定、 改正規定(「第三十六条、」を「第三十六条第 第五十九条の六及び第六十条の十三の改正規 改める部分に限る。)、同法第五十六条の二、 正規定、同法第五十条の二第四項の改正規定 同法第二百五条の二、第二百七条第一項第六 同条第三項の改正規定(「第三項まで」を 十条第一項の改正規定(「第三項まで」を 定、同法第六十五条の五第二項及び第四項の (「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に 「第四項まで」に改める部分に限る。) 並びに 「第四項まで」に改める部分に限る。)、同法 一項、」に改める部分に限る。)、同法第百九

> 加える改正規定、同法第二百七十一条の二十 編第九章第二節中第百九十四条の前に一条を 第百六条第一項第五号の改正規定、同法第二

一第一項の改正規定、同条の次に一条を加え

る改正規定並びに同法第二百七十二条の十三

商品取引法」の下に「(昭和二十三年法律第

二十五号)」を加える部分に限る。)、同法第

十三条の二第一項第三号の改正規定(「金

二十八条第一項第三号の改正規定、同法第五

百条の二の次に一条を加える改正規定、同法

項(利益準備金の積立て等)」を「第十八条第一項の改正規定(「第十八条第一 の次に一条を加える改正規定、第十二条中保 号の改正規定並びに同法第五十二条の二十一 規定、第十条中労働金庫法第九十四条第一項 第八条中信用金庫法第八十九条第一項の改正 部分を除く。)及び同条第二項の改正規定、 改正規定、第六条中中小企業等協同組合法第 並びに同法第五十七条の三、第九十二条第一 法第十五条の九の次に一条を加える改正規定 改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一 法第十一条の十二の次に一条を加える改正規 号及び第二百八条第四号の改正規定、第二条 険業法目次、 の改正規定、同条の次に一条を加える改正規 の改正規定、第十一条中銀行法第十三条の三 第七条中協同組合による金融事業に関する法 五十八条の五の次に一条を加える改正規定、 条の八第一項及び第百三十条第一項第三号の 項、第九十六条第一項、第百条第一項、第百 の十三を同法第十一条の十四とし、同法第十 条第四項第二号、第十一条の四第二項及び第 定及び同法第十一条の四十七第一項第二号の 第十一条の二の三第三号の改正規定、 中投資信託及び投資法人に関する法律第百九 定、同法第十六条の二第一項第三号及び第五 (資本準備金及び利益準備金の額)」に改める 十一条の八第三号の改正規定、同法第十一条 十一条の五の次に一条を加える改正規定、同 十七条の改正規定、第四条中農業協同組合法 一条の十二の次に一条を加える改正規定、同 第二条第十一項、 第八条及び第 (検討)

並びに附則第二十二条中金融機関の信託業務 の下に「及び第七項」を加える部分を除く。)

ただし書の改正規定(「第二十一条第四項」 三号の改正規定並びに同法第五十六条第五項 正規定、同法第三十九条第一項第一号及び第 八条の改正規定、同条の次に一条を加える改 十四条中株式会社商工組合中央金庫法第二十 同法第七十二条第一項第二号の改正規定、第 定、同条の次に一条を加える改正規定並びに 庫法第五十九条及び第五十九条の二の改正規 び第二号の改正規定、第十三条中農林中央金 第二項並びに第三百三十三条第一項第一号及

の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四

十三号)第二条第四項の改正規定(「第三十

(罰則の適用に関する経過措置) 条及び第三十八条の規定 公布の日から起算 百九条第一項の改正規定並びに附則第三十 に関する法律(平成十年法律第百五号)第二 して一年を超えない範囲内において政令で定

分に限る。)、附則第三十二条中資産の流動化 六条、」を「第三十六条第一項、」に改める部

第四十一条 附則第二条から第十九条までに定め 第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 るもののほか、この法律の施行に関し必要な経 過措置は、政令で定める。 定によりなお従前の例によることとされる場合 定にあっては、当該規定。以下この条において 罰則の適用については、なお従前の例による。 同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規 (政令への委任) におけるこの法律の施行後にした行為に対する

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年以内 に、この法律による改正後の規定の実施状況に ついて検討を加え、必要があると認めるとき

その結果に基づいて所要の措置を講ずるも

八号) 附 則 抄 (平成二一年六月二四日法律第五

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

定にあっては、当該規定。以下この条において第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 におけるこの法律の施行後にした行為に対する 定によりなお従前の例によることとされる場合 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規 ?の適用については、なお従前の例による。 (平成二一年七月一〇日法律第七

六月を超えない範囲内において政令で定める日第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 (以下「施行日」という。) から施行する。 (施行期日)

抄

抄

則

(平成二二年五月一九日法律第三

第一条 この法律は、 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から (施行期日) 公布の日から起算して一年

改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の める部分に限る。)及び同法第二百五条の二付随し、若しくは関連する取引として」に改 規定 公布の日 の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五 て政令で定める取引を除く。)又はこれらに 障を生ずることがないと認められるものとし 事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支 及び我が国の資本市場に与える影響その他のを「若しくはデリバティブ取引(取引の状況の改正規定(「、デリバティブ取引その他」 第一条中金融商品取引法第二条第二十八項

(罰則の適用に関する経過措置)

に対する罰則の適用については、なお従前の例定にあっては、当該規定)の施行前にした行為第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に 定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要

> な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) 政令で定める。

則

附

号) 抄

| ・ を超えない範囲内において政令で定める日から| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。

九号)

附

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

から起算して二十日を経過した日 則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日する法律第二百四十八条の改正規定並びに附 限る。)、第六条中投資信託及び投資法人に関 九十八条 (第五号及び第八号を除く。)」を 号の三の次に三号を加える改正規定、同法第 第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十 「第百九十八条第四号の二」に改める部分に 正規定並びに同項第六号の改正規定(「第百 百九十八条及び第二百七条第一項第三号の改 第一条中金融商品取引法第百九十七条の二

める部分に限る。)、第二条の規定、第六条中を「第二百条第十二号の三、第十七号」に改 条、第二十六条第三項、第二百一条、第二百 投資信託及び投資法人に関する法律第十一 法第二百七条第一項第五号の改正規定並びに 加える改正規定、同法第百八十一条及び第百 第八条、第九条、第十二条から第十四条ま を加える改正規定及び同法第三百三十三条第 条及び第五十二条の二十八の改正規定、第十 五条の二の改正規定、第十条中銀行法第二十 二条第二項、第二百二十五条及び第二百二十 同項第六号の改正規定(「第二百条第十七号」 十二号の二の次に一号を加える改正規定、 九十二条第三項の改正規定、同法第二百条第 定、同法第六章中第百七十一条の次に一条を 規定、同法第三十六条の二第二項の改正規 同法第三十一条の三の次に一条を加える改正 条中保険業法第九十八条第二項にただし書 第一条中金融商品取引法目次の改正規定、 第十七条から第二十条まで及び第二十五 同

(平成二三年五月二日法律第三六

(施行期日)

則 (平成二三年五月二五日法律第四

で定める日

(政令への委任)

| に、この法律の施行の状況について検討を加第三十二条 政府は、この法律の施行後五年以内 え、必要があると認めるときは、その結果に基 づいて所要の措置を講ずるものとする。

三号) (平成二三年五月二五日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 一から五まで 略

イ及びロ 略 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日 第七条の規定及び附則第七十二条から第

(罰則の適用に関する経過措置) 七十八条までの規定

第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の 規定にあっては、当該規定。以下この条におい

二十三条第二項の改正規定に限る。)、

条から第二十九条までの規定 公布の日から 起算して六月を超えない範囲内において政令

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規 罰則の適用については、なお従前の例による。 におけるこの法律の施行後にした行為に対する 定によりなお従前の例によることとされる場合 定にあっては、当該規定。以下この条において

第三十一条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関 (検討)

ら施行する。 この法律は、 新非訟事件手続法の施行の日

四号) 則 抄 (平成二三年六月二四日法律第七

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一

め、同項を同条第五項とし、 援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第

(政令への委任)

法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定第八十条 この附則に規定するもののほか、この める。

号 附 則 抄 (平成二四年八月一日法律第五三

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して三月

八 附号 則 則 抄 (平成二五年五月三一日法律第二

この法律は、番号利用法の施行の日から施行

する。

五号) 附 則 抄 (平成二五年六月一九日法律第四

第一条 この法律は、 施行する。ただし、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。 (施行期日) 次の各号に掲げる規定は、 公布の日から起算して一年

び投資法人に関する法律第二百五十二条の改加える改正規定、第八条の規定(投資信託及 五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一の四第四項の次に一項を加える改正規定、第 条第一項第二号及び第二項の改正規定、 八条第二号の次に二号を加える改正規定並 の次に一条を加える改正規定、同法第百九十 条第一項の改正規定、第二十二条の規定並び に一項を加える改正規定、第十五条の規定、 十二第四項中「前三項」を「前各項」に改 項を加える改正規定及び同法第五十二条の二 三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一 中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を 条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条 第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七 に同法第百九十八条の三、第百九十八条の六 一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八 える改正規定、第二十一条中信託業法第九十 第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加 第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中 正規定を除く。)、第十四条のうち銀行法第十 に附則第三十条(株式会社地域経済活性化支 第一条中金融商品取引法第百九十七条の二 同条第三項の次 第三

の日から起算して二十日を経過した日 条、第三十六条及び第三十七条の規定 七条第二項の改正規定に限る。)、第三十二 機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十 条(株式会社東日本大震災事業者再生支援 公布

関する法律の一部改正に伴う経過措置) (第九条の規定による投資信託及び投資法人に 条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組 月を超えない範囲内において政令で定める日 第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二 八条第二項の改正規定並びに附則第七条から 並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十 農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項 項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中 七十一条の二十七第一項、第二百七十二条の 定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第第百二十二条第二項の改正規定、第九条の規 合法第十一条の十一第一項及び第三項並びに 十六条の規定 公布の日から起算して一年六 二十二第二項及び第二百七十二条の四十第二 百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百 二項、第二十四条第二項、第五十二条の二十 条中信託業法第四十二条第三項及び第五十 条第二項、第二百二十六条第二項、第二百 第二項の改正規定、第十六条中保険業法第 一第一項及び第二項並びに第五十二条の三十 第二条の規定、第四条中農業協同組合法第 一条の四第一項及び第三項並びに第九十三 (検討)

第十条 第九条の規定による改正後の投資信託及 及び第五十九条において準用する場合を含む。 いう。)第十四条(新投信法第五十四条第一項び投資法人に関する法律(以下「新投信法」と る作成期日に係る運用報告書については、なお 九条において準用する場合を含む。)に規定す 第一項(旧投信法第五十四条第一項及び第五十 る法律(以下「旧投信法」という。)第十四条 定による改正前の投資信託及び投資法人に関す 適用し、第三号施行日前に到来した第九条の規 に規定する作成期日に係る運用報告書について 施行日以後に到来する新投信法第十四条第一項 以下この条において同じ。)の規定は、第三号

第十一条 第三号施行日前に旧投信法第十七条第 変更等の手続(旧投信法第十八条(旧投信法第 する場合を含む。)の規定による重大な約款の 項(旧投信法第五十四条第一項において準用

第十二条 新投信法第百四十九条の七第二項の規 更等の手続については、なお従前の例による。 が開始された場合におけるその重大な約款の変 契約に係る新投信法第百四十七条第一項に規定 定は、第三号施行日以後に締結される吸収合併 の規定による受益権買取請求の手続を含む。) は、なお従前の例による。 四十七条第一項に規定する吸収合併について に締結された吸収合併契約に係る旧投信法第百 する吸収合併について適用し、第三号施行日前 五十四条第一項において準用する場合を含む。)

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる る。 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条におい る罰則の適用については、なお従前の例によ 1. で同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の

(政令への委任)

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前 む。) は、政令で定める。 必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含 条に定めるもののほか、この法律の施行に関し

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目 という。)の施行の状況等を勘案し、必要があ 法律(以下この条において「改正後の各法律」 ると認めるときは、改正後の各法律の規定につ 途として、この法律による改正後のそれぞれの 置を講ずるものとする。 いて検討を加え、その結果に基づいて所要の措

附則 八六号) (平成二五年一一月二七日法律第 抄

(施行期日)

施行する。

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する (罰則の適用等に関する経過措置)

罰則の適用については、なお従前の例による。 四附号則 則 抄 (平成二六年五月三〇日法律第四

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

及び第十八条の規定 項ただし書の改正規定並びに附則第十七条 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第

田東舎む。)」を「第八章及び第八章の二の規定(「規定(」を「規定並びに」に、「罰正規定(「規定(」を「規定並びに」に、「罰正規定(「規定(」を「規定並びに」に、「罰正規定(「規定(」を「規定並びに第六十三条第四項の改正規定(「規定(」を「規定並びに第六十三条第四項正規定(「規定(」を「規定並びに第六十三条第四項正規定(「規定(」を「規定が第三項並びに第六十三条第四項 の次に二条を加える改正規定、同法第八章の定」に改める部分に限る。)、同法第二百九条 項、第五十七条の二第五項、第五十七条の十条及び第四十九条の二、第五十条の二第四 投資法人に関する法律第百九十七条及び第二 の改正規定を除く。)、第九条(投資信託及び 条(中小企業等協同組合法第九条の七の五第 第百二十一条の五の改正規定を除く。)、第七 協同組合法第十一条の九、第十五条の七及び の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。) 協同組合法第十一条の二の四、第十一条の十 二条の二の改正規定を除く。)、第四条 (農業 除く。)」を加える部分に限る。)及び同法第 の改正規定に限る。)、第三条 (金融機関の信 品取引法等の一部を改正する法律附則第三条 四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九 条の七) /」に改める部分に限る。)、 る手続等の特例(第二百九条の四―第二百九 条)」を「/第八章 罰則(第百九十七条 百二十三条の三第一項の改正規定を除く。)、 による金融事業に関する法律第六条の五の二 二項の改正規定を除く。)、第八条 (協同組合 第二項の改正規定を除く。)、第六条(水産業 改正規定(「第三十八条」の下に「(第七号を 託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の 十条第一項の改正規定並びに第二条(金融商 次に一章を加える改正規定並びに同法第二百 第二百九条の三) /第八章の二 没収に関す (「第八章 罰則(第百九十七条—第二百九 第五条(消費生活協同組合法第十二条の三 第一条中金融商品取引法目次の改正規 同法第

働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。) 条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改 七条の二の改正規定を除く。)、第十二条(労 定を除く。)、第十一条(長期信用銀行法第十 第十条(信用金庫法第八十九条の二の改正規 第十三条(銀行法第十三条の四、第五十二 第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途 として、この法律による改正後のそれぞれの法 と認めるときは、改正後の各法律の規定につい 律(以下この条において「改正後の各法律」と を講ずるものとする。 て検討を加え、その結果に基づいて所要の措置 は、政令で定める。 いう。)の施行の状況等を勘案し、必要がある 則

九号) (平成二六年六月一三日法律第六

及び同条第四項の改正規定に限る。)の規定 改正規定(「規定(」を「規定並びに」に、 業法第三百条の二の改正規定を除く。)、 び第八章の二の規定」に改める部分に限る。) 第二項の改正規定(「規定(」を「規定並び の二の規定」に改める部分に限る。)に限る の規定並びに附則第十三条(証券取引法等の 条第八項及び第二十九条の改正規定を除く。) 第十八条(株式会社商工組合中央金庫法第六 及び附則第二十条の改正規定を除く。)及び 除く。)、第十七条(信託業法第二十四条の二 正規定を除く。)、第十四条、第十五条 (保険 に」に、「罰則を含む。)」を「同法第八章及 (平成二十三年法律第三十九号) 第四十三条 。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法 「罰則を含む。)」を「同法第八章及び第八章 十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の 十四条(株式会社日本政策金融公庫法(平成 五号) 附則第二十条の改正規定を除く。)、第 十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を 六条(農林中央金庫法第五十九条の三、 一部を改正する法律(平成十八年法律第六十 公布の日から起算して六月を超えない範囲

(罰則の適用に関する経過措置) 内において政令で定める日

第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 罰則の適用については、なお従前の例による。 定にあっては、当該規定。以下この条において におけるこの法律の施行後にした行為に対する 定によりなお従前の例によることとされる場合 (政令への委任) 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規

第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) 定めるもののほか、この法律の施行に関し必要

(施行期日)

第一条 この法律は、 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す 行政不服審查法(平成二十

(経過措置の原則

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 がある場合を除き、なお従前の例による。 に係るものについては、この附則に特別の定め (訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てがを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その 起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと いこととされる事項であって、当該不服申立て 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな

(施行期日)

された処分その他の行為であって、この法律のされる場合を含む。) により異議申立てが提起 取消しの訴えの提起については、なお従前の例を提起することができないこととされるもののに対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え による。 規定による改正後の法律の規定により審査請求 (前条の規定によりなお従前の例によることと この法律の規定による改正前の法律の規定 は、

施行前に提起されたものについては、 の例による。 他の行為の取消しの訴えであって、この法律の 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その なお従前

(罰則に関する経過措置)

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行

(その他の経過措置の政令への委任)

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置十条 附則第五条から前条までに定めるものの (罰則に関する経過措置を含む。) は、 政令で定 第三十条 この法律の施行前にした行為に対する

(平成二六年六月二七日法律第九

る規定の施行の日又はこの法律の施行の日のい定は、金商法等改正法附則第一条第三号に掲げ ずれか遅い日から施行する。 の改正規定並びに第四十九条中社債、株式等の の二第四項及び第百四十九条の十三の二第四項 二項、第八十八条の二十二、第百四十九条の三 七、第八十八条の十八、第八十八条の二十一第 第二項、第八十八条の五第二項、第八十八条の 投資信託及び投資法人に関する法律第七十六条 施行の日から施行する。ただし、第二十九条中 振替に関する法律第二百四十七条の三の改正規 八第五項、第八十八条の十五、第八十八条の十 この法律は、会社法の一部を改正する法律の

七号) 則 抄 (平成二九年五月二四日法律第三

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 び第二十六条の規定は、公布の日から施行す 施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及 を超えない範囲内において政令で定める日から る。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条 第二十五条 この法律の施行前にした行為に対す る。 る罰則の適用については、 (その他の経過措置の政令への委任) なお従前の例によ

政令で定める。 則 (平成二九年六月二日法律第四五

要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)

に定めるもののほか、この法律の施行に関し必

する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す 第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び この法律は、民法改正法の施行の日から施行

号附 抄 則 (令和元年六月七日法律第二八

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 公布の日から施行する。 施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

(罰則に関する経過措置)

罰則の適用については、

なお従前の例による。

の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関第三十一条 この附則に規定するもののほか、こ (その他の経過措置の政令への委任) する経過措置を含む。) は、政令で定める。

(令和元年六月一四日法律第三七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行を経過した日から施行する。ただし、次の各号

及び第六条の規定 公布の日 び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条 律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及 第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法 百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、 十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正 っせんに係る児童の保護等に関する法律第二 七条(民間あっせん機関による養子縁組のあ 規定に限る。)、第八十五条、第百二条、第百 十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区 方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地 域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。) 並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第 使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 条、第百七十条、第百七十二条(フロン類の 六十三条まで、第百六十六条、第百六十九 八条、第百三十九条、第百六十一条から第百 条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十 条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三 五条、第九十六条、第九十八条から第百条ま 九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十 第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十 条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、 まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の 条、第六十二条、第六十六条から第六十九条 第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十 を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、 第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。) 二条、第百十三条、第百十五条、第百十六 で、第百四条、第百八条、第百九条、第百十 十七条、第七十九条、第八十条、第八十二 二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七 十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三

条から第二十九条までの規定 起算して六月を経過した日 公布の日 いから

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっ 他の行為及び当該規定により生じた失職の効力 項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの に限る。)に基づき行われた行政庁の処分その 前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条 同じ。)の施行の日前に、この法律による改正 ては、当該規定。以下この条及び次条において については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十 その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす る法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐 討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除 する法律(平成十八年法律第四十八号)におけ 六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関 て、この法律の公布後一年以内を目途として検 人であることを理由に制限する旨の規定につい

附 号 則 (令和元年一二月一一日法律第七

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 ニする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、会社法改正法の施行の日から施

条の規定 の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項び特定農水産業協同組合等による信用事業の再 構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第 条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機 保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規 を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。) 七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及 法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一 定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する 二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中 設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第 一百六十九条の改正規定(「第六十八条第二項」 第二十一条中民間資金等の活用による公共施 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第 公布の日

登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約

分及び「清算人」と」の下に「、同法第百四十 号を除く。)」を「第十九条の三まで」に、「、 法第二十四条第一項の改正規定(次号に掲げる 条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合 四十五条」と」を加える部分に限る。)、第七十 登記法(」とあるのは「消費生活協同組合法 と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業 号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」 を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四 の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」 合法第九十二条の改正規定(「第十七条から」 法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)第六 三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十 規定(「第十九条の二」の下に「、第十九条の 定、第六十七条中宗教法人法第六十五条の改正 書面の特例)、第二十一条から第二十七条まで 添付書面の特例、印鑑の提出、」を「及び添付 合等に関する法律第七十八条の改正規定(「第 除く。)、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組 掲げる部分を除く。)、第四十六条第九項の規 る法律第百八十三条第一項の改正規定(次号に 。)、第三十七条第三項の規定、第四十一条中保 第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。) 第十六号を除く。)」を「第十九条の三まで」 部分を除く。)、第八十五条中漁船損害等補償法 法第九十二条において準用する商業登記法第百 第百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合 いて準用する商業登記法(」と、「商業登記法 (昭和二十三年法律第二百号)第九十二条にお 六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組 第百四十五条」と」を加える部分に限る。)、第 法人法第六十五条において準用する商業登記法 十五条において準用する商業登記法(」と、 六条の二中「商業登記法(」とあるのは「宗教 六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部 に改める部分に限る。)、第五十七条第三項の規 (第二十四条第十四号及び第十五号を除く。) (」 二十七条まで(第二十四条第十五号及び第十六 定、第五十条の規定(次号に掲げる改正規定を (次号に掲げる部分を除く。)、第四十二条第十 分を除く。)及び同法第二百十六条の改正規定 険業法第六十七条の改正規定(次号に掲げる部 「商業登記法第百四十五条」とあるのは「宗教 (」に改める部分及び「第十二条第一項」を - 第十二条第一項第五号」に改める部分に限る 一項の規定、第四十五条中資産の流動化に関す 「、印鑑の提出、」を「)、第二十一条から 三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の 登記に関する法律第四条の改正規定(「並びに る。)、第八十六条の規定、第九十三条中中小企登記法第百四十五条」と」を加える部分に限 条の二中「商業登記法(」とあるのは となつたもの」と」の下に「、同法第百四十六 第八十三条の改正規定(「第十七条から」の下 部分に限る。) 並びに同法第九十五条、 第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改 条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条 法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、 十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、 条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、 に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六 第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三 月を超えない範囲内において政令で定める日 百十二条の規定 公布の日から起算して一年三 第二十一条」を加える部分に限る。)並びに第 事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規 る。)、第百八条の規定、第百十一条中有限責任 条の改正規定(「第十九条の二」の下に「、第 資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三 除く。)、第百三条第三項の規定、第百七条中投 第百六十八条の改正規定(次号に掲げる部分を び第百一条の規定、第百二条中技術研究組合法 める部分に限る。)、第九十七条、第九十九条及 び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改 まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及 規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三 第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正 害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第 び第十五号」に改める部分及び「により清算人 え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及 の改正規定(「本店の所在地における」を削る びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項 に限る。)、同法第八十七条第一項及び第二項並 正規定(「本店の所在地における」を削る部分 十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分 定(「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、 げる部分を除く。)、第九十四条第三項の規定、 業等協同組合法第百三条の改正規定(次号に掲 損害等補償法第八十三条において準用する商業 八十三条において準用する商業登記法(」と、 「商業登記法第百四十五条」とあるのは「漁船 条、第百十八条及び第百三十八条の改正規 -九条の三、第二十一条」を加える部分に限 「第十九条の三まで、第二十一条から」を加 第

条の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条 四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九 第五号」に改める部分に限る。)、第三十五条第 分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項 提出、」を「)、第二十一条から第二十七条まで く。)」を「第十九条の三まで」に、「、印鑑の (「第二十七条まで (第二十四条第十六号を除 三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定 条の改正規定 (次号に掲げる部分を除く。)、第 投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七 定を除く。)、第二十八条の規定、第三十二条中 規定、第二十七条の規定(次号に掲げる改正規 定 (次号に掲げる部分を除く。)、第二十六条の 分を除く。)及び同法第百二条の十一の改正規 品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部 正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商 号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める改 を加える部分に限る。) 及び同法第六十条第六 おいて準用する商業登記法第百四十五条」と」 対する法人格の付与に関する法律第五十五条に 記法第百四十五条」とあるのは「職員団体等に において準用する商業登記法(」と、「商業登 法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条 は「職員団体等に対する法人格の付与に関する 第百四十六条の二中「商業登記法(」とあるの と」を、「選任された者」と」の下に「、同法 業所(会社にあつては、本店)」とあり、並び と」の下に「、同法第十二条の二第五項中「営 ある部分を除く。)」を削る部分及び「「事務所」 に改める部分、「(同法第二十七条中「本店」と 号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」 第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五 団体等に対する法人格の付与に関する法律第五 第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定 掲げる部分を除く。)、第十六条第五項の規定、 に関する法律第三百三十条の改正規定(同号に 定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人 同号に掲げる改正規定を除く。)、第七条の規 を「第九十条」に改める部分に限る。) 並びに び同法第九十一条第二項の改正規定(「前条」 登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及 げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業 に同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第 十八条の改正規定(「第十九条の二」の下に「、 (第二十四条第十五号を除く。) (」に改める部 (同号に掲げる部分を除く。)、第十八条中職員 | 項中「本店」とあるのは「主たる事務所」

る事務所」と」を削る部分に限る。)並びに同 第三款、第三百十五条及び第三百二十九条の改次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節 次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の 項の次に次のように加える改正規定及び同法第限る。)、同条第二項の表第百五十九条第一項の 百五十五条第一項の改正規定(「(以下この条」 第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十 条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項 改正規定を除く。)、第二十二条及び第二十三条 部分に限る。)、第十八条の規定(前号に掲げる 正規定(「(第三項を除く。)、第十八条」を削る 正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改 法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改 第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三 第五十二条」に、「及び第百三十二条」を 部分に限る。)、同法第四十七条の次に五条を加 六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び 行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十 百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に 五条第一項の改正規定(「まで」の下に「、 第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の を加える部分に限る。)、同法第百五十九条の次 の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」 第百五十一条第二項第一号の改正規定、同法第 定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律 を削る改正規定、同法第九十条の改正規定 の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九 十九条」に改め、「、「支店」とあるのは「従た 正規定、同法第三百三十条の改正規定(「第四 十二条―第三百十四条)」を「削除」に改める 項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の 定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一 正規定、第十条第二項から第二十三項までの規 に次のように加える改正規定、同法第二百三十 いて準用する商業登記法(」と、「商業登記法 分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び 六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部 (昭和二十三年法律第二十五号)第九十条に 一商業登記法(」とあるのは「金融商品取引 ・読み替える」を「、同法第百四十六条の二中 第十七条から」の下に「第十九条の三まで、 (「従たる事務所の所在地における登記(第三百 に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条 一百三十九条第二項の表に次のように加える改 -九条から第五十二条まで」を「第五十一条、 般財団法人に関する法律の目次の改正規定

第

次

定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定 百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規 条」と」を加える部分を除く。)及び同法第二 七条において準用する商業登記法第百四十五 と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは 百七十七条において準用する商業登記法(」 する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第法(」とあるのは「投資信託及び投資法人に関 の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記「若しくは」と」を削り、「第百七十五条」と」 しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは 削る部分及び「、同法第二十四条第七号中「若改正規定(「、第二十条第一項及び第二項」を に一号を加える改正規定、同法第百七十七条の改正規定、同法第百六十六条第二項第八号の次 える部分を除く。)、同法第百六十四条第四項の 文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加 四条第一項の改正規定(「第三百五条第一項本 条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十 十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を 付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二 記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添 正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二 る法律第二十三条から第二十四条の二までの改 定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関す 第百四十五条第一項及び第百四十六条の改正規 み替える」に改める部分を除く。)並びに同法 おいて準用する商業登記法第百四十五条」と読 とあるのは「金融商品取引法第百二条の十一に 業登記法(」と、「商業登記法第百四十五条」 るのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第 同法第百四十六条の二中「商業登記法(」とあ 第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、 及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条 加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号 下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を 百二条の十一の改正規定(「第十七条から」の 条第一項及び第百二条の十の改正規定、同法第 法第百条の四、第百一条の二十第一項、第百二 条」と読み替える」に改める部分を除く。)、同 九十条において準用する商業登記法第百四十五 第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第 (「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に 十三条の二まで、」を「第十九条の三まで(登 二十五号)第百二条の十一において準用する商 「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二 「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十

同じ。) に」と、同条第四項並びに第五項第一第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下 るのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次 らの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三 条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除 るのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条 三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあ 条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び 第四号を除く。)中「前条第四項」とあるのは 中「株主」とあるのは「総代」と」を削り、 三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三 削り、「相互会社」と、」の下に「これらの規定 改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」」を 百二十五条の三第一項第五号を除く。)中」に く。) 中「株主」とあるのは「総代」と、これ 条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三 項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二 定中」を「規定(同法第二百九十八条(第一項 規定、同法第四十九条第一項の改正規定(「規 関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び 規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機 及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正 る部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併 並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げ の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条 改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八 改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の 号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並 十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第 社」とあるのは「相互会社」と、」に、「第三百 第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会 百十四条並びに第三百十八条第四項を除く。) 中」を加え、「、これらの規定(同法第二百九 百十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五 第三号及び第四号を除く。)、第三百十一条第四 第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正 第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。)、 第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定 規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から 改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第 七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の 第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第 「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあ 「各号を除く。)及び第四項中」を「第三号及び 十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正 一十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九 八条第一項(各号を除く。)及び第四項、第

め、「及び第四項」を削る部分に限る。)、同法第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改 め、「支店所在地における登記、」を削り、「登定(「、第四十八条」を「、第五十一条」に改 正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六 第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改 規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律 後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正 削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項 正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の 条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、 第百七十一条及び第百八十三条第二項の改正規 第百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法 及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六 と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社 中「この法律に」とあるのは「保険業法に」 業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条 四項」と、同法第百四十六条の二中「商業登記 項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第 る事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事 び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規 を削る部分を除く。)、同法第六十四条第二項及 びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同_ 特例等に関する法律第百六十二条第一項後段を 三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改 と」を加える部分を除く。)並びに同法第三百 に関する登記」に改める部分に限る。)、同法第 法(」と、「商業登記法第百四十五条」とある 百五号)第六十七条において準用する商業登記 法(」とあるのは「保険業法(平成七年法律第 五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四 務所」を「第四十七条第三項中「前項」とある で(」に改める部分及び「第四十八条から第五 抹消)並びに第百三十九条から第百四十八条ま を「第百三十七条」に、「職権抹消、」を「職権 定、同法第二百十六条の改正規定(「、第二十 十三条までの規定中「本店」とあるのは「主た 記)並びに」を「登記)、」に、「第百四十八条 十五条第三項の改正規定、同法第百八十三条第 「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」 (平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは 「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法 「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十 号」に改める部分及び「において」の下に 、十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項 は「保険業法第六十四条第一項」と、同法第 は「保険業法第六十七条において準用する商

条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の 第六十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除 第六十七条第二項各号」と」を削る部分に限は「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条 を除く。)」を削る部分に限る。)、第五十二条、 限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六 第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六 号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療法 改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、 掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第 と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは 条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する 条から第二十七条まで(」に改める部分、「、 第三項の改正規定及び同法第百一条第一項第四 三項ヲ除ク)」を「第十七条」に改める部分に 第二十四条第一項の改正規定(「第十七条(第 項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定 改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前 く。)、第六十九条中消費生活協同組合法第八十 五十七条及び第六十七条から第六十九条までの 第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるの 関する法律第十五条の三の改正規定 (「(第三項 の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に と」を加える部分を除く。)及び同法第三百十 項において準用する商業登記法第百四十五条」 三条第一項において準用する商業登記法(」 関する法律(平成十年法律第百五号)第百八十 項」と」の下に「、同法第百四十六条の二中 る部分及び「準用する会社法第五百七条第三 譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と」を削 同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十 の三」に、「、印鑑の提出、」を「)、第二十 に一条を加える改正規定、同法第四十三条の 定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金 六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規 一十二条の改正規定(「、同法第九百三十七条 一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九 〒七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法 一条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七 、同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十 一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の 資産の流動化に関する法律第百八十三条第一 商業登記法(」とあるのは「資産の流動化に

産業協同組合等による信用事業の再編及び強化規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水 規定(「、第四十八条」を「、第五十一条」に、 第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五 技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章 中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第 を加える部分を除く。)、第百条の規定(同条中 規定(「第八項」の下に「、第三十八条の六」 九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正 四十四条の十一第二項の改正規定を除く。)、第 の改正規定(前号に掲げる部分に限る。)並び 法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条 る。)、第九十六条の規定(同条中商品先物取引 法第九十三条第二項各号」と」を削る部分に限 第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合 同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条 で並びに第百三十九条」に改める部分及び「、 条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十 並びに同法第百三条の改正規定(「、第四十八 十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定 第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規 業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章 に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企 の改正規定及び同法第百条第一項第十六号の次 一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項 九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第 十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正 及び第百条第二項の改正規定並びに同法第百二 条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項 第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一 分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条 び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部 法第七十一条から第七十三条までの改正規定及 加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償 同法第百三十条第一項第三十八号の次に一号を 正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び 定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改 中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規 十九条第三項から第五項まで及び第百六十条第 に同法第五十八条、第七十七条第二項及び第百 二条」を「、第百三十二条から第百三十七条ま 「並びに第百三十二条」を「、 項第十三号の改正規定を除く。)、第百二条中 同法第九十三条から第九十五条まで、第九 第百三十二条か 第二十九条 この附則に規定するもののほか、こ (政令への委任)

条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第 ら第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改 会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規 項、」を削る部分に限る。)、第百七条の規定 百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一 め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十 定の施行の日 (前号に掲げる改正規定を除く。) 並びに第百十 一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)

十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条

号 則 (令和二年六月一二日法律第五〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 六月を超えない範囲内において政令で定める日 は、当該各号に定める日から施行する。 附則第二十七条の規定 公布の日

第二十七条 この附則に規定するもののほか、 の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関 (政令への委任)

附 則 (令和三年六月一六日法律第七二する経過措置を含む。) は、政令で定める。 号 附

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。

号) 抄 附 則 (令和四年六月一〇日法律第六一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 附則第二十九条の規定 公布の日

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で 定める。 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日) 号 附

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 当

第五百九条の規定 公布の日

(令和五年六月一四日法律第五三

条、第五十五条、第五十八条から第六十三条 ら第四十八条まで、第五十二条、第五十 四十八号の改正規定並びに附則第四十五条

四十八号の改正規定並びに附則第四十五条か(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第 での規定、附則第四十四条中登録免許

まで及び第六十五条の規定

各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 えない範囲内において政令で定める日から施 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規 この法律は、公布の日から起算して五年を超

定 公布の日

規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十 保護等に関する法律第十二条第三項の改正規 十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の 第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八 三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規 法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第 項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当 第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪 条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び 定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条 の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規 号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号 える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三 (「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録され 六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定 ない範囲内において政令で定める日 定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条 (民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四 十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定 の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三 同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二 ている事項の全部を記録した電磁的記録」を加 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正 第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律 公布の日から起算して二年六月を超え

九号) (令和五年——月二九日法律第七

施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二 二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三 項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十 第二十九条の四第一項、第三十三条の五第 第一条中金融商品取引法第十五条第一項 十九第一項、第八十条第二項、 附則第六十八条の規定 公布の日 第八十二条

> 改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十 定、第十四条中保険業法第百六条第一項、第び第五十二条の六十一の五第一項の改正規 び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中 二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の 改正規定、第七条中協同組合による金融事業項、第百七条第一項及び第百十七条第二項の 第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六 条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条 条の三第二項、第百五十六条の四第二項、 第二項、第百六条の十二第二項、第百五十 条第一項、第三十四条、第三十七条から第三 中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第 改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合 の三第一項及び第九十五条の五の十第二項 四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条 資産の流動化に関する法律第七十条第一項の 第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中 百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び 十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及 銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の 法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及 十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫 中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第 条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第 条中投資信託及び投資法人に関する法律第九 及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八 条中水産業協同組合法第八十七条の二第一 の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び の二及び第三条の三第四項の改正規定、 十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条 の二十の十八第二項並びに第百五十六条の二 百五十六条の二十の四第二項、第百五十六条 三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二 十八条第五号、第百条第五号及び第百三十六 に関する法律第四条の四第一項、第六条の四 十九条まで及び第四十一条から第四十三条ま 一百七十二条の四第一項、第二百七十二条の 項及び第六十条の六第一項の改正規定並び . 附則第十四条から第十七条まで、第二十三 第 五.

算して三月を超えない範囲内において政令で

労働金庫法第九十四条の二の改正規定(「に 四第三号及び第四号の改正規定、第十一条中 部分を除く。)並びに同法第二十五条の二の

対する誠実義務」を「の利益の保護のための

第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年ら第五号までの改正規定並びに次条から附則 十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条条の三十の六第一項、第二十七条の三十の 第五号及び第六号並びに第二百九条第三号か 条の七第四項から第七項まで、第十四項、第 百七十八条第十項及び第十一項、第百八十五 の四第二項、第百七十二条の十二第一項、第 五第一項から第三項まで及び第十三項、第二 の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の 第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十 項、第百六十六条第四項及び第五項、第百七 の三十四、第五十七条の二第二項及び第五 十五条第一項から第四項まで及び第六項、第 十五項及び第三十一項、第百九十七条の二第 十二条の三第一項及び第二項、第百七十二条 二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七 一号、第六号及び第七号、第二百条第一号、 条の三及び第二十四条第二項の改正規定、 第一条中金融商品取引法第五条第二項から .法第二十四条の四の七及び第二十四条の四

見出し及び同条第一項から第三項までの改正 条の次に一条を加える改正規定、同法第百八 る。)、同条第四項の改正規定、同法第百八十 を「最初の審判手続の」に改める部分に限 法第百七十九条第二項の改正規定 (「審判の」 ばならない情報」に改める部分に限る。)、同する書面に記載する事項」を「提供しなけれ の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項 定、同条第六項を削る改正規定、同法第四十 同法第四十条の二第四項及び第五項の改正規 第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規 規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条 れ」を「審判手続開始決定記録に記録され. の改正規定(「審判手続開始決定書に記載さ む。)の改正規定、同法第百八十三条第二項 定、同法第四十三条の五の改正規定(「交付 定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、 に改める部分を除く。)、同法第百八十四条第 十一条第三項及び第百八十二条(見出しを含 二条の七の見出し及び同条第一項の改正規 第一条中金融商品取引法第三十七条の三の 項、第百八十五条の三第一項、 第百九十八

条第二号の四並びに第二百五条第十二号及び 止」を加える部分を除く。)、同条第二項の改 る情報が提供されていない場合の募集等の禁 合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係 状況に係る情報の提供が確保されていない場 「募集等の禁止」の下に「、出資対象事業のに、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び 務」を「の利益の保護のための体制整備」 の十一第一項の改正規定(「に対する誠実義 組合による金融事業に関する法律第六条の五 る改正規定を除く。) の規定、第七条中協同 百十六条第六項の改正規定及び第二号に掲げ を除く。)及び第六条(水産業協同組合法第 六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定 五条(農業協同組合法第九十二条の五の八第 る法律第二条第四項の改正規定を除く。)、第 第四条(金融機関の信託業務の兼営等に関す 規定及び同法第三十一条第二項の改正規定、 正規定、同条第五号の次に一号を加える改正 える改正規定、同法第百四十七条第四号の改 三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加 用環境の整備等に関する法律第百四十三条第 正規定、第三条中金融サービスの提供及び利 る改正規定並びに同法第二百八条第六号の改 第十三号の改正規定、同号の次に一号を加え

禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供報の提供が確保されていない場合の売買等の 二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の 報の提供が確保されていない場合の売買等の されていない場合の募集等の禁止」を加える 止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情 を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁 利益の保護のための体制整備」に、「掲示」 同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改 部分を除く。)、同条第二項の改正規定並びに されていない場合の募集等の禁止」を加える 禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供 止」の下に「、出資対象事業の状況に係る情 を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁 利益の保護のための体制整備」に、「掲示」 項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の 定、第九条中信用金庫法第八十九条の二第一 及び第二号に掲げる改正規定を除く。)の規 資法人に関する法律第百九十七条の改正規定 第五号の改正規定、第八条(投資信託及び投 正規定並びに同法第十条の二の五第四号及び 改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、めの体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に 出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、めの体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に 改める部分及び「募集等の禁止」の下に「、めの体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に 下に「、出資対象事業の状況に係る情報の提示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の 正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改に同法第百条の四の五第四号及び第五号の改 募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びの状況に係る情報が提供されていない場合の 四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十 並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第 事業の状況に係る情報が提供されていない場 されていない場合の売買等の禁止、出資対象 出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保 同法第五十二条の六十の十七の改正規定(合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、 事業の状況に係る情報が提供されていない場 されていない場合の売買等の禁止、出資対象 合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、 事業の状況に係る情報が提供されていない場 されていない場合の売買等の禁止、出資対象 出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保 出資対象事業の状況に係る情報が提供されて 供が確保されていない場合の売買等の禁止、 保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲 正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の 体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改め 出し及び同条第一項の改正規定、 九条第八項の改正規定、同法第百条の五の見 合の募集等の禁止」を加える部分を除く。) 同法第五十二条の四十五の二の改正規定 (「に対する誠実義務」を「の利益の保護のた 除く。)、同法第五十二条の二の五の改正規定 いない場合の募集等の禁止」を加える部分を ていない場合の売買等の禁止、出資対象事業 対象事業の状況に係る情報の提供が確保され る部分及び「募集等の禁止」の下に「、出資 「に対する誠実義務」を「の利益の保護のた 「に対する誠実義務」を「の利益の保護のた

> 規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の 算して一年六月を超えない範囲内において政六条及び第五十七条の規定 公布の日から起 金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに い場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況業の状況に係る情報の提供が確保されていな 及び「募集等の禁止」の下に「、出資対象事備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分 業法第二十四条の二の改正規定(「に対する 第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第 央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、 号、第三百十七条の二第八号並びに第三百十 令で定める日 条から第三十三条まで、第三十五条、第三十 で、第二十三条 (第一項を除く。)、第二十四 第七十四条第三号及び第四号の改正規定並び に係る情報が提供されていない場合の募集等 誠実義務」を「の利益の保護のための体制整 九条第四号から第六号まで及び第十二号の改 第四号及び第五号、第三百十六条の二第二 える部分を除く。)並びに同法第三百十五条 提供されていない場合の募集等の禁止」を加 等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が る情報の提供が確保されていない場合の売買 の禁止」の下に「、出資対象事業の状況に係 示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等 条の二の改正規定(「に対する誠実義務」 項を同条第二項とする改正規定、同法第三百 を削る改正規定、同条第三項の改正規定、 に附則第九条、第十八条から第二十二条ま 三号及び第四号の改正規定、第十八条(信託 正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中 「の利益の保護のための体制整備」に、「掲 を

正に伴う経過措置) 、投資信託及び投資法人に関する法律の一

2 第二十三条 第八条の規定 正規定に限る。 信託及び投資法人に関する法律第百三十六条第 掲げる改正規定に限る。) による改正後の投資 に係る利益については、なお従前の例による。 以下この項において同じ。)に係る利益につい 百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。 業期間(投資信託及び投資法人に関する法律第 て適用し、第二号施行日前に開始した営業期間 一項の規定は、第二号施行日以後に開始する営 第八条の規定(附則第一条第四号に掲げる改 以下この項において同じ。) (附則第一条第二号に

同条第二項

第六十九条

政府は、この法律の施行後五年を目

法律(以下この条において「改正後の各法律」 途として、この法律による改正後のそれぞれの 書面の作成及び交付については、なお従前の例運用報告書の作成及び交付並びに同条第四項のう。)第十四条第一項の計算期間に係る同項の る法律(次項において「第四号旧投信法」とい 定による改正前の投資信託及び投資法人に関す 適用し、第四号施行日前に終了する第八条の規 の内閣府令で定める事項の情報の提供について 同項の投資信託財産に関する運用の状況その他 日以後に終了する同条第一項の計算期間に係る 法」という。) 第十四条の規定は、第四号施行 よる改正後の投資信託及び投資法人に関する法 (次項及び第四項において「第四号新投信

する投資信託財産とみなす。 信法第十四条第一項第一号に掲げる場合に該当 る場合に該当する投資信託財産は、第四号新投 に第四号旧投信法第十四条第一項第一号に掲げ 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現

前の例による。 定めるときが到来した場合については、なお従 券募集等契約が成立したときその他内閣府令で 場合について適用し、第四号施行日前に投資証 たときその他内閣府令で定めるときが到来する をいう。以下この項において同じ。)が成立し 募集等をいう。)を行うことを内容とする契約 の募集等(同法第百九十六条第一項に規定する 律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。) 定は、第四号施行日以後に投資証券募集等契約 る第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規 (投資証券 (投資信託及び投資法人に関する法 第四号新投信法第百九十七条において準用す

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第 行後にした行為に対する罰則の適用について によることとされる場合におけるこの法律の施た行為及びこの附則の規定によりなお従前の例 この条及び次条において同じ。)の施行前にし 四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下 なお従前の例による。

の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関第六十八条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

ると認めるときは、改正後の各法律の規定につ という。)の施行の状況等を勘案し、必要があ 置を講ずるものとする。 いて検討を加え、その結果に基づいて所要の措

(令和五年一一月二九日法律第八

(施行期日) 0号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

附則第六条の規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

|第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

| 第六条 この附則に規定するもののほか、この法 る。 律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(検討)

第七条 認めるときは、改正後の各法律の規定について う。) の施行の状況等を勘案し、必要があると して、この法律による改正後のそれぞれの法律 講ずるものとする。 検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を (以下この条において「改正後の各法律」とい 政府は、この法律の施行後五年を目途と

号) 附 則 (令和六年五月二二日法律第三)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 附則第十八条の規定 公布の日

日から起算して六月を超えない範囲内におい 限る。) 並びに附則第十七条の規定 公布の 条の二の三第一号の改正規定(「第三十一条 百一条第一号の改正規定並びに同法第二百五 て政令で定める日 第一項若しくは第三項」を「第三十一条第一 三十一条に一項を加える改正規定、同法第二 号イ及び第三十条第一項の改正規定、同法第 第一条中金融商品取引法第二条第八項第十 第三項若しくは第七項」に改める部分に

(罰則に関する経過措置)

|第十七条 この法律 (附則第一条第二号及び第三

号に掲げる規定にあっては、

当該規定)の施行

第十八条 この附則に規定するもののほか、この (政令への委任)

前にした行為並びに附則第三条、第四条及び第 れる場合における第三号施行日以後にした行為 六条の規定によりなお従前の例によることとさ に対する罰則の適用については、なお従前の例 による。

る経過措置を含む。)は、政令で定める。 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す